

令和5年度版

武蔵野市の環境保全（案）

— 環境施策に関する年次報告書 —

武 蔵 野 市

はじめに

【年次報告書「武蔵野市の環境保全」について】

本市は持続可能な環境都市を構築するため、武蔵野市環境基本計画に基づき様々な環境施策を展開しています。本報告書は武蔵野市環境基本条例第7条の規定により、これらの施策の年次ごとの状況や成果について報告、公表を行うものです。

あわせて、公共施設におけるエネルギーの使用量やごみの排出量等、事業活動に伴って生じた環境負荷についても掲載しています。

目 次

第 1 章 環境基本計画に基づく施策の推進の成果

| | | |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 第五期武蔵野市環境基本計画の概要 | 1 |
| 2 | 基本理念 | 2 |
| 3 | 計画の体系図 | 3 |
| 4 | 計画の進捗状況の点検・評価について | 4 |
| 5 | 計画に基づく施策の推進の成果（総評） | 8 |
| 6 | 計画に基づく施策の推進の成果（個別事業の実績） | 18 |
| | ＜全ての環境方針に共通する前提＞ | 22 |
| | ＜環境方針 1＞地球温暖化・エネルギー | 34 |
| | ＜環境方針 2＞廃棄物 | 40 |
| | ＜環境方針 3＞自然環境 | 46 |
| | ＜環境方針 4＞都市環境 | 51 |
| | ＜環境方針 5＞公害・災害 | 58 |

第 2 章 事業所としての実績

| | | |
|---|---|----|
| 1 | 武蔵野市 EMS に基づく事業所としてのエネルギー使用量やごみ排出実績 | 79 |
| 2 | 武蔵野市地球温暖化対策実行計画 2021（事務事業編）2022 改訂版の推進の成果 | 80 |

参考資料

| | |
|------------|----|
| 武蔵野市環境基本条例 | 87 |
|------------|----|

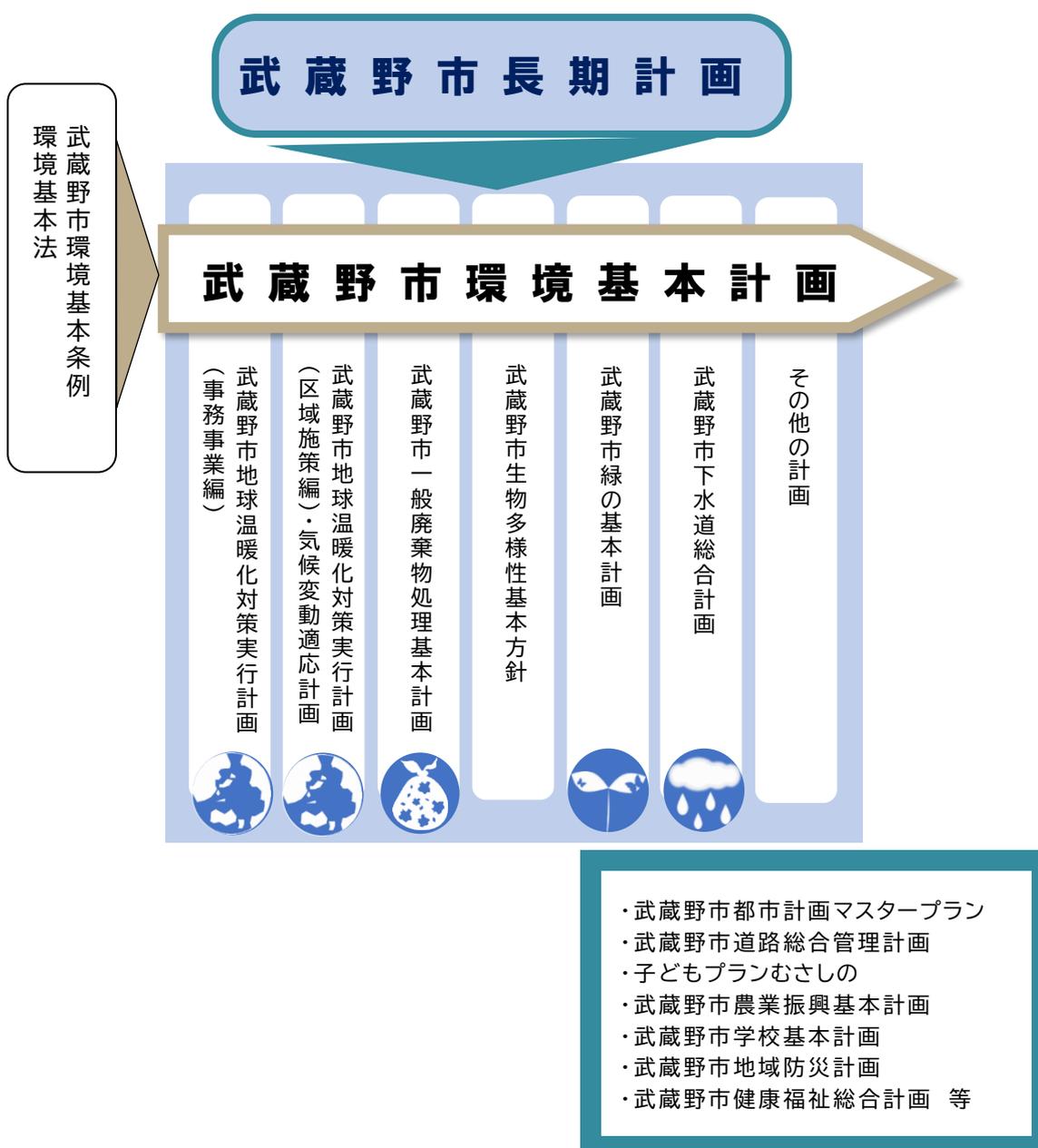
第1章 環境基本計画に基づく施策の推進の成果

1 第五期武蔵野市環境基本計画の概要

環境基本計画は、武蔵野市環境基本条例第5条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。令和5年度は、第五期環境基本計画の期間にあたります。

(1) 計画の位置付け

本市の他の計画との関連は以下のとおりです。



(2) 計画の期間

令和3（2021）年度から令和12年度（2030）まで（10年間）

2 基本理念

第五期環境基本計画では、以下の基本理念を設定しています。この基本理念をもとに、環境方針ごとに施策を推進します。

<基本理念>

「つなげる、ひろげる、ひきつぐ 環境都市むさしの」

本市を取り巻く環境に関する課題は多様で、それぞれに深刻です。この解決にあたっては、市はもちろん、市民や市民団体、事業者等が一丸となって取り組むことが重要です。

このことを前提に、市の役割とは、「つなげる」こと、「ひろげる」こと、「ひきつぐ」ことを意識した施策の推進であると考えます。つまり、多岐にわたる環境問題を分野横断的・有機的に「つなげる」こと、市民や市民団体、事業者、行政といった多様な主体を「つなげる」こと。市民や市民団体、事業者等を巻き込んだ環境配慮の輪を「ひろげる」こと、本市の取り組みを他の自治体はもとより日本中、世界中に「ひろげる」こと。そして、「つなげる」こと、「ひろげる」ことを通じてつくるよりよいまちを、次世代に「ひきつぐ」こと。

これら「つなげる」、「ひろげる」、「ひきつぐ」をあらゆる当事者が実践するまちの姿を、第四期環境基本計画で掲げた「スマートシティ」の意味をより鮮明にするかたちで「環境都市」として位置づけ、本計画の基本理念とします。

3 計画の体系図

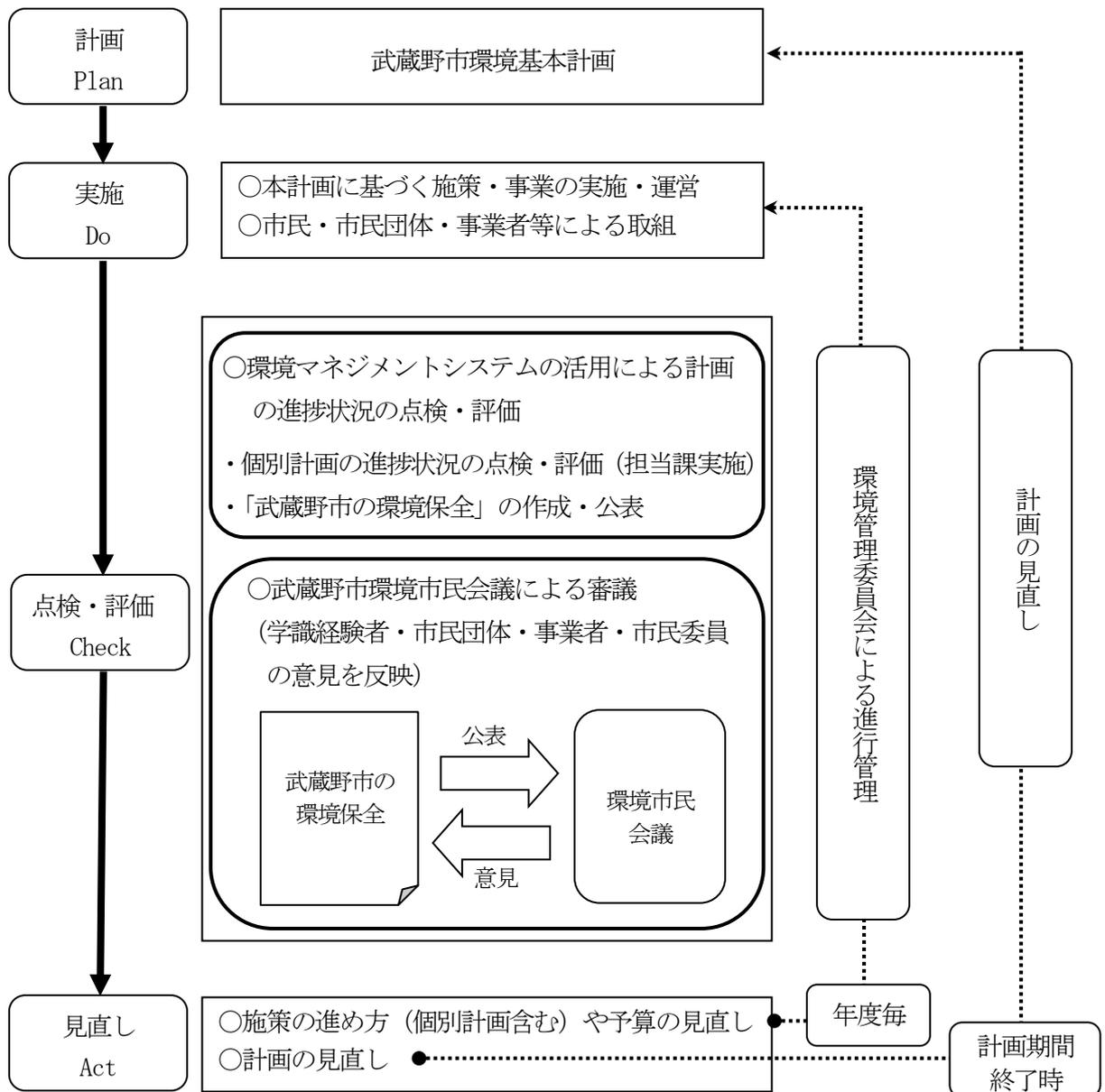
第五期計画では、以下の体系に基づいて具体的な施策を実施しています。



4 計画の進捗状況の点検・評価について

環境基本計画に定める環境施策の推進にあたり、環境マネジメントシステムの活用により、前頁「計画の体系図」に関する施策・事業の実施状況について年度毎に点検・評価を行います。

その結果は、本報告書「武蔵野市の環境保全」にとりまとめ、武蔵野市環境市民会議の審議を受けるとともに、市民等に公表します。



(1) 武蔵野市環境マネジメントシステムについて

本市では平成12年よりISO14001に基づく環境マネジメントシステムを運用し、事業所として事務事業に伴い発生する環境負荷の低減を図ってきました。これにより環境保全の価値観や、マネジメントのノウハウが組織に定着しました。

そして、平成29年4月にさらなる有効性を求めつつ合理化と簡素化を図るため、ISO14001の認証を返上し、独自の武蔵野市環境マネジメントシステム（以下、EMS）に移行しました。新しいEMSはそれまでのEMSよりも環境基本計画の推進ツールとしての位置付けを明確にしており、事業所としての環境負荷の軽減だけでなく、具体的な環境施策の進捗管理に活用されています。

(2) EMSにおける結果の取りまとめについて

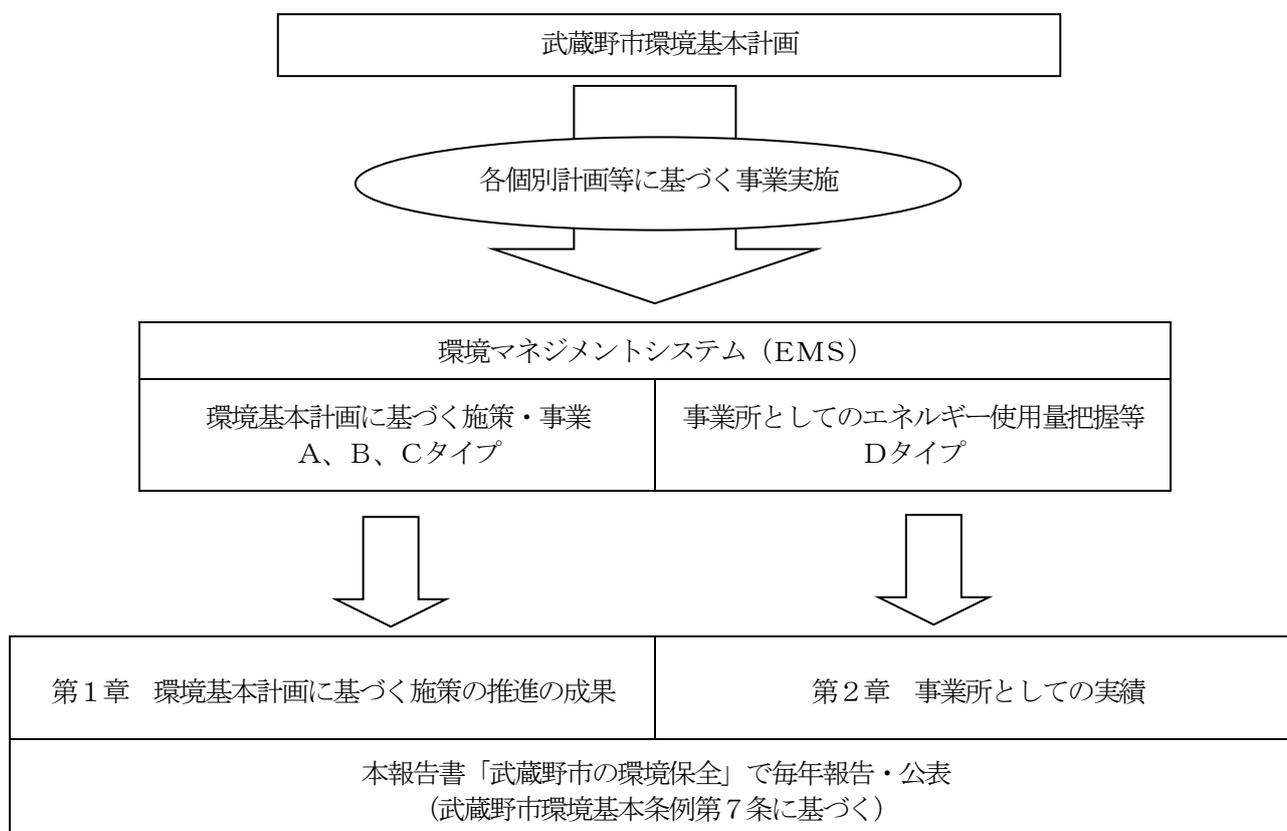
EMSでは、市が実施している環境施策・事業を以下の4種類に分類しています。

Aタイプ・Bタイプ・Cタイプの事業については、市の施策・事業についてです。環境基本計画の取組とも連動しており、第1章で取組結果をまとめています。

Dタイプの事業については、事業所としての市の取組です。第2章で取組結果をまとめています。

| 性質 | タイプ | 内容 |
|---------------|------|--------------------|
| 環境に関する啓発 | Aタイプ | 環境基本計画に基づく施策・事業 |
| 良好な環境の創出 | Bタイプ | |
| 汚染・公害の対策 | Cタイプ | |
| 省エネ・省資源・ごみの排出 | Dタイプ | 事業所としてのエネルギー使用量把握等 |

環境基本計画とEMS



(3) 武蔵野市環境マネジメントシステム対象組織

下記の市直営の組織を対象とし、EMSの運用単位としています(令和6年3月31日現在)。

| 番号 | 対象組織 | 環境担当者 | 部門 | 部門別環境責任者 |
|----|-------------|--------------|--------|----------|
| 1 | 企画調整課 | 企画調整課長 | 総合政策部 | 総合政策部長 |
| 2 | 資産活用課 | 資産活用課長 | | |
| 3 | 秘書広報課 | 秘書広報課長 | | |
| 4 | 総務課 | 総務課長 | 総務部 | 総務部長 |
| 5 | 自治法務課 | 自治法務課長 | | |
| 6 | 人事課 | 人事課長 | | |
| 7 | 情報政策課 | 情報政策課長 | | |
| 8 | 財政課 | 財政課長 | 財務部 | 財務部長 |
| 9 | 管財課 | 管財課長 | | |
| 10 | 施設課 | 施設課長 | | |
| 11 | 市民税課 | 市民税課長 | | |
| 12 | 資産税課 | 資産税課長 | | |
| 13 | 納税課 | 納税課長 | | |
| 14 | 産業振興課 | 産業振興課長 | 市民部 | 市民部長 |
| 15 | 消費生活センター | 消費生活係長 | | |
| 16 | 多文化共生・交流課 | 多文化共生・交流課長 | | |
| 17 | 市民課 | 市民課長 | | |
| 18 | 吉祥寺市政センター | 吉祥寺市政センター長 | | |
| 19 | 武蔵境市政センター | 武蔵境市政センター長 | | |
| 20 | 中央市政センター | 中央市政センター長 | | |
| 21 | 市民活動推進課 | 市民活動推進課長 | | |
| 22 | 男女平等推進センター | 男女平等推進担当課長 | | |
| 23 | 安全対策課 | 安全対策課長 | 防災安全部 | 防災安全部長 |
| 24 | 防災課 | 防災課長 | | |
| 25 | 環境政策課 | 環境政策課長 | 環境部 | 環境部長 |
| 26 | むさしのエコレポート | 環境啓発施設担当課長 | | |
| 27 | ごみ総合対策課 | ごみ総合対策課長 | | |
| 28 | 武蔵野クリーンセンター | クリーンセンター担当課長 | | |
| 29 | 下水道課 | 下水道課長 | | |
| 30 | 緑のまち推進課 | 緑のまち推進課長 | 健康福祉部 | 健康福祉部長 |
| 31 | 地域支援課 | 地域支援課長 | | |
| 32 | 生活福祉課 | 生活福祉課長 | | |
| 33 | 高齢者支援課 | 高齢者支援課長 | | |
| 34 | 障害者福祉課 | 障害者福祉課長 | | |
| 35 | 健康課 | 健康課長 | | |
| 36 | 保険年金課 | 保険年金課長 | 子ども家庭部 | 子ども家庭部長 |
| 37 | 子ども子育て支援課 | 子ども子育て支援課長 | | |
| 38 | 子ども育成課 | 子ども育成課長 | | |
| 39 | 南保育園 | 南保育園長 | | |
| 40 | 境保育園 | 境保育園長 | | |
| 41 | 境南保育園 | 境南保育園長 | | |

| 番号 | 対象組織 | 環境担当者 | 部門 | 部門別環境責任者 |
|----|-------------|--------------|--------|----------|
| 42 | 吉祥寺保育園 | 吉祥寺保育園長 | 子ども家庭部 | 子ども家庭部 |
| 43 | 児童青少年課 | 児童青少年課長 | | |
| 44 | 桜堤児童館 | 桜堤児童館長 | | |
| 45 | まちづくり推進課 | まちづくり推進課長 | 都市整備部 | 都市整備部長 |
| 46 | 吉祥寺まちづくり事務所 | 吉祥寺まちづくり事務所長 | | |
| 47 | 交通企画課 | 交通企画課長 | | |
| 48 | 住宅対策課 | 住宅対策課長 | | |
| 49 | 建築指導課 | 建築指導課長 | | |
| 50 | 道路管理課 | 道路管理課長 | | |
| 51 | 用地課 | 用地課長 | | |
| 52 | 会計課 | 会計課長 | 会計課 | 会計管理者 |
| 53 | 水道部総務課 | 水道部総務課長 | 水道部 | 水道部長 |
| 54 | 工務課（浄水場含む） | 工務課長 | | |
| 55 | 選挙管理委員会事務局 | 選挙管理委員会事務局長 | — | 総務部長 |
| 56 | 監査委員事務局 | 監査委員事務局長 | — | 総合政策部長 |
| 57 | 議会事務局 | 議会事務局次長 | 議会事務局 | 議会事務局長 |
| 58 | 教育企画課 | 教育企画課長 | 教育部 | 教育部長 |
| 59 | 指導課 | 指導課長 | | |
| 60 | 教育支援課 | 教育支援課長 | | |
| 61 | 生涯学習スポーツ課 | 生涯学習スポーツ課長 | | |
| 62 | 市民会館 | 市民会館長 | | |
| 63 | 武蔵野ふるさと歴史館 | 武蔵野ふるさと歴史館長 | | |
| 64 | 中央図書館 | 中央図書館長 | | |
| 65 | 第一小学校 | 第一小学校長 | | |
| 66 | 第二小学校 | 第二小学校長 | | |
| 67 | 第三小学校 | 第三小学校長 | | |
| 68 | 第四小学校 | 第四小学校長 | | |
| 69 | 第五小学校 | 第五小学校長 | | |
| 70 | 大野田小学校 | 大野田小学校長 | | |
| 71 | 境南小学校 | 境南小学校長 | | |
| 72 | 本宿小学校 | 本宿小学校長 | | |
| 73 | 千川小学校 | 千川小学校長 | | |
| 74 | 井之頭小学校 | 井之頭小学校長 | | |
| 75 | 関前南小学校 | 関前南小学校長 | | |
| 76 | 桜野小学校 | 桜野小学校長 | | |
| 77 | 第一中学校 | 第一中学校長 | | |
| 78 | 第二中学校 | 第二中学校長 | | |
| 79 | 第三中学校 | 第三中学校長 | | |
| 80 | 第四中学校 | 第四中学校長 | | |
| 81 | 第五中学校 | 第五中学校長 | | |
| 82 | 第六中学校 | 第六中学校長 | | |

5 計画に基づく施策の推進の成果（総評）

全ての環境方針に共通する前提及び5つの環境方針に対して「環境指標」を設け、各分野の施策の推進状況、達成状況を計る目安としています。令和5年度は指標0-2、2-3、2-4、4-3、4-4、5-2を追加しました。

| 環境方針 | 環境指標 | |
|----------------|--|--|
| 全ての環境方針に共通する前提 | 0-1 環境啓発施策への満足度 ^{※1} | |
| | 0-2 循環型社会システムづくり施策の重点・評価割合 ^{※2} | |
| | 0-3 人口1万人あたりのNPO法人数（環境の保全分野） | |
| | 環境方針1 「地球温暖化・エネルギー」 | 1-1 武蔵野市内の二酸化炭素排出量 ^{※3} |
| | | 1-2 武蔵野市内の家庭における二酸化炭素排出量 ^{※3} |
| | 環境方針2 「廃棄物」 | 2-1 市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量 |
| | | 2-2 事業系可燃ごみ持込み量 |
| | | 2-3 ごみの発電量と地消率 |
| | | 2-4 一般廃棄物の焼却量と廃プラスチック類の焼却量の推移 |
| | 環境方針3 「自然環境」 | 3-1 市民1人当たりの公園等面積 |
| | | 3-2 緑化・水辺空間に関する施策への満足度 ^{※1} |
| | 環境方針4 「都市環境」 | 4-1 建築物省エネ法第19条に基づく届け出件数 |
| | | 4-2 都市環境分野における4項目の施策への満足度 ^{※1} （都市基盤整備、交通・道路、自転車対策、住宅対策） |
| | | 4-3 市内街路灯のLED化率 |
| | | 4-4 自転車対策施策の重点・評価割合 ^{※2} |
| 環境方針5 「公害・災害」 | 5-1 生活環境に関する施策への満足度 ^{※1} | |
| | 5-2 苦情相談受付件数 | |
| | 5-3 雨水の流出抑制 | |

※1 「武蔵野市民意識調査」において隔年調査

「武蔵野市民意識調査」：現在行っている事務や事業の満足度のほか、新たな行政課題や多様な市民ニーズを把握することを目的に、無作為抽出した満18歳以上の4,000名の市民への郵送配布－郵送・WEB回収併用法によって実施（令和4年度調査回答率：36.7%）。

※2 「市政アンケート調査」において隔年調査

「市政アンケート調査」：市政に関する市民の要望の経年的変化などを把握し、計画的な行財政運営の参考に資することを目的に、「今後、重点的に進めてほしい施策」や「評価できる市の施策」についての調査を、市内に居住する全世帯を対象に全戸配布－郵送・WEB回収併用法によって実施（令和5年度調査回答率：6.4%）。

※3 オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」において、2年度前の実績を算定し、公表されている。

<全ての環境方針に共通する前提> ～あらゆる人を環境の当事者に～

[方針別の主要な施策の成果]

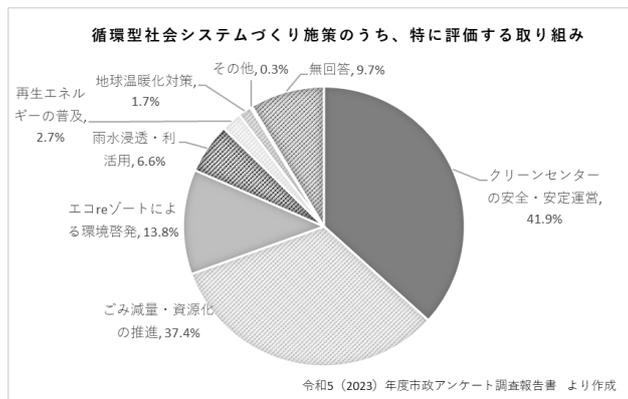
- 令和4年度に開催した気候市民会議での議論や意見を踏まえて、市民一人ひとりが当事者として取り組める気候変動対策の具体的な行動と、行動の実践を後押しする情報を掲載した「気候危機打開！むさしの市民エコアクション」の冊子を作成し、気候変動対策への市民の理解と行動変容を促すため、全戸配布したほか、市内商業施設やむさしのエコreゾートにてパネルを掲示しました。【事業番号：6】
- 気候市民会議を契機として、市民の地球温暖化対策の取り組みに対する機運を高め、活動の輪を広げていくため、市民の優れた取り組みを表彰し、紹介する「むさしのエコの実大賞」事業を実施し、入賞した取り組みを「気候危機打開！むさしの市民エコアクション」に掲載しました。【事業番号：5】
- むさしのエコreゾートでは、市民・事業者・行政等が連携し開催する「むさしの環境フェスタ」などのイベントをはじめ、連続講座や、出前講座などを行い、あらゆる世代へ向け啓発事業を実施しました。令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場になり、施設内を使用できない時期もありましたが、令和5年度は初めてむさしのエコreゾートで年間を通じて事業実施することができました。【事業番号：11～17】

環境指標 0-1：環境啓発施策への満足度

※隔年実施のため、未評価

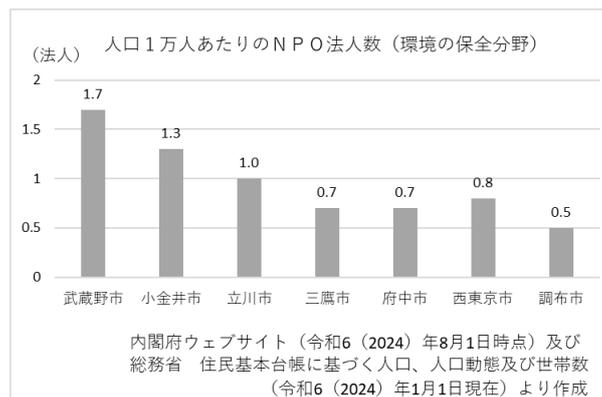
環境指標 0-2：循環型社会システムづくり施策の重点・評価割合

令和5年度市政アンケート調査では、循環型社会システムづくり施策（クリーンセンターの安全・安定運営、ごみ減量・資源化の推進、エコreゾートによる環境啓発、雨水浸透・利活用、再生エネルギーの普及、地球温暖化対策など）については、今後、「重点的に進めてほしい施策」第12位、「評価できる市の施策」第7位でした（18項目中）。評価は高いが重点としては低い項目となっており、施策として一定の満足が得られていると評価できます。



環境指標 0-3：人口1万人あたりのNPO法人数（環境の保全分野）

本市の環境に関する市民団体は、令和5年中に3団体減っていますが、依然として近隣市と比べて多いことが分かります。



[方針別の主要な施策の成果]

○平成28年の電力小売全面自由化に伴い、これまで市では公共施設の電力について、費用面だけでなく環境配慮面も含めた総合的な視点で電力の調達を行ってきましたが、ゼロカーボンシティの実現に向けて、さらに環境配慮を重視し、令和5年4月1日から、市庁舎や小中学校など高圧受電の公共施設49施設で実質再エネ100%電力の導入を開始しました。これにより、約4,600トンの二酸化炭素が削減されました(令和4年度比)。

【事業番号：44】

○市域における温室効果ガス排出量の削減に向けて、「気候危機打開！むさしの市民エコアクション」に掲げた取組を後押しする支援策として、再エネ電気に切替えをした家庭に対し、協力金を支給する事業を開始しました。**【事業番号：43】**

環境指標 1-1：武蔵野市内の二酸化炭素排出量

武蔵野市内の温室効果ガス排出量については、都内の62市区町村の共同事業として、算出(推計)を行っており、最新の算定結果は2年前の令和3(2021)年度のものとなるため、排出量の推移の傾向として捉える必要があります。

武蔵野市内における二酸化炭素排出量は、H26(2014)年度以降減少傾向が続いていましたが、令和3(2021)年度は約497千t-CO₂で、基準年度比19%減、前年度比2%増となっています。

家庭部門における世帯数増加などの増加要因に加え、エネルギーの消費量(主に都市ガス)が家庭、業務、産業など多部門で増加となったことに加えて、二酸化炭素排出係数*が増加したことにより、排出量全体で上昇しています。エネルギー使用量が影響して増加となった要因としては、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進み、飲食店や商業施設の営業時間やオフィス等の稼働時間が増加するなど、コロナ禍からの経済回復等が要因として考えられます。

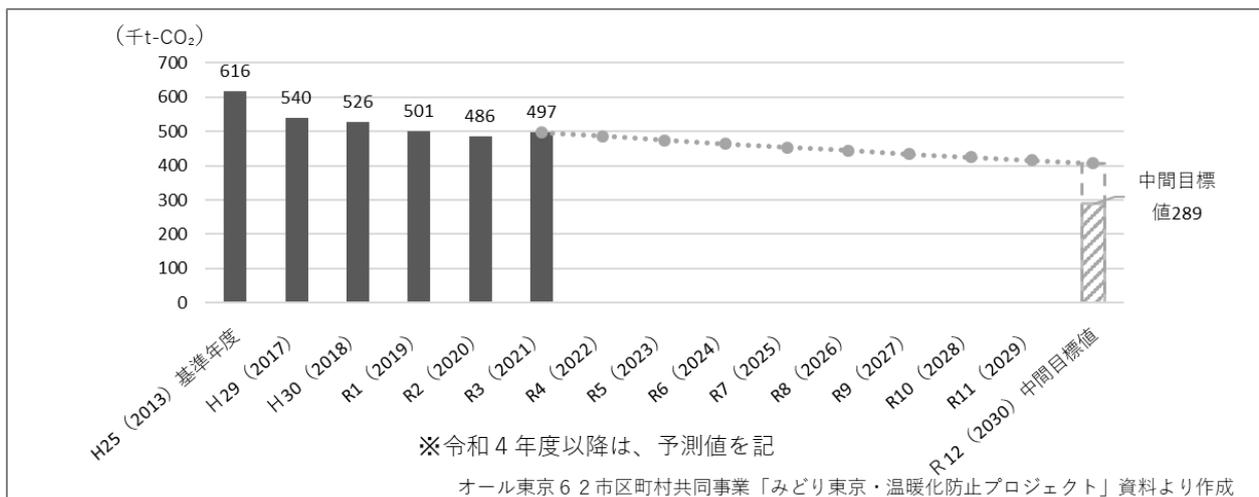
※二酸化炭素の主要な排出源はエネルギー消費であり、その消費量を二酸化炭素排出量に換算するには「二酸化炭素排出係数」を用います。そのうち電力の二酸化炭素排出係数は、その年の電源構成(発電量ベース)により決定され毎年変動するため、二酸化炭素排出量に強く影響します。

武蔵野市内の二酸化炭素排出量の推移 ※令和6年8月時点の最新データは、令和3年度分まで

単位：千t-CO₂ (小数点以下は四捨五入)

| | H25 (2013) 基準年度 | H29 (2017) | H30 (2018) | R1 (2019) | R2 (2020) | R3 (2021) | R12 (2030) 中間目標値 |
|------------|--------------------|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|---------------------|
| 二酸化炭素排出量 | 616 | 540 | 526 | 501 | 486 | 497 | 289 |
| [基準年度比]削減率 | — | 12% | 15% | 19% | 21% | 19% | 53% |

オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成



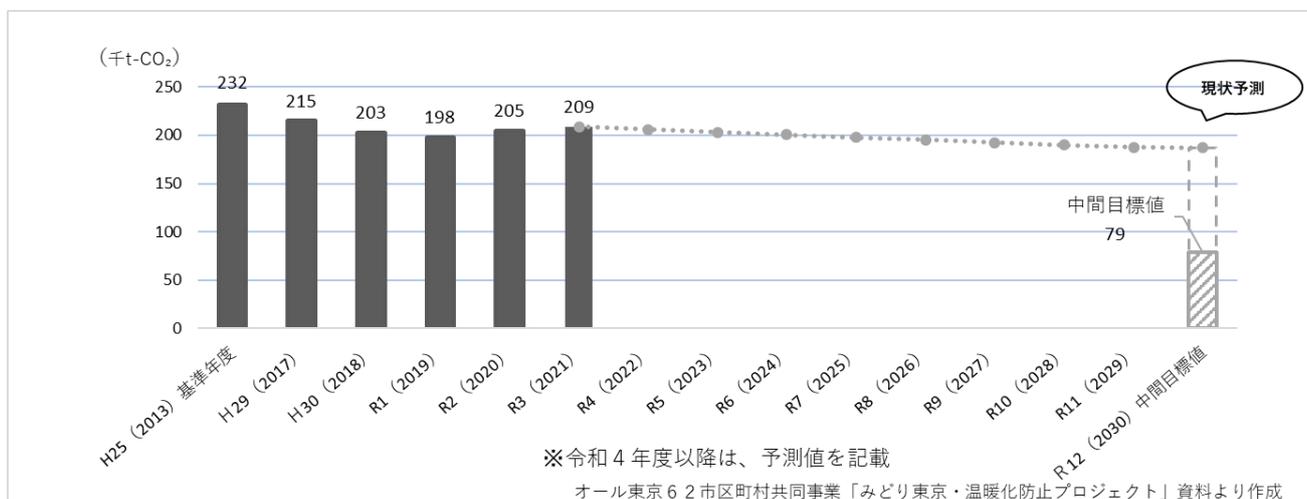
環境指標 1 - 2 : 武蔵野市内の家庭における二酸化炭素排出量

武蔵野市内の家庭部門における二酸化炭素排出量は、平成29（2017）年度を境に減少傾向が続いていましたが、令和2（2020）年度以降は増加に転じています。この主な要因は、コロナ禍により在宅時間が増加したことに伴い家庭でのエネルギー使用量が増加したものと考えられます。令和3（2021）年度は約209千t - CO₂で、基準年度比10%減、前年度比2%増となっています。

武蔵野市内の家庭部門における二酸化炭素排出量の推移 ※令和6年8月時点の最新データは、令和3年度分まで

| | H25 (2013) 基準年度 | H29 (2017) | H30 (2018) | R1 (2019) | R2 (2020) | R3 (2021) | R12 (2030) 中間目標値 |
|--------------------------------------|--------------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|---------------------|
| 二酸化炭素排出量 (千t-CO ₂) | 232 | 215 | 203 | 198 | 205 | 209 | 79 |
| [基準年度比]削減率 | — | 7% | 13% | 15% | 12% | 10% | 66% |
| 人口 (各年度10月1日時点) | 140,598 | 145,016 | 146,128 | 146,847 | 147,677 | 148,235 | — |
| 市民1人当たり二酸化炭素排出量 (t-CO ₂) | 1.65 | 1.48 | 1.39 | 1.35 | 1.39 | 1.41 | |

オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成



<環境方針2> 廃棄物 ～ごみの新しい価値を見出しながら、循環型社会を推進します～

【方針別の主要な施策の成果】

- 1人1日当たりのごみ排出量は前年度に比べ減っており、新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、働き方の変化や外出機会の増加により、在宅時間が減ったことから、家庭ごみが減少したものと考えられます。また、近年の人口増加に反して一般廃棄物の総量はやや減少傾向にあるものの、引き続き3Rの取組や不要なものを買わないという意識啓発など、ごみの発生抑制につながる取組を継続的に推進しました。【事業番号：54】
- ごみの発生抑制につなげるため、不用品再利用掲示板事業「むさしのエコボ」の設置箇所数を令和4年度に既存の2倍程度増加させたことに続き、令和5年7月から電子申請を開始しました。これにより利用者の使いやすさが大幅に向上し、申込数及び成約数が対前年比で約2倍に増加しました。【事業番号：59】
- 武蔵野クリーンセンターでの焼却排熱の利用について、ごみの焼却量の減少により発電量が前年度比4.4%減少となったことから、武蔵野クリーンセンターの発電量のうち、武蔵野クリーンセンターで使用した電力量及び近隣公共施設への供給電力量は昨年度より0.6%減少し、市内小・中学校への自己託送についても昨年度比で3.5%減少しましたが、蓄電池システムの稼働率向上により、地消率は2.0%上昇しました。【事業番号：50・62】

環境指標 2-1：市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量

武蔵野市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量は令和2（2020）年度を境に減少傾向が続いており、令和5（2023）年度は約582gで、前年度比6%減となっています。令和14（2032）年度の目標値を達成しましたが、今後の傾向を注視していく必要があります。



<参考>



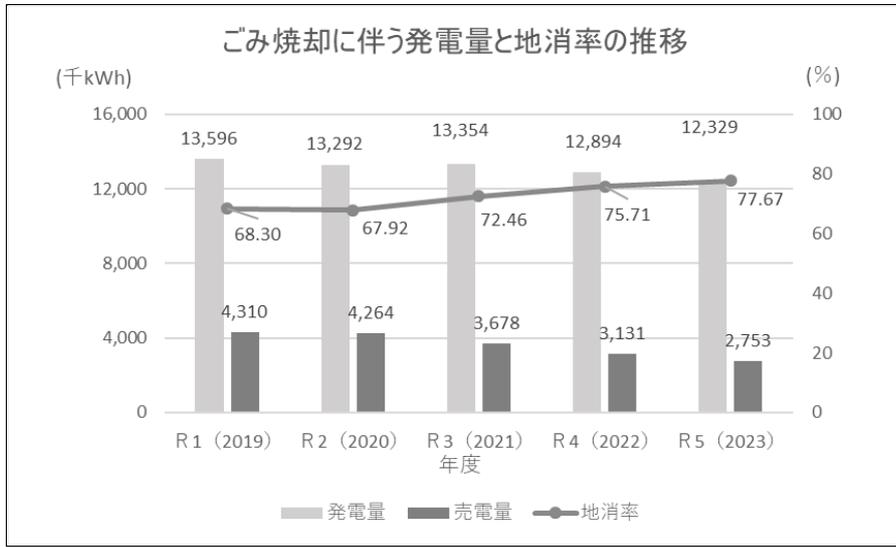
環境指標 2-2：事業系可燃ごみ持込み量

武蔵野市内における事業系可燃ごみ（持込み）量は、新型コロナウイルス感染症の事業活動への影響が強かった令和2（2020）年度に減少していますが、令和3（2021）年度以降は事業活動の再開に伴い増加に転じています。令和5（2023）年度は6,632 tで、前年度比13%増となっています。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行したことから社会活動や経済活動が活性化したことが一因と考えられます。



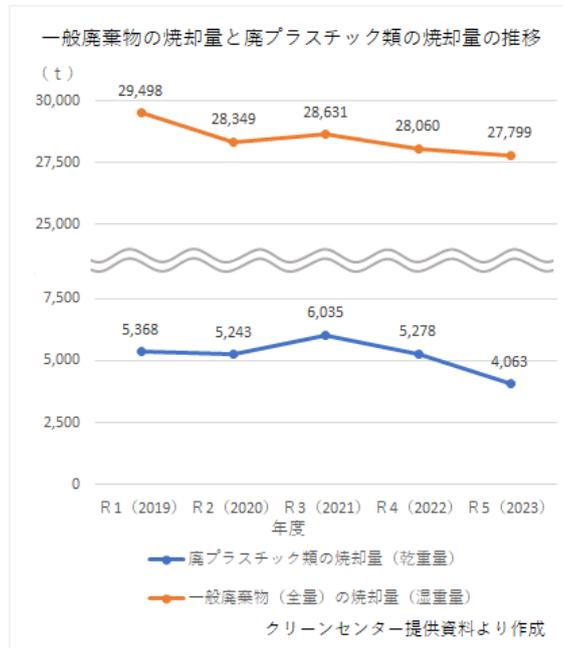
環境指標 2-3：ごみ焼却に伴う発電量と地消率

武蔵野クリーンセンターのごみの焼却による電気発電量は減少傾向にありますが、蓄電池による夜間余剰電力の振替えや市内小中学校への自己託送の拡大等により、発電した電力を有効に活用することで地消率が上がっています。



環境指標 2-3：一般廃棄物の焼却量と廃プラスチック類の焼却量の推移

一般廃棄物全体の焼却処理量は減少傾向にあるほか、焼却処理される一般廃棄物中の廃プラスチック類の比率も下がっていることから、令和5年度の廃プラスチック類（ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類・合成繊維等）の焼却量は令和4年度と比較し、23%減少しました。要因の分析のために今後も傾向を注視していく必要があります。



一般廃棄物中の廃プラスチック類の比率

| R1 (2019) | R2 (2020) | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 32.77% | 32.70% | 37.37% | 33.11% | 26.56% |

【方針別の主要な施策の成果】

- 緑地の適正な保全、緑化の推進を総合的かつ計画的に実施することを目的に策定した「緑の基本計画2019」について、策定から5年が経過することから、計画後期の取組みにつなげるため、個別・具体的取組み状況の把握・検証や学識者へのヒアリングを行い、「緑の基本計画2019 中間まとめ」を策定しました。
- 魅力的で安全安心な潤いある都市環境の推進を目指し、公園施設の改修を行うとともに、子どもたちの遊び場の充実を図るため、千川さんかく公園の新設、西久保はらっぱ公園の拡充、中央高架下公園（二期）と西久保児童公園のリニューアル工事を実施し、樹木地と草地の増加、地域のニーズに合った魅力ある公園・緑地を創出しました。【事業番号：71】

環境指標 3-1：市民1人当たりの公園等面積

市民1人当たりの公園等面積※は、令和5（2023）年4月1日時点で4.42㎡/人となっています。市立公園の面積は、令和2（2020）年度に廃止公園があったため一時的に減っていますが、これは借地契約の期間満了によるものです。令和3（2021）年度にかけて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で市立公園の新設は行われませんでした。令和4（2022）年度からはコロナ禍前と同様に積極的に公園整備を推進しているため、増加に転じ、引き続き増加する見込みです。

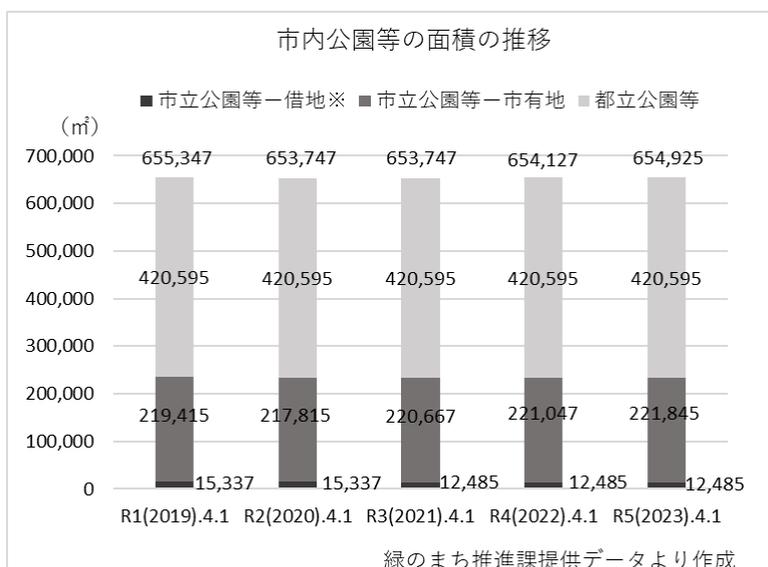
※ここでの「公園等面積」には、都立公園、緑地等を含みます。

市民1人当たりの公園等面積※

| 年度 | R1(2019) 4月1日 | R2(2020) 4月1日 | R3(2021) 4月1日 | R4(2022) 4月1日 | R5(2023) 4月1日 | 目標値 |
|---------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------|
| 市内公園等の面積(㎡) | 655,347 | 653,747 | 653,747 | 654,127 | 654,925 | — |
| 市民1人当たりの公園等面積※(㎡/人) | 4.47 | 4.43 | 4.43 | 4.41 | 4.42 | 5.00 |

※都立公園、緑地等を含む

緑のまち推進課提供データより作成



※公園面積に市有地と借地が混在する場合は、全て市有地に含めている。

環境指標 3-2：緑化・水辺空間に関する施策への満足度

※隔年実施のため、未評価

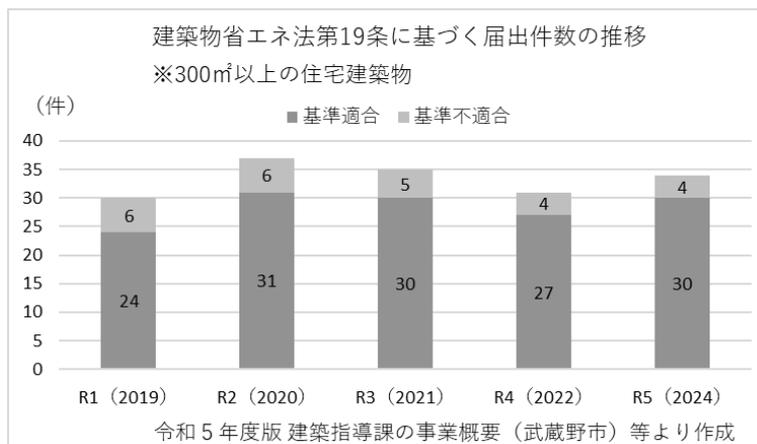
【方針別の主要な施策の成果】

- 公共施設において徹底した省エネ対策や創エネの率先した取組を推進するため、公共施設の環境配慮指針を策定し、令和5年6月に施行しました。施行に伴い、指針についての全庁向け説明会を実施しました。【事業番号：75】
- 都市基盤分野においては、「武蔵野市都市計画マスタープラン2021」の将来像である「人をつなぐ、緑を育む 歩きたくなる」まちを実現するため、景観道路の形成に向けた考え方や無電柱化の推進に向けた考え方・施策を定めた「武蔵野市景観道路計画」に基づき、無電柱化整備路線の検討及び設計を行いました。また、景観道路整備として、市道第16・177号線の電柱が撤去され、景観整備が進められました。【事業番号：91】
- 市民の安全・安心の向上及び環境負荷の軽減を図るため、装飾街路灯（水銀灯）のLED化を実施し、令和5年度から2か年で実施する対象約400基の内、約60%の242基のLED化を達成しました。

環境指標 4-1：建築物省エネ法第19条に基づく届け出件数

令和5（2023）年度の建築物省エネ法第19条に基づく住宅建築物の届出件数のうち、基準適合建築物の割合は9割近くとなっています。市では、建築物の環境性能の向上の推進を目的として、「武蔵野市建築物環境配慮指針（H29制定）」に基づき、まちづくり条例の開発事業に加え、建築確認申請の事前調整の手続きにおいて指導を行っています。

※300㎡以上の住宅については、新築時等に省エネ措置の届出が義務化されていますが、省エネ基準への適合は任意とされています。※（令和7（2025）年4月以降に着工する全ての住宅に省エネ基準への適合が義務付けられる予定です）



届出のうちの基準適合率※

| R1 (2019) | R2 (2020) | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 80% | 84% | 86% | 87% | 88% |

※基準適合は努力義務

環境指標 4-2：都市環境分野における4項目の施策への満足度

※隔年実施のため、未評価

環境指標 4-3：市内街路灯のLED化率

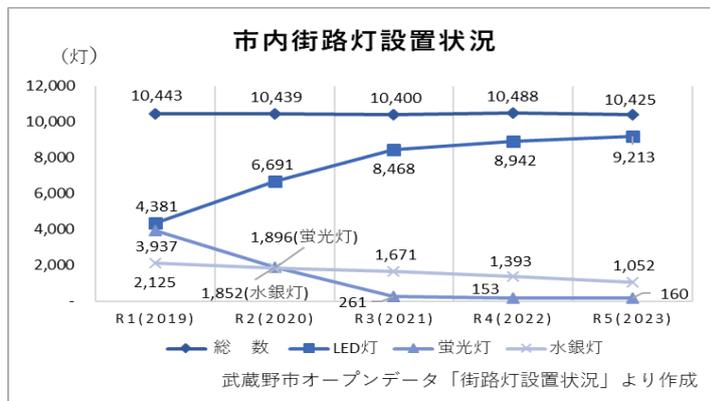
市は、夜間における歩行者・自転車・自動車等の安全な通行を確保するとともに、環境負荷の低減を推進するため、LED街路灯の整備を進めています。小型街路灯（蛍光灯）から優先的に交換を実施し、LED化率は大幅に上昇しており、引き続き大型街路灯（水銀灯）等への対策も実施します。令和5（2023）年度の市内街路灯

のLED化率は、88%となっています。

市内街路灯のLED化率

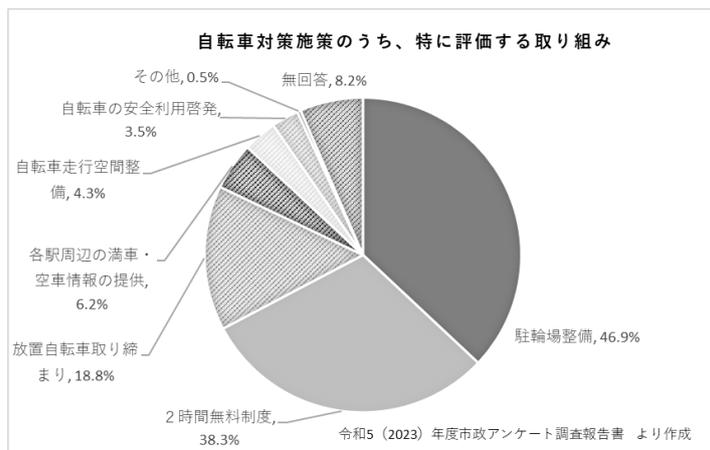
| R1 (2019) | R2 (2020) | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 42% | 64% | 81% | 85% | 88% |

<参考>



環境指標 4-4：自転車対策施策の重点・評価割合

令和5年度市政アンケート調査では、自転車対策施策（駐輪場整備、2時間無料制度、放置自転車取り締まり、各駅周辺の満車・空車情報の提供、自転車走行空間整備、自転車安全利用啓発など）は令和5年度調査では「今後重点的に進めてほしい施策」、「評価できる市の施策」ともに第3位でした（18項目中）。現在の取り組みへの評価が高く、今後も重視されている施策となります。自転車駐車場のさらなる利便性向上のため、定期利用から一時利用への利用体系変更後の効果検証等を行い、誰でも利用しやすい交通環境整備を進めています。



<環境方針5> 公害・災害 ～安全・安心で快適なまちづくりのために、公害・災害対策を推進します～

[方針別の主要な施策の成果]

- 大気汚染や水質汚濁、振動等の典型7公害はもちろん、近年増加している都市・生活型公害（住宅等からの音や犬猫に関するトラブル、樹木の越境等）についても対応し、公害の防止や解消に努めました。建設解体等の工事関連だけでなく、一般家庭等を発生源とする苦情相談の比重も高くなっており、その他の苦情件数は全体の72%を占めています。近隣との良好な関係構築がトラブル防止に有効であり、地域での孤立化防止の働きかけの方法について組織横断的な検討が必要です。【事業番号：106・108】
- 災害時に自宅での生活が継続できず、やむなくペットと同行避難する場合を想定した武蔵野市ペット同行避難マニュアル及び災害時動物救護等活動マニュアルを作成したとともに、これらを踏まえた市民周知用のパンフレット「武蔵野市ペットのための防災対策」を作成し、動物病院等で配架を行いました。また、令和4年度に引き続き、市内避難所14か所にペット用ケージ（各L1台・M2台）の備蓄を行いました。
- 水道の配水管路の耐震化を推進し、災害時にも安全でおいしい水の安定供給ができるように、配水管の新設や老朽管の更新を進めており、管路耐震化率は昨年度から0.5ポイント増加し、49.2%となりました。【事業番号：118】

環境指標 5 - 1 : 生活環境に関する施策への満足度

※隔年実施のため、未評価

環境指標 5 - 2 : 苦情相談受付件数

令和5年度においては、前年度と比較して騒音や振動等の典型7公害の相談件数は横ばいとなっていますが、ねずみやハクビシン・アライグマといった害獣に関する相談が増加しています。

苦情相談受付件数

| 年度 | 合計 | 典型7公害 | | | | | | | | | その他 | | | | | | | | | |
|----|-----|-------|-----|-----|----|-----|----|----------------------|-----|---|-----|-----------|-----|-----|-------------|--------------------|-----|----|----|----|
| | | 大気汚染 | | | 騒音 | 振動 | 臭気 | 土壌汚染 水質汚濁 地盤沈下 | 放射線 | 虫 | 鳥 | 動物(犬・猫ほか) | | 落書き | 貼り紙 違法看板 | 空き地 空き家 樹木越境 | その他 | | | |
| | | ばい煙 | 粉じん | ネズミ | | | | | | | | アライグマ | | | | | | | | |
| R1 | 541 | 159 | 33 | 3 | 21 | 90 | 9 | 25 | 2 | 0 | 13 | 76 | 49 | 178 | 26 | 6 | 6 | 28 | 75 | |
| R2 | 657 | 202 | 47 | 17 | 22 | 122 | 14 | 17 | 2 | 0 | 26 | 95 | 54 | 221 | 51 | 7 | 5 | 55 | 46 | |
| R3 | 694 | 218 | 41 | 12 | 27 | 130 | 24 | 20 | 3 | 0 | 20 | 85 | 49 | 234 | 68 | 68 | 9 | 5 | 47 | 76 |
| R4 | 546 | 186 | 28 | 15 | 12 | 127 | 17 | 14 | 0 | 4 | 67 | 28 | 196 | 39 | 72 | 1 | 3 | 36 | 53 | |
| R5 | 677 | 188 | 35 | 5 | 29 | 114 | 17 | 20 | 2 | 0 | 16 | 69 | 39 | 283 | 60 | 95 | 7 | 1 | 25 | 88 |

※カラスとハチの件数は含まず

環境指標 5 - 3 : 雨水の流出抑制

流出係数は、宅地等に降った雨水が地下浸透や蒸発せずに下水道施設へ排水される割合を示すもので、雨水の地下浸透量が増加することで流出係数は低減します。流出係数を下げることは、下水道施設への負担、ひいては水害の軽減につながることを意味します。市では、武蔵野市雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例に基づき、昭和20年代頃の水環境（流出係数0.4）を目指して取組を進めています。

雨水の流出抑制

| 貯留浸透等施設項目 | 【実績（基準年度）】 | 【実績】 | 【将来像】 |
|----------------------------|---------------|--------------|---------------------------------|
| | 平成25（2013）年度末 | 令和5（2023）年度末 | 令和25（2043）年度末 （平成25年度から30年後） |
| 戸別浸透施設等 | 31,546㎡ | 47,568㎡ | 73,826㎡ |
| 学校・公園等貯留浸透施設 ^{※1} | 6,450㎡ | 9,403㎡ | 9,403㎡ |
| 緑被率の向上 | 25.3% | 24.3% | 28.9% ^{※2} |
| 透水性舗装 | 5.3ha | 8.9ha | 35.8ha |
| 道路浸透ます ^{※3} | 143基 | 299基 | 1,900基 |
| 流出係数 | 0.52 | 0.49 | 0.40 |

武蔵野市下水道総合計画（2023）
流出抑制に関する実績と目指すべき将来像等 より作成

- ※1 下水道事業における浸水対策として設置した雨水貯留浸透施設のみを対象としている。今後、学校建替え等で設置される場合は、公共施設においても「戸別浸透施設」として計上する。
- ※2 緑の基本計画 2019 では緑被率を30年超で30%とする目標を掲げている。達成年度を令和31（2049）年度として、上記の将来像の値は直線補間した値を記載している。
- ※3 交通企画課では概ね令和25（2043）年度ごろまでに1,900基の設置を目指している。ただし、近年では、道路浸透ますを設置する位置が他企業の既設埋設管や電線類地中化事業、都市型側溝整備などの支障となることがあるため、他の整備手法も含めて検討し、効果検証しながら事業を進めることとしている。

6 計画に基づく施策の推進の成果（個別事業の実績）

<全ての環境方針に共通する前提> ～あらゆる人を環境の当事者に～

| 事業番号 | 事業名 | 担当課 | 頁 |
|------|---------------------------|------------------------|----|
| 1 | 市報等による環境情報の提供 | 秘書広報課 | 22 |
| 2 | くらしフェスタむさしの（消費生活展） | 産業振興課 （消費生活センター） | 22 |
| 3 | グリーンコンシューマー育成事業 | 産業振興課 （消費生活センター） | 22 |
| 4 | 環境情報コーナー | 産業振興課 （消費生活センター） | 22 |
| 5 | むさしのエコの実大賞 | 環境政策課 | 22 |
| 6 | 気候市危機打開！むさしの市民エコアクションの作成 | 環境政策課 | 22 |
| 7 | 犬のしつけ方教室 | 環境政策課 | 23 |
| 8 | 地域環境協働事業 | 環境政策課 | 23 |
| 9 | むさしの猫セミナー | 環境政策課 | 23 |
| 10 | 地域における要支援動物の相談支援体制構築モデル事業 | 環境政策課 | 23 |
| 11 | むさしの環境フェスタ | 環境政策課 （むさしのエコreゾート） | 23 |
| 12 | むさしのエコreゾートの開館・施設見学受入 | 環境政策課 （むさしのエコreゾート） | 24 |
| 13 | 環境の学校 | 環境政策課 （むさしのエコreゾート） | 24 |
| 14 | 環境に関する情報発信 | 環境政策課 （むさしのエコreゾート） | 25 |
| 15 | むさしのエコreゾートにおけるサポーター事業 | 環境政策課 （むさしのエコreゾート） | 25 |
| 16 | 環境啓発事業費補助金 | 環境政策課 （むさしのエコreゾート） | 25 |
| 17 | 身近な環境に関する啓発 | 環境政策課 （むさしのエコreゾート） | 25 |
| 18 | ごみに関する各種イベント・講座等 | ごみ総合対策課 | 26 |
| 19 | ごみに関する各種印刷物 | ごみ総合対策課 | 26 |
| 20 | クリーンむさしのを推進する会への支援 | ごみ総合対策課 | 27 |
| 21 | ECOパートナー認定表彰制度 | ごみ総合対策課 | 27 |
| 22 | 武蔵野クリーンセンターの公開 | ごみ総合対策課 | 28 |
| 23 | 環境報告書 | ごみ総合対策課 | 28 |
| 24 | 緑化推進に関する啓発 | 緑のまち推進課 | 28 |
| 25 | 園児等に対する環境教育 | 子ども育成課（各公立保育園） | 29 |
| 26 | 親子稲作体験事業 | 児童青少年課 | 29 |
| 27 | 家族ふれあい自然体験事業（鳥取県・遠野市） | 児童青少年課 | 29 |
| 28 | むさしのジャンボリー | 児童青少年課 | 29 |
| 29 | 二俣尾自然体験事業 | 児童青少年課 | 30 |
| 30 | ハバロフスク市との青少年交流事業 | 多文化共生・交流課 | 30 |
| 31 | 中学生・高校生リーダー養成講座 | 児童青少年課 | 30 |
| 32 | 水に関する啓発・広報 | 水道部総務課 | 30 |
| 33 | セカンドスクール・プレセカンドスクール | 指導課 | 31 |
| 34 | 利賀村訪問事業 | 指導課 | 32 |
| 35 | 森林体験教室 | 生涯学習スポーツ課 | 32 |
| 36 | 教育機関と連携した環境講座 | 生涯学習スポーツ課 | 32 |

| | | | |
|----|-----------------|---------------------------|----|
| 37 | 環境と歴史に関する展示・講座等 | 生涯学習スポーツ課 (武蔵野ふるさと歴史館) | 32 |
| 38 | 児童・生徒に対する環境教育 | 各公立小・中学校 | 33 |

<環境方針1> 地球温暖化・エネルギー ～地球温暖化に正面から対峙する「ゼロカーボンシティ」を目指します～

| 事業番号 | 事業名 | 担当課 | 頁 |
|------|----------------------|---------|----|
| 39 | 低公害車・低燃費車の導入（自動車の管理） | 管財課 | 34 |
| 40 | 温度差利用設備の活用 | 環境政策課 | 34 |
| 41 | 公共施設における太陽光発電システムの運用 | 環境政策課 | 34 |
| 42 | 効率的なエネルギー活用推進助成制度 | 環境政策課 | 35 |
| 43 | 家庭向け再エネ電気切替協力金支給事業 | 環境政策課 | 35 |
| 44 | 環境配慮方針に基づく電力調達 | 環境政策課 | 36 |
| 45 | 建築物の環境配慮 | 環境政策課 | 36 |
| 46 | 2050 ゼロパートナー事業 | 環境政策課 | 37 |
| 47 | 省エネルギー設備等導入資金の融資あっせん | 環境政策課 | 37 |
| 48 | エコオフィスむさしの活動 | 環境政策課 | 37 |
| 49 | エネルギー地産地消プロジェクト | 環境政策課 | 37 |
| 50 | ごみ焼却に伴う焼却廃熱・電気の利用 | ごみ総合対策課 | 38 |

<環境方針2> 廃棄物 ～ごみの新しい価値を見出しながら、循環型社会を推進します～

| 事業番号 | 事業名 | 担当課 | 頁 |
|------|-----------------------|---------|----|
| 51 | 機密文書のリサイクルの推進 | 総務課 | 40 |
| 52 | 電子申請の活用 | 情報管理課 | 40 |
| 53 | 備蓄食料の活用 | 防災課 | 41 |
| 54 | 一般廃棄物処理量の監視 | ごみ総合対策課 | 41 |
| 55 | ごみの排出状況の把握・指導 | ごみ総合対策課 | 42 |
| 56 | 廃棄物の多量排出事業者への指導 | ごみ総合対策課 | 42 |
| 57 | 資源回収団体や事業者への補助金交付 | ごみ総合対策課 | 43 |
| 58 | 剪定枝葉等の堆肥化 | ごみ総合対策課 | 43 |
| 59 | むさしのエコポ（不用品再利用掲示板事業） | ごみ総合対策課 | 43 |
| 60 | 小型廃家電製品マテリアル回収 | ごみ総合対策課 | 44 |
| 61 | 資源物の拠点回収 | ごみ総合対策課 | 44 |
| 62 | 【再掲】ごみ焼却に伴う焼却廃熱・電気の利用 | ごみ総合対策課 | 44 |
| 63 | 放置自転車の再利用 | 交通企画課 | 44 |
| 64 | 除籍図書のリサイクル | 図書館 | 45 |

<環境方針3> 自然環境 ～武蔵野らしさを大切に、人と自然が調和したまちをつくります～

| 事業番号 | 事業名 | 担当課 | 頁 |
|------|--------------------|---------|----|
| 65 | 環境保全型農業用資器材購入補助制度 | 産業振興課 | 46 |
| 66 | むさしの自然観察園事業 | 環境政策課 | 46 |
| 67 | 雨水浸透施設の設置・指導 | 下水道課 | 46 |
| 68 | 雨水貯留槽（雨水タンク）購入助成制度 | 下水道課 | 47 |
| 69 | 緑化推進における支援と指導 | 緑のまち推進課 | 47 |
| 70 | 緑を支える市民活動への支援 | 緑のまち推進課 | 48 |
| 71 | 公園緑地等の整備 | 緑のまち推進課 | 49 |
| 72 | 水辺環境の整備 | 緑のまち推進課 | 49 |
| 73 | 多摩の森林整備 | 緑のまち推進課 | 50 |
| 74 | 学校緑化の支援 | 教育企画課 | 50 |

<環境方針4> 都市環境 ～環境に優しい都市基盤のリニューアルを推進します～

| 事業番号 | 事業名 | 担当課 | 頁 |
|------|-----------------------|-------------------------------------|----|
| 75 | 公共施設の環境配慮指針の運用 | 環境政策課 | 51 |
| 76 | 公共施設の建築・工事における環境配慮 | 施設課、下水道課、緑のまち推進課、交通企画課、道路管理課、水道部工務課 | 51 |
| 77 | 違法広告物のパトロール・撤去、落書きの消去 | 環境政策課 | 52 |
| 78 | あき地の適正管理 | 環境政策課 | 53 |
| 79 | 三駅周辺清掃の実施 | ごみ総合対策課 | 53 |
| 80 | 市内美化の推進 | ごみ総合対策課 | 53 |
| 81 | 迷惑喫煙、ポイ捨て防止の推進 | ごみ総合対策課 | 53 |
| 82 | まちづくり条例に基づく開発指導 | まちづくり推進課 | 54 |
| 83 | 都市計画道路の整備 | まちづくり推進課 | 54 |
| 84 | 吉祥寺駅周辺の荷さばき対策 | 吉祥寺まちづくり事務所 | 54 |
| 85 | 自転車駐車場の整備及び利用体系の見直し | 交通企画課 | 54 |
| 86 | 放置自転車の撤去 | 交通企画課 | 55 |
| 87 | ムーブスの運行 | 交通企画課 | 55 |
| 88 | パーク・アンド・バスライドシステム | 交通企画課 | 55 |
| 89 | 駐車場案内・誘導システム | 交通企画課 | 55 |
| 90 | 生活道路の整備 | 交通企画課 | 55 |
| 91 | 電線類の地中化の推進 | 交通企画課 | 56 |
| 92 | 透水性舗装の整備 | 交通企画課 | 56 |
| 93 | 歩道の整備 | 交通企画課 | 56 |
| 94 | 空き家の適正管理 | 住宅対策課 | 56 |
| 95 | 既存住宅の耐震性能向上施策 | 住宅対策課 | 56 |
| 96 | 舗装の補修 | 道路管理課 | 57 |
| 97 | 狭あい道路の拡幅整備 | 道路管理課 | 57 |
| 98 | 公共用地取得後の適正管理 | 用地課 | 57 |

<環境方針5> 公害・災害 ～安全・安心で快適なまちづくりのために、公害・災害対策を推進します～

| 事業番号 | 事業名 | 担当課 | 頁 |
|------|----------------------------|---------|----|
| 99 | 大気環境の測定 | 環境政策課 | 58 |
| 100 | 工場・指定作業所・特定建設作業に関する届出受理・指導 | 環境政策課 | 62 |
| 101 | 道路交通騒音・振動調査 | 環境政策課 | 63 |
| 102 | 地下水汚染調査・対策 | 環境政策課 | 67 |
| 103 | 地下水揚水の管理 | 環境政策課 | 69 |
| 104 | 玉川上水及び千川上水の水質調査 | 環境政策課 | 69 |
| 105 | 酸性雨調査 | 環境政策課 | 70 |
| 106 | 公害に関する苦情処理 | 環境政策課 | 72 |
| 107 | 放射線対策 | 環境政策課 | 73 |
| 108 | 害虫の駆除等 | 環境政策課 | 73 |
| 109 | 武蔵野クリーンセンターの汚染・公害対策 | ごみ総合対策課 | 74 |
| 110 | 学校等への雨水貯留浸透施設等の設置 | 下水道課 | 74 |
| 111 | まちの臭気対策 | 下水道課 | 75 |
| 112 | 合流式下水道改善施設の運用 | 下水道課 | 76 |
| 113 | 事業場排水の水質規制 | 下水道課 | 76 |
| 114 | 【再掲】雨水浸透施設の設置・指導 | 下水道課 | 76 |
| 115 | 【再掲】雨水貯留槽（雨水タンク）購入助成制度 | 下水道課 | 76 |
| 116 | 直結給水の推進 | 水道部工務課 | 77 |
| 117 | 水の安定供給 | 水道部工務課 | 77 |
| 118 | 配水管網の耐震化 | 水道部工務課 | 77 |

| | | | |
|-----|-----------------|----------------------------|----|
| 119 | 漏水防止対策 | 水道部工務課 | 77 |
| 120 | 浄水場の汚染・公害対策 | 水道部工務課 | 78 |
| 121 | 薬品の管理 | ごみ総合対策課、生涯学習スポーツ課、各公立小・中学校 | 78 |
| 122 | 庁舎管理における汚染・公害対策 | 関係各課 | 78 |

全ての環境方針に共通する前提 ～あらゆる人を環境の当事者に～

| | | | |
|---|---------------|-----|-------|
| 1 | 市報等による環境情報の提供 | 担当課 | 秘書広報課 |
|---|---------------|-----|-------|

市報、季刊誌、市ホームページ、むさしのキッズページ、SNS等の広報媒体を通じて、市民や市内事業者に環境情報を積極的に提供し、環境に対する意識啓発を行いました。

| | | | |
|---|--------------------|-----|---------------------|
| 2 | くらしフェスタむさしの（消費生活展） | 担当課 | 産業振興課 （消費生活センター） |
|---|--------------------|-----|---------------------|

消費生活展では、市内団体の消費生活に関する活動の成果を発表し、その中で環境問題についての情報発信も行いました。

消費生活展（くらしフェスタむさしの2023）の開催

| 実施日 | テーマ | 場 所 | 参加団体数 |
|-----------------|---------------------------|-------------------------------|-------|
| 令和5年10月6日～10月7日 | かわる時代 かわる暮らし ～コロナを超えて～ | 武蔵野プレイス 1階ギャラリー 3階スペースC | 6団体 |

| | | | |
|---|-----------------|-----|---------------------|
| 3 | グリーンコンシューマー育成事業 | 担当課 | 産業振興課 （消費生活センター） |
|---|-----------------|-----|---------------------|

グリーンコンシューマーとは、環境に配慮して買い物をする消費者のことです。環境にやさしい商品を積極的に買うことで、経済社会の仕組みを変え、地球環境を守っていく運動が、グリーンコンシューマー運動です。

市では年間を通してこのような運動を支援するとともに、環境問題の啓発に努めました。

| | | | |
|---|----------|-----|---------------------|
| 4 | 環境情報コーナー | 担当課 | 産業振興課 （消費生活センター） |
|---|----------|-----|---------------------|

消費生活関連図書の中で環境に関連した図書の貸出を行いました。

| | | | |
|---|------------|-----|-------|
| 5 | むさしのエコの実大賞 | 担当課 | 環境政策課 |
|---|------------|-----|-------|

環境に配慮した取組みを募集し、応募があった取組みについてむさしのエコレポート公式SNSで配信を行ったほか、入賞作品については、「気候危機打開！むさしの市民エコアクション」に掲載しました。

応募件数：15件

大賞、優秀賞（2件）及び子ども部門賞を選定

| | | | |
|---|-------------------------|-----|-------|
| 6 | 気候危機打開！むさしの市民エコアクションの作成 | 担当課 | 環境政策課 |
|---|-------------------------|-----|-------|

令和4年度に実施した気候市民会議で出された意見を基に、市民が行うことができる気候変動対策の具体的な行動と、行動を後押しする情報を掲載した冊子を作成し、全戸配布したほか、市内商業施設やむさしのエコレポート等にてパネル掲示しました。

市内全戸配布数：83,830部

| | | | |
|---|----------|-----|-------|
| 7 | 犬のしつけ方教室 | 担当課 | 環境政策課 |
|---|----------|-----|-------|

犬のしつけ方教室は、市民の方々に、犬を例とした伴侶動物（パートナーとして家族の一員になりうる動物）の正しい飼育方法、コミュニケーションの取り方を知ってもらうことを通じて、動物愛護の具体的な実践の一つとして位置付けられます。

期間：令和5年10月7日

参加者：42名

犬のしつけ方教室の開催回数

| 年度 | 元 (31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|--------|---|---|---|---|
| 実施回数(回) | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |

| | | | |
|---|----------|-----|-------|
| 8 | 地域環境協働事業 | 担当課 | 環境政策課 |
|---|----------|-----|-------|

人と猫が快適に共生できるまちづくりを目標に、猫によるトラブルをなくそうと平成18年9月から、①餌やりの後始末と糞尿清掃等、②不妊・去勢手術助成、③猫の譲渡会開催、④猫トラブル相談、⑤飼い主のいない猫の増加を抑制するための啓発活動等について、むさしの地域猫の会と協働事業を行っています。

※令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、譲渡会を中止しました。

むさしの地域猫の会への地域環境協働事業補助金の交付実績等

| 年度 | 元 (31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 補助金額(円) | 496,500 | 496,500 | 496,500 | 496,500 | 496,500 |
| 不妊手術(頭) | 20 | 14 | 3 | 10 | 5 |
| 去勢手術(頭) | 10 | 10 | 5 | 9 | 5 |
| 市と共催の譲渡会(回) | 2 | - | - | 1 | 1 |

| | | | |
|---|-----------|-----|-------|
| 9 | むさしの猫セミナー | 担当課 | 環境政策課 |
|---|-----------|-----|-------|

猫の習性に関して理解を深めることにより、猫の適正飼養について普及・啓発を図るために、令和5年度はオンライン講義により「むさしの猫セミナー」を開催しました。

期 間：令和6年2月14日～令和6年4月1日

内 容：猫の一般的な習性やそれに基づいた適切な飼い方についての解説

| | | | |
|----|---------------------------|-----|-------|
| 10 | 地域における要支援動物の相談支援体制構築モデル事業 | 担当課 | 環境政策課 |
|----|---------------------------|-----|-------|

動物の健康及び安全を保持するとともに、地域生活環境の保全上の支障の防止を図ることを目的として、飼い主が健康上の理由等で動物を飼い続けることが困難となった場合に、必要な相談及び支援（動物の保護から新しい飼い主に譲渡するまでの間の預かり等）を受けられる体制の構築をモデル的に実施しています。

| 年度 | 4 | 5 |
|---------|---|----|
| 保護頭数(頭) | 6 | 12 |

| | | | |
|----|------------|-----|-----------------------|
| 11 | むさしの環境フェスタ | 担当課 | 環境政策課 (むさしのエコリゾート) |
|----|------------|-----|-----------------------|

環境に関する啓発や環境学習機会の提供、出展団体の活動活性化、団体間の交流促進のため、市民・事業者・行政等

で連携して第16回むさしの環境フェスタを開催しました。

イベント

| 実施日 | 実施場所 | 実施内容 |
|------------|--------------|--|
| 令和5年11月19日 | むさしのエコre ゾート | 27 団体が出展したほか、講演会、ワークショップ、キャンドルナイトなどを実施した。来場者数5,753名。 |

| | | | |
|----|------------------------|-----|-------------------------|
| 12 | むさしのエコre ゾートの開館・施設見学受入 | 担当課 | 環境政策課 (むさしのエコre ゾート) |
|----|------------------------|-----|-------------------------|

令和2年11月に開館したむさしのエコre ゾートは、全世代を対象に、様々な展示・イベント・体験を通じて環境について気づきや考えるきっかけを提供しています。

| 年度 | 総来館者数 | 団体見学数 |
|----|--------|---------|
| | 人数(人) | 団体数(団体) |
| 2 | 21,294 | 28 |
| 3 | 42,177 | 50 |
| 4 | 52,400 | 47 |
| 5 | 92,416 | 58 |

| | | | |
|----|-------|-----|-------------------------|
| 13 | 環境の学校 | 担当課 | 環境政策課 (むさしのエコre ゾート) |
|----|-------|-----|-------------------------|

○環境の学校連続講座の開催

多様な環境問題(ごみ、資源、エネルギー、緑、水循環、生物多様性など)への理解を深めると同時に、学び・気づきを発信できる実践的な講座であり、講座を通じて環境啓蒙の担い手・主体として継続的に活躍できる人材を育成することを目的にしています。

| 実施回 | 実施日 | テーマ |
|-------------------------|------------|--------------------------------|
| 【週末のちょっといいことカフェ】 | | |
| 第1回 | 令和5年10月29日 | ようこそ環境マンガの世界へ! |
| 第2回 | 令和5年11月25日 | 武蔵野発!地産地消ビールづくり |
| 第3回 | 令和5年12月24日 | 超若手農家とおいしく学ぶ!東京野菜の魅力 |
| 【スキルアップ公開講座】 | | |
| 第4回 | 令和5年12月16日 | 学校・会社でも役立つ!学びや情報をわくわく伝えるグラレコ入門 |
| 第5回 | 令和6年1月14日 | 広がる・深まる!効果的なワークショップのつくり方・届け方 |
| 第6回 | 令和6年1月27日 | 気候変動と私たちのミライー気候変動まちづくりカードゲーム |
| 第7回 | 令和6年2月3日 | 武蔵野市の水とみどりを巡るフィールドワーク |
| 第8回 | 令和6年2月18日 | 武蔵野の魅力を再発見!「むさしのSDGsマップ」をつくろう |
| 成果発表会 | 令和6年3月9日 | 第3回 むさしのエコ・チャレンジ |

○環境の学校Youthプロジェクトの開催

高校生・大学生世代を対象に、むさしのエコre ゾートを拠点とした課題解決を目指す企画案を作成するワークショップを実施しました。

| 実施回 | 実施日 | テーマ |
|-----|------------|---|
| 第1回 | 令和5年10月14日 | キックオフミーティング、エコre ゾートの課題共有、「超実践!課題解決の本質」 |
| 第2回 | 令和5年10月28日 | (事例紹介) GO SLOW~とらいふあーむの挑戦~ |
| 第3回 | 令和5年11月5日 | (事例紹介) 成蹊大学マイボトルプロジェクト~企業とのコラボレーション~ |
| 第4回 | 令和5年11月25日 | (事例紹介) 社会を変えるアクションと資金集め(クラウドファンディング) |
| 第5回 | 令和5年12月16日 | 講座内容振り返り、解決する課題を決定 |
| 第6回 | 令和6年1月28日 | 課題解決のためのアクション案作成 |

| | | |
|-------|-----------|------------------|
| 実施回 | 実施日 | テーマ |
| 第7回 | 令和6年2月16日 | 発表練習 |
| 成果発表会 | 令和6年3月9日 | 第3回 むさしのエコ・チャレンジ |

| | | | |
|----|------------|-----|------------------------|
| 14 | 環境に関する情報発信 | 担当課 | 環境政策課 (むさしのエコreゾート) |
|----|------------|-----|------------------------|

公式ホームページ、フェイスブック及びインスタグラムを運用し、環境啓発情報等の発信を行いました。

むさしのエコreゾート公式ホームページ

| | | | | |
|------------|-------|--------|--------|--------|
| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 全ページアクセス件数 | 3,753 | 25,888 | 22,193 | 28,341 |

※セッション数による集計

※令和2年度は令和3年1月8日～3月31日の集計値

ソーシャルメディア

| | | | | |
|-----------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| むさしのエコreゾート公式フェイスブックのフォロワー数 | 108 | 180 | 212 | 253 |
| むさしのエコreゾート公式インスタグラムのフォロワー数 | 191 | 346 | 453 | 714 |

| | | | |
|----|------------------------|-----|------------------------|
| 15 | むさしのエコreゾートにおけるサポーター事業 | 担当課 | 環境政策課 (むさしのエコreゾート) |
|----|------------------------|-----|------------------------|

春夏冬の子どもたちの長期休みに合わせ実施したワークショップについて、ボランティア参加を募り運営しました。

| | | | |
|----|------------|-----|------------------------|
| 16 | 環境啓発事業費補助金 | 担当課 | 環境政策課 (むさしのエコreゾート) |
|----|------------|-----|------------------------|

団体の環境活動の活性化を図り、市民の自発的な環境に配慮した行動を促進するため、市内に事務所や活動の拠点があるか、代表者の住所が市内にある団体が行う環境啓発事業に対し補助を行いました。

| | | |
|-------------------|---------|--------|
| 団体名 | 補助事業名 | 交付額(円) |
| MAKE Clean & Team | 朝から清掃活動 | 1,530 |

| | | | |
|----|-------------|-----|------------------------|
| 17 | 身近な環境に関する啓発 | 担当課 | 環境政策課 (むさしのエコreゾート) |
|----|-------------|-----|------------------------|

○環境展

6月の環境月間に合わせ、むさしのエコreゾートにおいて地球温暖化に対する緩和策・適応策を周知啓発する展示企画を行いました。

開催期間 令和5年6月1日から6月30日まで
総来館者数 5,701名

○緑のカーテン事業

ゴーヤ苗などの植物をつる状に育成し、その過程を報告するレポーターを募集しました。また、希望者にはゴーヤ苗を無償で配布しました。また、レポートの表彰式及び使い終わった土のリサイクルの講座を実施しました。

募集期間 令和5年6月1日から9月30日まで
配布対象数 182世帯及び9施設
報告レポート数 58件

| | |
|----------|--------------|
| 開催日 | テーマ |
| 令和5年6月3日 | 緑のカーテン育て方説明会 |

| | |
|------------|------------------|
| 令和5年11月28日 | 緑のカーテンレポート表彰式 |
| 令和5年12月16日 | 使い終わった土のリサイクル |
| 令和6年3月9日 | 第3回 むさしのエコ・チャレンジ |

○第3回むさしのエコ・チャレンジ

連続講座受講生や環境市民団体、各事業参加者などが環境について学んだことや、取り組んできたことの成果を広く市民に発表する場を提供しました。

開催日 令和6年3月9日

参加者数 693名

○環境啓発冊子の学校配布

7月の夏休み前に小学校3年生向け副読本「武蔵野市の自然『む？！』」、中学3年生向け副読本「地球に住むわたしが立ち向かう気候変動」を配布しました。

○こどもエコクラブ活動のサポート

市内の「こどもエコクラブ」の活動の窓口として、クラブへの参加を呼びかけ、各クラブの活動をサポートしました。

| | | | | |
|--------|----|----|----|----|
| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 累計クラブ数 | 18 | 26 | 39 | 46 |

○「武蔵野市のごみをめぐる歴史」展示・解説

ふるさと歴史館の協力のもと、武蔵野村が誕生した明治22年から現代までの、市のごみをめぐる歴史の展示パネルを作成し、公文書専門員による講座を開催しました。

| | | | |
|----|------------------|-----|---------|
| 18 | ごみに関する各種イベント・講座等 | 担当課 | ごみ総合対策課 |
|----|------------------|-----|---------|

○夏休みごみ探検隊の実施

次世代を担う子どもたちに、中間処理施設の見学、自然観察、最終処分場見学を通じ、ごみの排出から最終処分までの流れについて知ってもらい、ごみの減量やごみと環境の関わり・自然環境保全に対する認識を深めてもらうことを目的としています。

○3R環境講座

環境や3R（リデュース・リユース・リサイクル）について楽しみながら学ぶことのできる講座を開催しました。不要となった廃棄物を利用して、日々の生活に役立つ物に生まれ変わる講座を実施しました。このような体験を通じて、ごみと環境について考えるきっかけとすることを目的としています。

| 実施日 | 参加者 | 内 容 |
|------------------------|-----|----------------------------------|
| 前期：令和5年6月1日から6月17日まで | 24 | 全2回連続講座 「生ごみは宝！たい肥にしてごみを減らそう」 |
| 後期：令和5年10月2日から11月11日まで | 15 | |
| 令和5年12月16日 | 18 | 3R環境講座「乾電池を作ろう～電池リサイクルの必要性～」 |

| | | | | | |
|---------|-------|----|----|----|----|
| 年度 | 元(31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 実施回数(回) | 2 | 1 | 1 | 2 | 3 |
| 参加者数(人) | 32 | 12 | 17 | 31 | 57 |

| | | | |
|----|-------------|-----|---------|
| 19 | ごみに関する各種印刷物 | 担当課 | ごみ総合対策課 |
|----|-------------|-----|---------|

○「武蔵野ごみニュース」の発行

家庭ごみの適正排出を図るため、リチウムイオン電池の適正排出やサステナブルファッションに関する情報紙を作成し、年2回、全戸配布しました。

○「ごみ便利帳」の発行

ごみの分別収集徹底を推進するため、ごみの分別方法の詳細な案内を盛り込んだ市民向け啓発用冊子「ごみ便利帳 eco ブック」を作成し、市民課や市政センター窓口で転入者等に対して配布しました。

○「ごみと資源の収集カレンダー」の発行

収集日を地区ごとにまとめた「ごみと資源の収集カレンダー」を作成し、全戸配布しました。

| | | | |
|----|--------------------|-----|---------|
| 20 | クリーンむさしのを推進する会への支援 | 担当課 | ごみ総合対策課 |
|----|--------------------|-----|---------|

全市的に組織された環境市民団体「クリーンむさしのを推進する会」に対して、補助金の交付等を通して、地域でのごみ減量・資源化への実践活動を支援しました。また、同会と「武蔵野ごみニュース」全戸配布、陶磁器のリユース等を協働事業として実施しました。

補助金交付・協働事業委託実績

| | |
|-------------|------------|
| 補助金額 | 2,900,000円 |
| 協働事業委託 | 466,584円 |
| ごみ減量情報誌配布委託 | 1,486,284円 |

クリーンむさしのを推進する会活動実績

| | |
|----------------|--|
| 市民の生ごみ処理容器購入助成 | コンポスター24台 |
| 市民集会 | 令和6年1月29日(月) 「海洋ごみ問題」落語と環境講座 |
| 減量活動等 | 陶磁器のリユース 落ち葉のたい肥化 生ごみたい肥化によるごみ減量啓発 |

| | | | |
|----|----------------|-----|---------|
| 21 | ECOパートナー認定表彰制度 | 担当課 | ごみ総合対策課 |
|----|----------------|-----|---------|

市内に所在地のある事業所のうち、ごみ減量資源化に積極的に取り組んでいる事業者を、市の認定基準に基づき表彰します。令和5年度は27事業者を認定表彰しました。

ごみ減量資源化推進事業者認定表彰者

| | | |
|---------------|----------------------------------|-----------------|
| 学校法人亜細亜学園 | アトレ吉祥寺店 | イトーヨーカ堂武蔵境店 |
| いなげや武蔵野桜堤店 | いなげや武蔵野関前店 | いなげや武蔵野西久保店 |
| 井の頭自然文化園 | NTT 武蔵野研究開発センタ | エフエフビル管理組合 |
| 御料理武蔵野 | 吉祥寺シュープラザビル | 吉祥寺東急 REI ホテル |
| キラリナ京王吉祥寺 | コピス吉祥寺 | コープみらいミニコープ武蔵野店 |
| サミットストア武蔵野緑町店 | 株式会社 J R 東日本ステーションサービス立川駅務管区吉祥寺駅 | 学校法人成蹊学園 |
| 株式会社西友吉祥寺店 | ダイヤバローレビル | 東急ストア三鷹店 |
| 東急百貨店吉祥寺店 | パルコ吉祥寺店 | (株)丸井吉祥寺マルイ |
| 武蔵野赤十字病院 | 横河電機株式会社 | ヨドバシ吉祥寺 |

| | | | |
|----|----------------|-----|---------|
| 22 | 武蔵野クリーンセンターの公開 | 担当課 | ごみ総合対策課 |
|----|----------------|-----|---------|

○武蔵野クリーンセンター施設見学

平成29年度より稼働した武蔵野クリーンセンターでは、予約不要で自由に施設見学ができるようになりました。市内小学生の社会科見学など、事前申込制での団体見学の案内も行いました。

| 年度 | 自由見学 | 小・中学校 | | その他団体 | | 団体見学合計 | |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|
| | 人数(人) | 団体数 | 人数(人) | 団体数 | 人数(人) | 団体数 | 人数(人) |
| 元(31) | 12,182 | 15 | 931 | 128 | 1,838 | 143 | 2,769 |
| 2 | 5,910 | 13 | 535 | 30 | 222 | 43 | 757 |
| 3 | 11,647 | 17 | 577 | 41 | 516 | 58 | 1,093 |
| 4 | 11,995 | 23 | 1,410 | 48 | 608 | 71 | 2,018 |
| 5 | 10,340 | 16 | 995 | 83 | 1,185 | 99 | 2,180 |

※自由見学の人数は、環境啓発事業(イベント等)の参加者を含む。

○環境図書コーナー

武蔵野クリーンセンター2階コミュニティラウンジに環境関連の図書・雑誌等を取り揃え、来場者が閲覧できるように配架しました。

○環境啓発事業

武蔵野クリーンセンター運営の一環として、運営事業者である株式会社むさしのEサービスが、武蔵野市と共催で、エコマルシェ、子どもワークショップ等の啓発事業を行いました。

令和5年度実績

- ・イベント実施回数8回
- ・延べ参加人数8,518人

| | | | |
|----|-------|-----|---------|
| 23 | 環境報告書 | 担当課 | ごみ総合対策課 |
|----|-------|-----|---------|

ごみ処理施設である武蔵野クリーンセンターの環境配慮方針や、運転に伴う環境負荷低減に向けた取り組みの状況について「環境報告書」にまとめました。冊子を配布するとともに、市ホームページで公表しました。

| | | | |
|----|------------|-----|---------|
| 24 | 緑化推進に関する啓発 | 担当課 | 緑のまち推進課 |
|----|------------|-----|---------|

緑の保全に関する意識啓発を推進することによって、環境保全活動の広がりを目指しました。

事業実績

| 事業名 | 実施日(頻度) | 実績等 |
|-------------|-------------|---------------|
| 市民参加花壇への植付け | 夏冬(2回) | 総本数 4,130株 |
| | | 花壇 延べ30箇所 |
| | | 市民参加人数 延べ340人 |
| 菊花展 | 11月1日~11月7日 | 出品数 135点 |
| 東洋蘭展 | 令和6年3月17日 | 出品数 100点 |

| | | | |
|----|-------------|-----|--------------------|
| 25 | 園児等に対する環境教育 | 担当課 | 子ども育成課 (各公立保育園) |
|----|-------------|-----|--------------------|

各市立保育園において野菜の栽培や収穫体験を行い、農業と市民生活との関わりについて学ぶ機会を作っています。そのほか、日常のごみの分別について伝え、その必要性を考える機会を作っています。

| | | | |
|----|----------|-----|--------|
| 26 | 親子稲作体験事業 | 担当課 | 児童青少年課 |
|----|----------|-----|--------|

都会を離れて新潟県長岡市で1泊2日の農業体験(田植・収穫)を、親子・家族で行います。農業が食糧生産だけでなく、自然環境保全に果たす役割を学ぶとともに、家族と一緒に農業を体験し、農業の楽しさ、大切さを体感するきっかけ作りをします。

※令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

| 年度 | 元(31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------|---------|---|---|---------|---------|
| 参加人数 | 23家族60名 | - | - | 10家族34名 | 10家族32名 |

| | | | |
|----|-----------------------|-----|--------|
| 27 | 家族ふれあい自然体験事業(鳥取県・遠野市) | 担当課 | 児童青少年課 |
|----|-----------------------|-----|--------|

○鳥取県家族ふれあい自然体験事業

鳥取県との共同企画です。都会と違うゆったりした時間の流れる鳥取県の豊かな自然の中で、親子・家族で様々な体験を共有し、農林漁業を含めた様々な自然体験を行い、都市と農村の相補関係を理解することを目的に実施している事業です。平成15年度に開始し、平成24年度からは隔年で実施しています。

※令和2、4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

| 年度 | 元(31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------|-------|---|------|---|------|
| 参加人数 | 実施なし | - | 実施なし | - | 実施なし |

○遠野市家族ふれあい自然体験事業

遠野市で行う家族参加の自然体験事業です。遠野市の豊かな自然環境の中で、特徴ある民俗風土に根ざした生活体験を通じて、自然・家族・地元との3つのふれあいをねらいとしました。平成16年度に開始し、平成23年度からは隔年で実施しています。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

| | |
|-----|---------|
| 実施日 | - |
| 行先 | 岩手県 遠野市 |
| 参加者 | - |

| 年度 | 元(31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------|---------|------|---|------|---------|
| 参加人数 | 15家族46名 | 実施なし | - | 実施なし | 13家族42名 |

| | | | |
|----|------------|-----|--------|
| 28 | むさしのジャンボリー | 担当課 | 児童青少年課 |
|----|------------|-----|--------|

「市立自然の村(長野県川上村)」において、小学校4年生～6年生を対象に実施しました。便利な社会になった日常生活から離れ、厳しい自然環境の中で自己を律し、共同生活をすることで、子どもたちの「自立心」「創造性」「豊かな心」を育み、子どもたちに自然環境の大切さを学んでもらう事業です。

自然にふれあうことを通じ、自然環境の保護の必要性を認識し、またキャンプを通して材料、燃料の節約やごみの分別等を学びます。

※令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

| 年度 | 元(31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------|-------|---|---|---|-----|
| 参加児童数 | 801 | - | - | - | 570 |
| 参加指導者数 | 548 | - | - | - | 278 |

| | | | |
|----|-----------|-----|--------|
| 29 | 二俣尾自然体験事業 | 担当課 | 児童青少年課 |
|----|-----------|-----|--------|

「二俣尾・武蔵野市民の森・自然体験館」において、家族を対象とし、本市ではできない自然体験をすることで、森林を含む自然環境に対する意識の向上を図る事業です。

※令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

| 年度 | 元 (31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------|------------|---|---|-----------|------------|
| 参加人数 | 13 家族 33 名 | - | - | 8 家族 20 名 | 14 家族 38 名 |

| | | | |
|----|------------------|-----|-----------|
| 30 | ハバロフスク市との青少年交流事業 | 担当課 | 多文化共生・交流課 |
|----|------------------|-----|-----------|

青少年の自然体験促進と国際交流を目的として、隔年でロシア連邦ハバロフスク市との中学・高校生の相互派遣を行っています。大自然の中で生活しつつ、次世代を担う青少年が自然の偉大さを体感し、自然との共存、国際的な環境問題等について考える機会を提供しています。

| 年度 | 元 (31) (受入) | 2 (派遣) | 3 (オンライン交流) | 4 | 5 |
|------|-------------|--------|-------------|----|----|
| 参加人数 | 12 名 | - | 9 名 | 中止 | 中止 |

| | | | |
|----|-----------------|-----|--------|
| 31 | 中学生・高校生リーダー養成講座 | 担当課 | 児童青少年課 |
|----|-----------------|-----|--------|

中学生・高校生が地域社会の担い手として活躍できる力（知識・意識・ノウハウ）を身につけられるように、公共施設や地域社会の組織を利用して、野外活動等の体験事業を行いました（平成14年度から実施）。

※令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業内容の一部を縮小・変更して実施しました。

| 年度 | 元 (31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------|--------|-----|-----|-----|-----|
| 延参加者数 | 751 | 125 | 508 | 462 | 219 |
| 登録者数 | 353 | 194 | 362 | 276 | 258 |

| | | | |
|----|------------|-----|--------|
| 32 | 水に関する啓発・広報 | 担当課 | 水道部総務課 |
|----|------------|-----|--------|

○市報による啓発・広報

全国水道週間（6月1日～7日）にあたり、6月1日号市報に水道事業に関する特集を掲載し、水に関する啓発及び広報を行いました。

○小学生を対象とした浄水場見学会

小学校4年生に対して浄水場の見学会を実施し、154名が参加しました。

| 実施日 | 学校名 | 参加者数 | 実施場所 |
|------------|----------|------|-------|
| 令和5年7月12日 | 第二小学校 | 55名 | 第二浄水場 |
| 令和5年11月14日 | 武蔵野東小学校 | 69名 | 第一浄水場 |
| 令和5年11月21日 | チャレンジルーム | 7名 | 第一浄水場 |
| 令和5年11月22日 | 武蔵野東小学校 | 23名 | 第一浄水場 |

○安全な水のPR

水道法第20条に基づく水質検査を定期的実施し、結果を市のホームページ及び年報にて公表しました。また、転入者に対して「武蔵野市水道ガイド」を配布し、安全な水道水についてPRを行いました。

○ペットボトルの配布

イベントなどを行う部・課に、災害時の備蓄用及び啓発用として毎年作成している「水・好きペットボトル」を配布し、市民に実際に飲んでもらうことで水道水の安全性や味を実感してもらいました。

| | | | |
|----|---------------------|-----|-----|
| 33 | セカンドスクール・プレセカンドスクール | 担当課 | 指導課 |
|----|---------------------|-----|-----|

例年、自然とのふれあいをおして、自然と人間の共生、環境保全の必要性等、自然を大切にしようとする態度を育てることを環境面の目標とし、全市立小学校5年生、中学校1年生を対象にセカンドスクール、小学校4年生を対象にプレセカンドスクールをそれぞれ実施しています。

○セカンドスクール

<小学校5年生>

| 学校名 | 実施日 | 実施場所 |
|--------|-----------------|-----------|
| 第一小学校 | 令和5年9月17日～9月22日 | 新潟県魚沼市 |
| 第二小学校 | 令和5年9月17日～9月23日 | 富山県南砺市利賀村 |
| 第三小学校 | 令和5年9月28日～10月3日 | 新潟県南魚沼市 |
| 第四小学校 | 令和5年5月26日～5月31日 | 長野県飯山市 |
| 第五小学校 | 令和5年9月15日～9月20日 | 新潟県南魚沼市 |
| 大野田小学校 | 令和5年9月20日～9月25日 | 長野県飯山市 |
| 境南小学校 | 令和5年9月30日～10月4日 | 新潟県南魚沼市 |
| 本宿小学校 | 令和5年9月21日～9月26日 | 新潟県南魚沼市 |
| 千川小学校 | 令和5年9月4日～9月9日 | 新潟県南魚沼市 |
| 井之頭小学校 | 令和5年9月22日～9月27日 | 長野県飯山市 |
| 関前南小学校 | 令和5年9月27日～10月2日 | 長野県飯山市 |
| 桜野小学校 | 令和5年9月15日～9月20日 | 長野県飯山市 |

<中学1年生>

| 学校名 | 実施日 | 実施場所 |
|-------|-----------------|-------------|
| 第一中学校 | 令和5年9月19日～9月23日 | 長野県北安曇郡白馬村 |
| 第二中学校 | 令和5年5月23日～5月27日 | 新潟県十日町市松之山 |
| 第三中学校 | 令和5年9月25日～9月29日 | 長野県北安曇郡白馬村 |
| 第四中学校 | 令和5年9月26日～9月30日 | 群馬県利根郡みなかみ町 |
| 第五中学校 | 令和5年9月11日～9月15日 | 長野県北安曇郡白馬村 |
| 第六中学校 | 令和5年9月7日～9月11日 | 長野県安曇野市 |

○プレセカンドスクール

<小学校4年生>

| 学校名 | 実施日 | 実施場所 |
|--------|-------------------|---------------|
| 第一小学校 | 令和5年10月18日～10月20日 | 山梨県南都留郡山中湖村 |
| 第二小学校 | 令和5年9月27日～9月29日 | 山梨県南都留郡山中湖村 |
| 第三小学校 | 令和5年5月31日～6月2日 | 新潟県南魚沼市 |
| 第四小学校 | 令和5年7月5日～7月7日 | 東京都西多摩郡奥多摩町 |
| 第五小学校 | 令和5年9月27日～9月29日 | 山梨県南都留郡山中湖村 |
| 大野田小学校 | 令和5年6月14日～6月16日 | 山梨県南都留郡山中湖村 |
| 境南小学校 | 令和5年9月13日～9月15日 | 山梨県南都留郡山中湖村 |
| 本宿小学校 | 令和5年10月4日～10月6日 | 山梨県南都留郡富士河口湖町 |
| 千川小学校 | 令和5年10月4日～10月6日 | 山梨県南都留郡富士河口湖町 |
| 井之頭小学校 | 令和5年10月4日～10月6日 | 東京都西多摩郡奥多摩町 |
| 関前南小学校 | 令和5年9月13日～9月15日 | 静岡県島田市 |
| 桜野小学校 | 令和5年9月6日～9月8日 | 山梨県南都留郡山中湖村 |

| | | | |
|----|---------|-----|-----|
| 34 | 利賀村訪問事業 | 担当課 | 指導課 |
|----|---------|-----|-----|

昭和47年から姉妹都市の関係にある利賀村（富山県南砺市）と武蔵野市、両者の信頼と友情を深めるため、毎年相互の訪問を実施しています。利賀村の豊かな自然の中で、そば打ちの見学や林業体験を行い、利賀村児童との交流を深めるとともに、自然の素晴らしさを知る事業となりました。

| | |
|-----|---------------------|
| 実施日 | 令和5年7月23日（日）～26日（水） |
| 参加者 | 5年生 9人 6年生 5人 |
| 受入校 | 南砺市立利賀小学校 |

| | | | |
|----|--------|-----|-----------|
| 35 | 森林体験教室 | 担当課 | 生涯学習スポーツ課 |
|----|--------|-----|-----------|

「二俣尾・武蔵野市民の森」を活用し、年齢や季節に合わせた多様なプログラムを通じて、日常の生活では得がたい自然体験や林業体験事業を実施し、自然の中で生きる術、人間と森林が共存する知恵を学びました。

| 対象 | 実施日 | 内 容 | 定員 |
|---------------|------------|--------------|-----|
| 小学4年生～ 中学生 | 令和5年6月17日 | 道作り | 20名 |
| 小学生 | 令和5年10月28日 | 山散策、木登り、丸太切り | 24名 |
| 小学生 | 令和5年11月25日 | 山散策、たき火 | 24名 |

| | | | |
|----|---------------|-----|-----------|
| 36 | 教育機関と連携した環境講座 | 担当課 | 生涯学習スポーツ課 |
|----|---------------|-----|-----------|

地球温暖化について、講話や実験を通じて子どもたちに啓発する機会として実施しました。武蔵野市教育委員会、成蹊学園サステナビリティ教育研究センター、オフィス気象キャスター（株）共催。

| | |
|-----|--|
| 講座名 | 地球温暖化とわたしたちの未来 |
| 日 時 | 令和5年7月31日 10:00～12:00 |
| 場 所 | 成蹊大学14号館4階 基礎物理実験室 |
| 対 象 | 小学5年～6年生 20人 |
| 内 容 | 地球温暖化に関する講義とクイズ、海面上昇実験 地球温暖化解決のためのグループワーク |
| 講 師 | 川崎 亜有子（オフィス気象キャスター（株）、気象予報士） |
| 受講者 | 13人 |
| 応募者 | 15人 |

| | | | |
|----|-----------------|-----|---------------------------|
| 37 | 環境と歴史に関する展示・講座等 | 担当課 | 生涯学習スポーツ課 （武蔵野ふるさと歴史館） |
|----|-----------------|-----|---------------------------|

天然記念物をはじめとする希少動物とのふれあいを通じて、天然記念物の保護及び生態系バランス維持の大切さ等について理解啓発を図りました。

○特集展示「武蔵野市の天然記念物と樹木」

会期 令和5年6月24日（土）～8月24日（木）

場所 武蔵野ふるさと歴史館

○井の頭自然文化園動物観察教室 「文化園れきしたんけんツアー きちょうな生き物たちを守るために」

日時 令和5年11月25日（土） 午後1時～午後3時

場所 井の頭自然文化園

対象 市内在住・在学の小学3～6年生（保護者見学可）

内容 文化園の開園から現在までの歴史や、動物の飼育方法や飼育している種の変化について学ぶ。

参加者数 14組23名

○むさしの発見隊「きのみをさがして～井の頭公園の今と昔～」

日時 令和5年10月14日（土） 午後2時～午後4時30分

場所 井の頭恩賜公園・武蔵野公会堂

対象 市内在住・在学の小学3年生～6年生（保護者見学可）

内容 井の頭恩賜公園で食べられる木の実を探した後、御殿山遺跡出土の植物加工具を観察する。

参加者数 15組29名

○むさしの発見隊「武蔵野動物観察隊4 野鳥の羽でグッズ作り」

日時 令和5年11月19日（日） 午後1時～午後4時

場所 日本獣医生命科学大学附属博物館

対象 市内在住・在学の中学生

内容 洗浄した野鳥の羽と日本獣医生命科学大学附属博物館所蔵の剥製を観察し、特徴を活かしたピンブローチ・ハットピンを作成する。

参加者数 9名

| | | | |
|----|---------------|-----|----------|
| 38 | 児童・生徒に対する環境教育 | 担当課 | 各公立小・中学校 |
|----|---------------|-----|----------|

各公立小・中学校において、各教科や総合的な学習の時間等の学習内容と関連付け、地域の自然や学校ビオトープ等を活用した特色ある環境学習を実践しました。

また、セカンドスクールやプレセカンドスクールで学んだことを生かし、環境保全についての児童・生徒の実践的態度を育てています。

<環境方針1> 地球温暖化・エネルギー ～地球温暖化に正面から対峙する「ゼロカーボンシティ」を目指します～

| | | | |
|----|----------------------|-----|-----|
| 39 | 低公害車・低燃費車の導入（自動車の管理） | 担当課 | 管財課 |
|----|----------------------|-----|-----|

東京都環境確保条例に基づき、自動車の使用合理化や低公害車の導入等を記載した自動車環境管理計画書を都に提出し、またその実績を報告しました。

導入実績（令和5年度末時点）

| | 令和5年度導入数（台） | 令和5年度末累計数（台） |
|-------------|-------------|--------------|
| 指定低公害車 | 0 | 52 |
| 電気自動車 ※ | 0 | 17 |
| 天然ガス自動車 ※ | 0 | 5 |
| ハイブリッド自動車 ※ | 0 | 9 |
| その他 ※ | 0 | 21 |

※電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、その他は指定低公害車の内数です。

※道路運送車両法上の自動車（二輪を除く）台数を計上しています。

| | | | |
|----|------------|-----|-------|
| 40 | 温度差利用設備の活用 | 担当課 | 環境政策課 |
|----|------------|-----|-------|

地下水熱・温度差エネルギーを活用したヒートポンプと、冷・温熱を触って体感することができる輻射式冷温水パネルヒーターを、平成29年3月にむさしの自然観察園に設置し、活用しています。来園者に対して未利用エネルギー活用事例として紹介し、啓発を行いました。

| | | | |
|----|----------------------|-----|-------|
| 41 | 公共施設における太陽光発電システムの運用 | 担当課 | 環境政策課 |
|----|----------------------|-----|-------|

再生可能エネルギーの普及促進や環境教育への活用、公共施設の防災機能の強化を図るため、公共施設に太陽光発電システムを設置しています。

設置実績

| | 設置場所 | 容量 | 設置時期 | 自立運転機能 |
|----|----------------|--------|----------|--------|
| 1 | 市庁舎車庫棟屋上 | 1.8kW | 平成6年4月 | ○ |
| 2 | 千川小学校校舎屋上 | 0.08kW | 平成7年3月 | |
| 3 | テンミリオンハウスそ〜らの家 | 3.3kW | 平成12年3月 | |
| 4 | 関前南小学校校舎屋上 | 30kW | 平成12年12月 | ○ |
| 5 | 0123はらっぱ | 20kW | 平成13年3月 | |
| 6 | 市庁舎車庫棟屋上 | 30kW | 平成14年3月 | ○ |
| 7 | 本宿小学校校舎屋上 | 30kW | 平成14年3月 | ○ |
| 8 | 桜野小学校体育館屋上 | 10kW | 平成14年3月 | |
| 9 | 市民の森公園 | 3kW | 平成14年12月 | |
| 10 | 井之頭小学校校舎屋上 | 30kW | 平成15年3月 | ○ |
| 11 | 第四小学校校舎屋上 | 30kW | 平成16年3月 | ○ |
| 12 | 大野田小学校校舎屋上 | 20kW | 平成17年3月 | |
| 13 | 境南小学校東校舎屋上 | 30kW | 平成18年3月 | |
| 14 | 第三小学校校舎屋上 | 30kW | 平成19年3月 | |
| 15 | 第五小学校校舎屋上 | 30kW | 平成20年3月 | |

| | 設置場所 | 容量 | 設置時期 | 自立運転機能 |
|----|-----------------------|----------|----------|--------|
| 16 | 市営北町第1住宅壁面 | 3.8kW | 平成20年3月 | |
| 17 | 第一小学校校舎屋上 | 30kW | 平成21年3月 | |
| 18 | 市営桜堤住宅屋上 | 5.86kW | 平成21年12月 | |
| 19 | 第二小学校校舎屋上 | 30kW | 平成22年3月 | |
| 20 | 桜野小学校校舎屋上〔寄贈〕 | 10kW | 平成22年3月 | |
| 21 | 第六中学校校舎屋上 | 30kW | 平成23年3月 | |
| 22 | 第二中学校校舎屋上 | 30kW | 平成24年3月 | |
| 23 | 吉祥寺南町コミュニティセンター屋上 | 5kW | 平成24年3月 | |
| 24 | 第五中学校校舎屋上 | 30kW | 平成24年10月 | ○ |
| 25 | 八幡町コミュニティセンター屋上 | 5kW | 平成24年12月 | |
| 26 | 吉祥寺南町コミュニティセンター屋上〔寄贈〕 | 5.58kW | 平成25年3月 | |
| 27 | 第一中学校校舎屋上 | 30kW | 平成26年2月 | ○ |
| 28 | 第三中学校校舎屋上 | 30kW | 平成27年3月 | ○ |
| 29 | 第四中学校校舎屋上 | 30kW | 平成28年3月 | ○ |
| 30 | 中央図書館屋上 | 10kW | 平成29年1月 | ○ |
| 31 | 武蔵野クリーンセンター屋上 | 10kW | 平成29年3月 | ○ |
| 32 | むさしのエコreゾート屋上 | 10kW | 令和2年3月 | ○ |
| 33 | 学校給食桜堤調理場 | 4.5kW | 令和3年7月 | ○ |
| | 総容量 | 607.92kW | | |

※その他、公園の時計や交差点マーク等に、太陽光パネルのついたものを導入しています。

※子ども協会所有の建物である境こども園や北町保育園にも導入しています。

| | | | |
|----|-------------------|-----|-------|
| 42 | 効率的なエネルギー活用推進助成制度 | 担当課 | 環境政策課 |
|----|-------------------|-----|-------|

市域のエネルギーに係る使用量の削減と効率的活用を目指し、省エネ・創エネ設備設置に対する費用の一部を助成しました。

助成件数

| 年度 | HEMS | 家庭用燃料電池 コージェネレーションシステム | 太陽光発電 システム | 蓄電池 システム | 既設窓の 断熱改修 |
|-------|------|---------------------------|---------------|-------------|--------------|
| 元(31) | 54 | 109 | 31 (114.48kW) | 42 | 95 |
| 2 | 38 | 107 | 28 (126.15kW) | 34 | 22 |
| 3 | 46 | 91 | 41 (187.81kW) | 43 | 36 |
| 4 | / | 107 | 51 (225.22kW) | / | 58 |
| 5 | / | 121 | 59 (325.24kW) | / | 44 |

※（ ）内は発電容量の合計値

※HEMS及び蓄電池システムへの助成は令和3年度で終了

| | | | |
|----|--------------------|-----|-------|
| 43 | 家庭向け再エネ電気切替協力金支給事業 | 担当課 | 環境政策課 |
|----|--------------------|-----|-------|

「気候危機打開！むさしの市民エコアクション」として位置付けた市民の取組を後押しする支援策として、自宅の電気契約を再生可能エネルギー100%の電気契約プランに切り替えた家庭に対し、2万円の協力金を支給する事業を令和5年10月に開始しました。

再エネ電気切替協力金支給件数（件）

| 年度 | 支給件数 |
|----|------|
| 5 | 54 |

| | | | |
|----|----------------|-----|-------|
| 44 | 環境配慮方針に基づく電力調達 | 担当課 | 環境政策課 |
|----|----------------|-----|-------|

平成28年の電力小売全面自由化に伴い、これまで市では公共施設の電力について、費用面だけでなく環境配慮面も含めた総合的な視点で電力の調達を行ってきましたが、ゼロカーボンシティの実現に向けて、さらに環境配慮を重視し、令和5年4月1日から、市庁舎や小中学校など高圧受電の公共施設49施設で実質再エネ100%電力の導入を開始しました。これにより、約4,600トンの二酸化炭素が削減されました（令和4年度比）。

| 電力使用場所 | | 電力使用場所 | |
|--------|--------------------|--------|----------------|
| 1 | 中央図書館 | 26 | 武蔵野市民文化会館 |
| 2 | 吉祥寺図書館 | 27 | 武蔵野市立学校給食北町調理場 |
| 3 | ひと・まち・情報創造館武蔵野プレイス | 28 | 東町1丁目合流改善施設 |
| 4 | 武蔵野市民会館 | 29 | 武蔵野市立第一小学校 |
| 5 | 武蔵野ふるさと歴史館 | 30 | 武蔵野市立第二小学校 |
| 6 | 西部コミュニティセンター | 31 | 武蔵野市立第三小学校 |
| 7 | 境南コミュニティセンター | 32 | 武蔵野市立第四小学校 |
| 8 | 吉祥寺南町コミュニティセンター | 33 | 武蔵野市立第五小学校 |
| 9 | 本宿コミュニティセンター | 34 | 武蔵野市立大野田小学校 |
| 10 | 吉祥寺西コミュニティセンター | 35 | 武蔵野市立境南小学校 |
| 11 | 吉祥寺北コミュニティセンター | 36 | 武蔵野市立本宿小学校 |
| 12 | けやきコミュニティセンター | 37 | 武蔵野市立千川小学校 |
| 13 | 中央コミュニティセンター | 38 | 武蔵野市立井之頭小学校 |
| 14 | 西久保コミュニティセンター | 39 | 武蔵野市立関前南小学校 |
| 15 | 関前コミュニティセンター | 40 | 武蔵野市立桜野小学校 |
| 16 | 武蔵野公会堂 | 41 | 武蔵野市立第二中学校 |
| 17 | 武蔵野芸能劇場 | 42 | 武蔵野市立第三中学校 |
| 18 | 吉祥寺シアター | 43 | 武蔵野市立第四中学校 |
| 19 | 桜堤ケアハウス | 44 | 武蔵野市立第六中学校 |
| 20 | 北町高齢者センター | 45 | 武蔵野クリーンセンター |
| 21 | 旧シルバー人材センター | 46 | 市庁舎 |
| 22 | 高齢者総合センター | 47 | 緑町コミュニティセンター |
| 23 | 障害者福祉センター | 48 | 武蔵野総合体育館 |
| 24 | 保健センター | 49 | むさしのエコreゾーン |
| 25 | 武蔵野商工会館 | | |

| | | | |
|----|----------|-----|-------|
| 45 | 建築物の環境配慮 | 担当課 | 環境政策課 |
|----|----------|-----|-------|

市内の建築物の省エネ化を一層推進するために、平成29年4月に武蔵野市建築物環境配慮指針を定めました。同年7月から、武蔵野市まちづくり条例（平成20年9月19日条例第39号）及び武蔵野市建築計画の事前調整に関する要綱（平成21年4月1日要綱第22号）に伴う事前協議において、以下10項目の環境配慮事項に取り組むよう、事業者等に指導を行いました。

環境配慮事項（10項目）

| | |
|--------------|--------------|
| 建築物躯体の断熱化 | 自然採光、自然通風の利用 |
| 再生可能エネルギーの利用 | エネルギーの効率的利用 |
| 空調設備の省エネルギー化 | 照明設備の省エネルギー化 |
| 給湯設備の省エネルギー化 | 節水型設備の採用 |
| エコマテリアルの利用 | ヒートアイランド対策 |

指導件数

| 年度 | 元 (31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------------|--------|----|----|----|----|
| まちづくり条例に係る指導 | 22 | 18 | 21 | 33 | 29 |

(件)

| | | | | | |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 建築計画の事前調整に係る指導 | 377 | 462 | 472 | 402 | 396 |
| 計 | 399 | 480 | 493 | 435 | 425 |

| | | | |
|----|----------------|-----|-------|
| 46 | 2050 ゼロパートナー事業 | 担当課 | 環境政策課 |
|----|----------------|-----|-------|

平成15年から実施していたグリーンパートナー制度については、対象とする環境配慮の事業活動の幅が広がったことや事業者へのアンケート結果から、よりメリットを感じ環境配慮活動に積極的に取り組むことができるように見直しを行い、令和4年10月より「2050 ゼロパートナー制度」にリニューアルしました。

本制度は地球温暖化対策に特化して活動を推進する事業者等を「2050 ゼロパートナー」として認定する制度で、認定された事業者等は、市から認定証書及びステッカーが交付され、また、行っている地球温暖化対策の取組みについて、市のSNSへの投稿やむさしのエコreゾートでの展示など、市民に向けた情報発信を行うことができます。

個別の声がけ・制度加入の勧誘を実施し、令和5年度の新規認定事業者は3件（認定者数合計10件）でした。

○制度説明

日 時 令和5年11月6日

内 容 商工会議所工業部会にてチラシ配布・説明

| | | | |
|----|----------------------|-----|-------|
| 47 | 省エネルギー設備等導入資金の融資あっせん | 担当課 | 環境政策課 |
|----|----------------------|-----|-------|

市内中小規模事業者が、太陽光利用設備設置や省エネ診断の結果に基づいた設備改修のために金融機関から借入れを行った場合に発生する利子相当額と信用保証料の一部を補助する制度です。（令和5年度の実績はなし）

| | | | |
|----|--------------|-----|-------|
| 48 | エコオフィスむさしの活動 | 担当課 | 環境政策課 |
|----|--------------|-----|-------|

エコオフィスむさしの活動は、市関連施設における省エネルギーを推進し、温室効果ガス排出量を削減するために、職員一人ひとりが日々の業務の中で取り組むべき省エネルギー、省資源の活動指針として定めているものです。令和5年度は照明設備に関する見直しを行いました。

主な活動は以下のとおりです。【P83に全文掲載】

- ①不要時は消灯し、昼休みは来庁者へ配慮しつつ、支障ない範囲で消灯すること。
- ②最後の退庁者は必ず消灯して退庁すること。
- ③OA機器は不使用時には電源を切ること。
- ④マイボトル・マイバッグの推奨

また夏季・冬季にそれぞれ省エネ月間を設定し、夏季は空調26℃設定、冬季は空調20℃とすることにより省エネを推進しています。

| | | | |
|----|-----------------|-----|-------|
| 49 | エネルギー地産地消プロジェクト | 担当課 | 環境政策課 |
|----|-----------------|-----|-------|

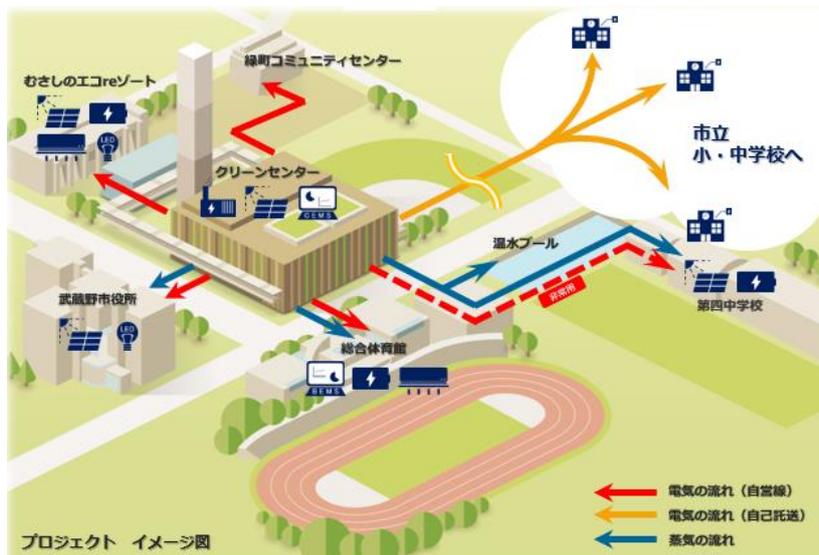
平成29(2017)年度から武蔵野クリーンセンター廃熱活用のごみ発電によって、周辺の市庁舎、総合体育館、緑町コミュニティセンター、武蔵野クリーンセンターの4館連携のエネルギーマネジメントを開始しましたが、地域における一層の低炭素化に向けて、エネルギーの地産地消を推進し、CO₂の削減を図るとともに、自立分散型エネルギーシステムのエリアモデルを構築するため、平成30～令和2年度の3か年で、国の補助（公共施設等先進的CO₂排出削減対策モデル事業）を活用し、「武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクト」として、CEMSや大型蓄電池の導入によるエネルギーマネジメント、太陽光発電設備の導入や省エネ設備の改修、自己託送制度の利用等を複合的に実施しました。令和2年度に全ての工事が完了し、令和3年度以降はその効果測定を実施しています。年間で約1,000t-CO₂の削減を見込むとともに、都市の強靱性の向上にも寄与するものです。

<CO₂削減効果> t-CO₂/年

| | |
|-------------|---------|
| 計画値 | 1156.61 |
| R5 (1月～12月) | 2796.13 |

※計画時には、武蔵野クリーンセンター周辺施設5館及び小中学校18校に導入する電力の排出係数を0.395として試算

していましたが、実際は令和5年1～3月は0.147、4～12月は0.180であったため、令和5年のCO₂削減効果は計画値を大きく上回っています。



| | | | |
|----|-------------------|-----|---------|
| 50 | ごみ焼却に伴う焼却廃熱・電気の利用 | 担当課 | ごみ総合対策課 |
|----|-------------------|-----|---------|

武蔵野クリーンセンターで発生した蒸気を、市役所庁舎や総合体育館等で、冷暖房や温水プールの熱源として有効に利用しました。また、ごみ焼却処理の過程で発生した廃熱を利用して発電し、市役所庁舎、総合体育館、緑町コミュニティセンター等に送電しました。

○蒸気送気量 (t)

| 年度 | 総合体育館 | 市庁舎 |
|-------|-------|-------|
| 元(31) | 4,269 | 1,271 |
| 2 | 3,339 | 1,540 |
| 3 | 3,988 | 1,583 |
| 4 | 4,166 | 1,436 |
| 5 | 3,842 | 1,587 |

○電気送電量 (kWh)

| 年度 | 市庁舎 | 総合体育館 | 緑町コミュニティセンター | むさしのエコreゾート | 市内小・中学校 自己託送 |
|-------|-----------|-----------|--------------|-------------|-----------------|
| 元(31) | 2,530,380 | 1,990,110 | 32,920 | 1,380 | 36,420 |
| 2 | 2,543,160 | 1,833,300 | 27,390 | 137,430 | 161,191 |
| 3 | 2,572,750 | 1,971,050 | 30,300 | 209,800 | 301,730 |
| 4 | 2,541,730 | 2,202,890 | 32,010 | 200,110 | 410,021 |
| 5 | 2,640,240 | 2,115,220 | 35,220 | 200,380 | 395,818 |

※平成29年度から新施設が本格稼働し、市役所庁舎、総合体育館、緑町コミュニティセンターに送電を開始している。

※令和元年度からは、新たにむさしのエコreゾートへの送電を開始している。

※令和元年度からは、市内小・中学校(全18校)へ自己託送制度を活用し、送電を開始している。

※令和4年8月からは、学校改築のため第一中学校・第五中学校への送電を中断している。

○電気発電量・売電量

(kWh)

| 年度 | 発電量 | 売電量 | 地消率 |
|-------|------------|-----------|--------|
| 元(31) | 13,595,670 | 4,310,076 | 68.30% |
| 2 | 13,292,300 | 4,264,464 | 67.92% |
| 3 | 13,353,760 | 3,678,178 | 72.46% |
| 4 | 12,893,780 | 3,131,268 | 75.71% |
| 5 | 12,328,850 | 2,753,188 | 77.67% |

※武蔵野クリーンセンターでは、ごみ焼却処理の過程で発生した廃熱を利用して発電する他、ガスコージェネレーションシステムや屋上に設置した太陽光発電、排水を利用した小水力発電で電気を生み出している。

※地消率・・・地域内に消費された地産電力/地産電源による発電量の総和

1－売電量/発電量の総和

<環境方針2> 廃棄物 ～ごみの新しい価値を見出しながら、循環型社会を推進します～

| | | | |
|----|---------------|-----|-----|
| 51 | 機密文書のリサイクルの推進 | 担当課 | 総務課 |
|----|---------------|-----|-----|

保存年限を経過した庁内機密文書を一斉廃棄する際に、焼却処分するのではなく、機密を保持した上で再資源化を実施しました。

| 年度 | 元 (31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 再資源化量 (t) | 16.29 | 18.12 | 17.37 | 16.25 | 19.02 |

| | | | |
|----|---------|-----|-------|
| 52 | 電子申請の活用 | 担当課 | 情報政策課 |
|----|---------|-----|-------|

市民が行う手続きについて電子申請を活用することで、市役所までの移動にかかるエネルギーや紙の使用削減を図りました。

| 年 度 | 元 (31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------|--------|-------|--------|--------|--------|
| 活用事業数 | 61 | 53 | 115 | 355 | 687 |
| 申請件数 | 5,139 | 8,994 | 18,036 | 36,617 | 40,789 |

実績

| 担当課 | 活用事業数 | 合計申請件数 |
|-----------|-------|--------|
| 企画調整課 | 38 | 582 |
| 資産活用課 | 5 | 2,344 |
| 秘書広報課 | 2 | 54 |
| 総務課 | 8 | 259 |
| 人事課 | 50 | 1,523 |
| 市民税課 | 4 | 175 |
| 納税課 | 1 | 30 |
| 産業振興課 | 24 | 1,313 |
| 市民活動推進課 | 32 | 1,888 |
| 市民課 | 6 | 3,214 |
| 多文化共生・交流課 | 17 | 313 |
| 環境政策課 | 48 | 1,221 |
| 下水道課 | 1 | 2 |
| ごみ総合対策課 | 10 | 714 |
| 緑のまち推進課 | 24 | 754 |
| 地域支援課 | 3 | 80 |
| 生活福祉課 | 7 | 514 |
| 高齢者支援課 | 82 | 2,129 |
| 障害者福祉課 | 5 | 151 |
| 保険年金課 | 3 | 129 |
| 健康課 | 104 | 9,446 |
| 子ども子育て支援課 | 43 | 2,083 |
| 子ども育成課 | 56 | 2,325 |
| 児童青少年課 | 23 | 1,262 |
| まちづくり推進課 | 2 | 25 |
| 交通企画課 | 11 | 1,165 |
| 住宅対策課 | 2 | 44 |
| 教育企画課 | 9 | 2,520 |
| 指導課 | 1 | 0 |
| 教育支援課 | 11 | 1,254 |

| | | |
|------------|-----|--------|
| 生涯学習スポーツ課 | 17 | 1,275 |
| 武蔵野ふるさと歴史館 | 14 | 722 |
| 市民会館 | 17 | 901 |
| 選挙管理委員会事務局 | 6 | 321 |
| 議会事務局 | 1 | 21 |
| 計 | 687 | 40,789 |

| | | | |
|----|---------|-----|-----|
| 53 | 備蓄食料の活用 | 担当課 | 防災課 |
|----|---------|-----|-----|

賞味期限まで1年以内となった備蓄食料を市で引き揚げ、随時実施される地域行事や防災訓練等で啓発品として配布しました。また、配布しきれない物品は畜産業の団体に引き取りを依頼し、家畜の餌としました。

(箱)

| 名称 | 引き揚げ総数 | 配布数 | 家畜飼料数 | マッチングシステム引き取り | 次年度引継ぎ | 廃棄数 |
|----------|--------|-----|-------|---------------|--------|-----|
| 飲料水 | 669 | 669 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| クラッカー | 514 | 364 | 0 | 150 | 0 | 0 |
| おかゆ | 159 | 159 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| アルファ米 | 1059 | 665 | 350 | 0 | 44 | 0 |
| パン缶 | 210 | 210 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 魚缶 | 2194 | 859 | 0 | 900 | 435 | 0 |
| アレルギー対応缶 | 60 | 60 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ライスクッキー | 25 | 25 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | | | |
|----|-------------|-----|---------|
| 54 | 一般廃棄物処理量の監視 | 担当課 | ごみ総合対策課 |
|----|-------------|-----|---------|

一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ減量・再資源化を推進するために、1ヶ月を単位に市内の一般廃棄物の量を武蔵野クリーンセンター搬入量・資源化量・最終処分場搬入量等により把握し、排出・処理のフロー上で量的監視を行いました。また毎月、ごみ排出内訳・ごみ処理内訳及びフローを作成しました。

ごみ排出量・総資源化率・最終処分率

| | 年度 | 元 (31) | 2 | 3 | 4 | 5 | |
|--|----------|--------|--------|--------|--------|--------|---------------------------------------|
| | 発生 | 排出量(t) | 39,748 | 40,215 | 39,424 | 39,096 | 37,993 |
| | ごみ収集量(t) | 29,669 | 29,582 | 29,071 | 29,019 | 28,420 | ② =可燃、不燃、粗大、危険有害ごみの量 |
| | 資源収集量(t) | 10,078 | 10,633 | 10,353 | 10,077 | 9,573 | ③ =資源収集(古紙、びん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装)の量 |
| | 排出抑制量(t) | 3,336 | 3,052 | 2,782 | 2,503 | 2,303 | ④ =資源収集(③)以外の方法で回収した資源物の量(拠点回収、集団回収等) |

| | | | | | | | |
|------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------------------|
| 中間処理 | ごみ処理量(t) | 29,267 | 29,066 | 28,589 | 28,505 | 27,945 | ⑤ =焼却、破碎等ごみとして中間処理した量 |
| | 資源化量 | 13,817 | 14,201 | 13,616 | 13,094 | 12,351 | ⑥ =資源収集、拠点 |

| | | | | | | | |
|--|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------------------|
| | (t) | | | | | | 回収、集団回収、不燃ごみ等に含まれる資源物等の量 |
| | 総資源化率 (%) | 32.07 | 32.82 | 32.26 | 31.48 | 30.65 | ⑥/((①+④)) |

| | | | | | | | |
|------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|
| 最終処分 | 最終処分量(t) | 2,876 | 2,761 | 2,763 | 2,670 | 2,627 | ⑦=焼却残灰の量 |
| | 最終処分率 (%) | 7.24 | 6.87 | 7.01 | 6.83 | 6.92 | ⑦/① |

| | | | | | | |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| エコセメント化施設受入量(t) | 2,876 | 2,761 | 2,763 | 2,670 | 2,627 | 焼却残灰のエコセメント化量 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|---------------|

| | | | |
|----|---------------|-----|---------|
| 55 | ごみの排出状況の把握・指導 | 担当課 | ごみ総合対策課 |
|----|---------------|-----|---------|

ごみ問題を解決するためには、ごみの発生の抑制と資源物の再資源化等、事業者や市民等の理解と協力に支えられるところが大きく、自分自身がごみ問題に関わる当事者であるという一人ひとりの意識改革が重要な課題です。市では、事業者や市民等が排出するごみの状況を監視・指導するため、市内全域を対象にパトロールを実施し、事業系ごみについては有料ごみ処理袋の開封調査・指導をし、家庭ごみにおいては分別指導を周知し、減量及び資源化の推進に努めました。

| | |
|----------------|-------------------------------------|
| 家庭系ごみ収集箇所数 | 戸建住宅：約 20,400 箇所 集合住宅：約 5,500 箇所 |
| 事業系ごみ収集箇所数 (※) | 約 4,900 箇所 |
| 家庭系ごみ指導件数 | 702 件 (月平均：58.5 件、日平均：1.9 件) |
| 事業系ごみ指導件数 | 20 件 (月平均：1.7 件、日平均：0.1 件) |
| 不法投棄監視・指導件数 | 152 件 (月平均：12.7 件、日平均：0.4 件) |

※事業系ごみ収集箇所は、1日平均10kg以下の量を排出する市内事業所数です。

| | | | |
|----|-----------------|-----|---------|
| 56 | 廃棄物の多量排出事業者への指導 | 担当課 | ごみ総合対策課 |
|----|-----------------|-----|---------|

事業系ごみの減量・再資源化を推進するため、多量の廃棄物を排出する事業者に、4月1日現在の廃棄物再利用計画書を提出してもらい、ごみ減量の取り組み、資源物分別方法について立入検査を実施しました。

計画書提出事業者

| | | | | | |
|------------------------------------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 年度 | 元 (31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 計画書提出事業者 (月平均10t以上の廃棄物を排出する事業所) | 41件 | 41件 | 41件 | 40件 | 39件 |
| 計画書廃棄物排出量計 (t) | 11,923 | 11,632 | 10,022 | 9,664 | 9,833 |
| 計画書廃棄物資源化量計 (t) | 9,445 | 9,143 | 7,790 | 7,734 | 7,841 |
| 計画書資源化率平均 (%) | 79 | 79 | 78 | 80 | 80 |

| | | | |
|----|-------------------|-----|---------|
| 57 | 資源回収団体や事業者への補助金交付 | 担当課 | ごみ総合対策課 |
|----|-------------------|-----|---------|

リサイクルシステムの確立とリサイクル活動の全市的展開を図るため、資源回収を行う住民団体等や事業者に対して、補助金を交付しました。

住民団体等に対する資源回収事業補助金の交付実績

| 年度 | 元 (31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 団体数 (団体) ※1 | 189 | 189 | 188 | 178 | 176 |
| 補助金額 (円) | 27,730,660 | 25,282,980 | 18,766,560 | 17,572,128 | 16,274,856 |
| 資源回収量 (kg) | 2,697,266 | 2,452,698 | 2,347,850 | 2,196,516 | 2,034,357 |

資源回収事業者に対する資源回収事業補助金の交付実績

| 年度 | 元 (31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 事業者数 (事業者) ※2 | 16 | 16 | 16 | 15 | 15 |
| 補助金額 (円) | 5,345,522 | 4,865,656 | 4,651,160 | 4,345,252 | 3,984,236 |
| 資源回収量 (kg) | 2,672,761 | 2,432,828 | 2,325,580 | 2,172,626 | 1,992,118 |

※1、※2 補助金は年2回(4月～9月期、10月～3月期)に分けて交付。団体数及び事業者数は10月～3月期の数。

| | | | |
|----|-----------|-----|---------|
| 58 | 剪定枝葉等の堆肥化 | 担当課 | ごみ総合対策課 |
|----|-----------|-----|---------|

家庭から排出される剪定枝葉は従来焼却処理されていましたが、平成19年7月より戸別収集し、堆肥化・資源化を行っています。

| 年度 | 元 (31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 回収量 (t) | 215.84 | 195.50 | 197.82 | 173.53 | 153.52 |
| 処理費用 (円) | 12,229,094 | 11,778,111 | 11,842,184 | 11,589,871 | 11,548,416 |

その他の落ち葉等のたい肥化については、原発事故以降国や都が生産を自粛することとしたため活動を中止してきましたが、残置たい肥をバイオマス燃料としてすべてリサイクル処理し、たい肥置き場を空にしたこと、空間放射線量等の測定値が基準値以下を継続していることから、敷地内処理や閉所密閉管理の原則等、一定のルールの下でたい肥化を再開しました。

令和3年度から令和5年度にかけて6施設の生産実績がありました。堆肥を市民配布等する場合は、国の指導に基づき、東京都の出荷承認が必要であり、令和5年度は4か所が承認を得て配布を実施しました。

| | | | |
|----|-----------------------|-----|---------|
| 59 | むさしのエコポ (不用品再利用掲示板事業) | 担当課 | ごみ総合対策課 |
|----|-----------------------|-----|---------|

不用になった品物をごみとして捨てるのではなく、「譲ります」「譲ってください」と市民から申し込まれた品物を市内施設や市のホームページに掲載し、市民同士の自主的な交渉で交換し合う「むさしのエコポ」(不用品再利用掲示板事業)を実施しました(平成23年3月より開始)。

むさしのエコポ利用状況

(件)

| 年度 | 元 (31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------------|--------|-----|-----|-----|-----|
| 申込件数・譲ります | 151 | 111 | 142 | 207 | 310 |
| 申込件数・譲ってください | 92 | 5 | 5 | 1 | 16 |
| 交渉成立件数・譲ります | 10 | 71 | 101 | 128 | 180 |
| 交渉成立件数・譲ってください | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 |

| | | | |
|----|----------------|-----|---------|
| 60 | 小型廃家電製品マテリアル回収 | 担当課 | ごみ総合対策課 |
|----|----------------|-----|---------|

平成23年度から不燃・粗大ごみ処理施設にて処理する前に廃家電機器等をピックアップにより回収し、武蔵野クリーンセンター内に開設した『都市鉱山開発事務所』で分解・選別を開始しました。電子レンジ、プリンター、掃除機等の廃家電機器等を分解し、電動機類、基板、コード類、ハードディスクを取り出しています。これらの取り出した部品は、平成25年4月より施行された小型家電リサイクル法(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)に基づく認定事業者へ搬出し、適正なリサイクルにより、新たな資源やエネルギーとして生まれ変わります。

平成28年12月より新クリーンセンターへの移行(旧クリーンセンター解体工事開始)のため、令和元年10月まで分解・選別を一時休止し、新クリーンセンター建設事業完了(新管理棟完成)に伴い、令和元年11月より分解・選別を再開しています。

| 品目 年度 | (kg) | | | | | | | | |
|----------|-------|-------|-------|-----|------|--------|---------|-----|----------|
| | 電動機類 | 基板類 | コード類 | 鉛類 | 携帯電話 | 携帯電話電池 | ハードディスク | スマホ | 小型デジタル家電 |
| 元(31) | 870 | 170 | 180 | 380 | 200 | 960 | - | 370 | - |
| 2 | 7,410 | 1,300 | 930 | 400 | 300 | 920 | 90 | 440 | - |
| 3 | 9,710 | 2,270 | 1,510 | 480 | 270 | - | 270 | 160 | 510 |
| 4 | 9,780 | 2,410 | 1,560 | 310 | 220 | - | 320 | 320 | 880 |
| 5 | 9,890 | 2,130 | 1,610 | 280 | 190 | - | 0 | 180 | 200 |

都市鉱山開発事務所分(電動機類、基板類、コード類、ハードディスク、小型デジタル家電)
不燃・粗大施設手選別分(鉛類、携帯電話、携帯電話電池、スマホ)

| | | | |
|----|----------|-----|---------|
| 61 | 資源物の拠点回収 | 担当課 | ごみ総合対策課 |
|----|----------|-----|---------|

資源物の分別収集とは別に、紙パック・小型家電について、コミュニティセンター等の協力を得て回収し資源化を行っています。

紙パック

| 回収量 | 回収枚数※ | 回収拠点 |
|----------|----------|---|
| 21,700kg | 651,000枚 | 市役所・市政センター(中央・吉祥寺) 市民会館・コミュニティセンター等 計21か所 |

※1kgあたり紙パック30枚で換算

小型家電

| 回収重量 | 回収拠点 |
|----------|---|
| 2502.5kg | 市役所、むさしのエコreゾート、各市政センター、各コミュニティセンター(関前コミュニティセンターを除く)等 計20か所 |

| | | | |
|----|-----------------------|-----|---------|
| 62 | 【再掲】ごみ焼却に伴う焼却廃熱・電気の利用 | 担当課 | ごみ総合対策課 |
|----|-----------------------|-----|---------|

P38 「50 ごみ焼却に伴う焼却廃熱・電気の利用」を参照

| | | | |
|----|-----------|-----|-------|
| 63 | 放置自転車の再利用 | 担当課 | 交通企画課 |
|----|-----------|-----|-------|

引き取り手のない撤去自転車のうち、一定の保管期間を経たものは売却しました。

放置自転車の海外譲与台数

| 年度 | 元 (31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------------|--------|-----|-----|-----|-----|
| 海外譲与台数 (台) ※1 | 220 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 売却台数 (台) ※2 | 468 | 435 | 367 | 354 | 434 |

※1 令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響により海外譲与は休止しています。

※2 売却した自転車は海外で再利用されています。

| | | | |
|----|------------|-----|-----|
| 64 | 除籍図書のリサイクル | 担当課 | 図書館 |
|----|------------|-----|-----|

各図書館に、除籍資料等をリサイクルするブックリサイクルコーナーを設け、常時リサイクル資料を無償で提供しました。

リサイクルの対象資料は、①保存年限が過ぎ、廃棄の対象となった雑誌、②時の経過につれて利用価値がなくなり保存価値を失ったもの、③利用の少ない複本図書、④改版が入手されたもの等です。

除籍資料リサイクル提供数の推移

(単位：冊)

| 年度 | 中央図書館 | 吉祥寺図書館 | 武蔵野プレイス |
|--------|----------|--------|---------|
| 元 (31) | 6,462 | 4,045 | 9,506 |
| 2 ※1 | 8,051 | 5,411 | 9,995 |
| 3 | 5,112 ※2 | 6,781 | 9,443 |
| 4 | 7,886 | 7,306 | 9,041 |
| 5 | 9,949 | 4,918 | 9,847 |

※1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、7月1日まで提供を停止しました。

※2 中央図書館は空調等工事のため、10月28日～30日、11月19日～12月5日、1月31日～2月1日は提供を停止しました。

<環境方針3> 自然環境 ～武蔵野らしさを大切に、人と自然が調和したまちをつくります～

| | | | |
|----|-------------------|-----|-------|
| 65 | 環境保全型農業用資器材購入補助制度 | 担当課 | 産業振興課 |
|----|-------------------|-----|-------|

廃ビニールの排出量を抑制できる自然崩壊性マルチシートや、土壌環境や生態系への影響を減少させる肥料等、環境保全に配慮した農業用資器材及び有機質肥料の購入に対し補助を行い、環境と調和した農業の推進を図りました。

品目ごとの補助金相当額の集計

| 品名 | 数量 | 申請農家戸数(のべ数) | 補助金相当額(円) |
|-------------|-------|-------------|-----------|
| 有機質肥料 | 1,242 | 56 | 621,281 |
| 自然崩壊性マルチシート | 56 | 18 | 348,573 |
| 寒冷紗 | 7 | 6 | 96,753 |
| 光分解テープ | 10 | 6 | 6,780 |
| 防鳥網 | 3 | 3 | 38,847 |
| 農薬フィルム | 2 | 1 | 32,493 |
| 防虫ネット | 1 | 1 | 16,141 |

※実際の補助金額は、申請者ごとに複数の品目を足し上げたうえで端数処理を行っている。

| | | | |
|----|-------------|-----|-------|
| 66 | むさしの自然観察園事業 | 担当課 | 環境政策課 |
|----|-------------|-----|-------|

市内小学校にあるビオトープの基幹・拠点施設であるむさしの自然観察園において、生物多様性の啓発等の目的のもと、自然観察会や実験教室等を実施しました。運営は平成18年度よりNPO法人武蔵野自然塾に委託し、多くの市民が自然環境について学べる機会を提供しています。

| 年度 | 来園者数(人) | イベント参加人数(人) |
|-------|---------|-------------|
| (元)31 | 2,532 | 750 |
| 2 | 1,893※ | 217※ |
| 3 | 4,138 | 192※ |
| 4 | 3,376 | 701 |
| 5 | 2,682 | 714 |

※令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症への対応のため開園日、イベント開催を削減

| | | | |
|----|--------------|-----|------|
| 67 | 雨水浸透施設の設置・指導 | 担当課 | 下水道課 |
|----|--------------|-----|------|

河川への雨水流出を抑制することにより都市型水害の軽減を図るとともに、地下水その他自然環境の保全と回復を目的として、平成6年4月に「雨水浸透施設助成金交付要綱」を、平成8年4月には「雨水流出抑制施設設置要綱」を制定しました。さらに、平成24年3月には「武蔵野市雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例(雨水利活用条例)」を新たに制定し、令和2年3月に全部改正を行い、雨水浸透施設設置の普及に努めています。

雨水浸透施設等設置件数

| 年度 | 項目 設置件数(件) | 施設別設置数 | | | |
|-------|---------------|---------|-----------|----------------------|-----|
| | | 浸透ます(個) | 浸透トレンチ(m) | 貯留槽(m ³) | その他 |
| 元(31) | 374 | 1,634 | 1,309.3 | 555 | - |
| 2 | 425 | 2,108 | 2,271.0 | 623 | - |
| 3 | 456 | 2,103 | 528.9 | 1,389 | - |
| 4 | 493 | 2,029 | 343.5 | 399.5 | - |
| 5 | 421 | 1,801 | 638.1 | 425.2 | - |

雨水浸透施設の設置助成

| 年度 | 項目 | 年度別助成金申請件数 (件) | 浸透ます (個) | 浸透トレンチ (m) |
|--------|----|----------------|----------|------------|
| 元 (31) | | 74 | 430 | 33.9 |
| 2 | | 63 | 329 | 0 |
| 3 | | 43 | 190 | 0 |
| 4 | | 23 | 120 | 0 |
| 5 | | 40 | 169 | 0 |

※浸透トレンチ=掘削した溝に砕石で充填し、この中に、溜めます等のます類と連結した透水性の管(有孔管、多孔管等をいう)を敷設し、雨水を導き、トレンチ内の充填砕石の側面及び底面から不飽和帯を通して地中へ浸透させる施設

| | | | |
|----|--------------------|-----|------|
| 68 | 雨水貯留槽(雨水タンク)購入助成制度 | 担当課 | 下水道課 |
|----|--------------------|-----|------|

雨水の有効利用により、環境面や災害の抑制・防災時の活用等、多面的な効果が期待できる雨水貯留槽の購入に対して助成しました。

| 年度 | 項目 | 申請件数 (件) | 小型(1500未満) (個) | 中型(1500以上) (個) | 設置数(個) | 貯留量 (ℓ) | 貯留量(累計) (ℓ) |
|--------|----|----------|----------------|----------------|--------|---------|-------------|
| 元 (31) | | 20 | 13 | 7 | 20 | 3,035 | 28,710 |
| 2 | | 28 | 13 | 15 | 28 | 4,405 | 33,115 |
| 3 | | 36 | 16 | 20 | 36 | 6,604 | 39,719 |
| 4 | | 19 | 10 | 9 | 19 | 2,887 | 42,606 |
| 5 | | 25 | 7 | 18 | 25 | 5,310 | 47,916 |

| | | | |
|----|---------------|-----|---------|
| 69 | 緑化推進における支援と指導 | 担当課 | 緑のまち推進課 |
|----|---------------|-----|---------|

○苗木の配布

- 誕生記念樹：子どもの誕生を祝い記念樹を配付(年4回、4・7・10・1月に配付)
- 新築記念樹：新築の機会に合わせて記念樹を配付(年4回、6・9・12・3月に配付)
- 一般配布：民間のみどりを育むことを目的に苗木を配布(例年3月)

| 年度 | 誕生記念樹 | | 新築記念樹 | 一般配布 | 配付樹種 (新築記念樹と一般配布共通) |
|-------|--------|--------------------------------------|--------|--------|----------------------------|
| | 配付数(本) | 配付樹種 | 配付数(本) | 配布数(本) | |
| 元(31) | 487 | ジューンベリー、ブルーベリー、ベンジャミン、ユスラウメ、オリーブ、パキラ | 80 | 中止※ | ハナミズキ、シマトネリコ、ヒメシャラ、モミジ、コブシ |
| 2 | 430 | | 57 | 47 | |
| 3 | 507 | | 74 | 45 | |
| 4 | 487 | | 56 | 17 | |
| 5 | 454 | | 48 | 34 | |

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

○保存樹林等の所有者に対する補助金交付

保存樹林、保存樹木、保存生垣の指定及び維持管理のための補助金を交付しました。

補助金の交付実績

| | 件数(件) | 内訳 | 補助金交付額(円) |
|------|-------|--------|-----------|
| 保存樹林 | 3 | 6,538㎡ | 570,000 |
| 保存樹木 | 168 | 808本 | 4,580,000 |
| 保存生垣 | 142 | 4,556m | 1,339,800 |

○接道部緑化助成

緑被率・緑視率（目に映る緑の量）の増加を目的に、道路に接する部分の緑化に対して助成を行いました。

| 年度 | 植 栽 | | | | | 緑化に伴うブロック 塀等取壊し (㎡) |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------------------|
| | 生垣 (m) | 高木 (本) | 中木 (本) | 低木 (本) | 地被類 (㎡) | |
| 元 (31) | 0 | 9 | 23 | 48 | 27 | 0 |
| 2 | 8 | 9 | 9 | 37 | 28 | 0 |
| 3 | 20 | 1 | 6 | 49 | 0 | 0 |
| 4 | 14 | 5 | 12 | 110 | 29 | 0 |
| 5 | 1 | 4 | 6 | 63 | 40 | 0 |

○建築行為に対する緑化指導

敷地面積 200 ㎡以上の建築計画に対し緑化計画の指導を行いました。

| 年度 | 緑化計画書提出件数 (件) |
|--------|---------------|
| 元 (31) | 66 |
| 2 | 63 |
| 3 | 73 |
| 4 | 77 |
| 5 | 57 |

○壁面・屋上緑化の推進

これまで、地上部を重視した緑化を推進してきましたが、駅周辺の商業地域では地上部での緑の確保が難しくなっています。このため、中高層建築物等の建築時におけるまちづくり条例の協議の際には、壁面・屋上緑化について提案や指導を進めています。

まちづくり条例の協議の実績

| 年度 | 元 (31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----|--------|----|----|----|----|
| 件数 | 26 | 22 | 29 | 33 | 32 |

| | | | |
|----|---------------|-----|---------|
| 70 | 緑を支える市民活動への支援 | 担当課 | 緑のまち推進課 |
|----|---------------|-----|---------|

○緑ボランティア団体に対する助成事業

市立公園等を拠点とした緑の保全、緑化推進、公園維持等を行うボランティア団体に対し、活動経費の一部を助成しました。

| 年度 | 助成団体数 | 助成金額(円) |
|--------|-------|-----------|
| 元 (31) | 23 | 2,997,000 |
| 2 | 23 | 2,722,000 |
| 3 | 26 | 3,366,000 |
| 4 | 26 | 3,401,000 |
| 5 | 26 | 3,592,000 |

○各団体によるイベント

協定団体が行う地域ふれあい事業を共催し支援しています。

| 団体名 | 事業名 | 実施日 | 場所 | 内容 |
|--------------------------|----------|------------|----------|---------------------------------------|
| M' s Garden みどりの食いしん坊 | オープンガーデン | 令和5年5月20日 | 緑の創作園 | 園内案内、説明 ハーブ等苗の配付・ハー ブティー・菓子の提供等 |
| コミュニティファーム | 夏まつり | 令和5年7月2日 | 農業ふれあい公園 | 農作物無料収穫体験等 大正琴の演奏 |
| コミュニティファーム | 秋の収穫体験会 | 令和5年10月28日 | 農業ふれあい公園 | 農作物無料収穫体験等 和太鼓の演奏 |

| | | | |
|----|----------|-----|---------|
| 71 | 公園緑地等の整備 | 担当課 | 緑のまち推進課 |
|----|----------|-----|---------|

「武蔵野市緑の基本計画 2019」に定める個別施策「公園緑地などの機能と維持管理の充実」に基づき、計画的に公園・緑地を整備・拡充しています。また、公園緑地の有するポテンシャルを発揮するため、公園のリニューアルを実施しています。令和5年度は中央高架下公園等のリニューアル、西久保はらっぱ公園の拡充及び千川さんかく公園の新設を行いました。

| 年度 | 箇所数 | 面積 (㎡) |
|--------|-----|---------|
| 元 (31) | 184 | 233,152 |
| 2 | 184 | 233,712 |
| 3 | 183 | 233,532 |
| 4 | 183 | 233,532 |
| 5 | 184 | 234,329 |

まちの景観の向上及び沿道の生活環境の保全を図るとともに、道路交通の快適性、安全の確保、自然環境の保全等を目的として、道路緑化を進めてきました。

| 年度 | 街路樹 (本) | グリーンベルト (m) |
|--------|---------|-------------|
| 元 (31) | 2,498 | 16,172 |
| 2 | 2,501 | 16,358 |
| 3 | 2,501 | 16,365 |
| 4 | 2,501 | 15,885 |
| 5 | 2,501 | 15,885 |

| | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 72 | 水辺環境の整備 | 担当課 | 緑のまち推進課 |
|----|---------|-----|---------|

○仙川

武蔵野市仙川水辺環境整備基本計画（仙川リメイク）に基づき、市内の仙川を4つのゾーン（自然生態系復活ゾーン・親水ゾーン・川の道ゾーン・水辺景観形成ゾーン）に分け、その特徴に合わせた整備をすることとしています。令和元年度に、「仙川水辺環境整備基本計画の評価と今後の方向性について」とりまとめを行いました。今後の方向性として、未整備区間については、様々な課題があることから事業を休止することとし、整備済み区間の生物環境の維持等、良好な水辺環境として保全していきます。

○千川上水

千川上水整備基本計画に基づき、水と緑の環境を活用した散策や休憩の場、親水や身近な自然とのふれあいの場として、多くの市民に親しまれるように、千川上水の整備を実施しています。

| 年度 | 区間 | 延長 | 内容 |
|--------|--------------|------|-----------------------|
| 元 (31) | 擬木無名橋～更新橋 | 380m | 擬木柵、遊歩道整備、視点場設置、植栽整理等 |
| 2 | 三郡橋～擬木無名橋 | 210m | 擬木柵、遊歩道整備、視点場設置、植栽整理等 |
| 3 | - | - | - |
| 4 | - | - | - |
| 5 | 千川さんかく公園～三郡橋 | 80m | 遊歩道整備、視点場設置、植栽整備等 |

○玉川上水

玉川上水と緑道の良好な環境を、憩いの空間及び多様な生物の生息空間として今後も保全・充実していくために、都や周辺自治体と情報交換や連絡調整を密に行っています。また、史跡玉川上水整備活用計画に基づき、保存管理、整備活用、管理・運営等に協力をしています。

| | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 73 | 多摩の森林整備 | 担当課 | 緑のまち推進課 |
|----|---------|-----|---------|

森林の持つ公益的機能を楽しんできた都市が、荒廃の恐れのある多摩地域の森林を保全すること、また森林資源を活用して市民の森林に対する理解を深め、自然環境への関心を高めることを目的として、東京の森林の保全と活用を行っています。

活動実績

| 森林名 | 内容 |
|------------------------------|---|
| 二俣尾・武蔵野市民の森 (協定区域 9.86ha) | 森林整備：枝打、歩道刈払、栈橋の架設・架け替え、整理伐、枯損木処理 啓発事業：森の市民講座（年5回実施）、森林整備啓発事業（年4回実施） 協議会開催（年1回実施） |
| 奥多摩・武蔵野の森 (整備区域 3.35ha) | 歩道改修・刈払い、見回り管理、運営協議会開催（年1回実施）、 現地視察（年1回実施） |

| | | | |
|----|---------|-----|-------|
| 74 | 学校緑化の支援 | 担当課 | 教育企画課 |
|----|---------|-----|-------|

学校の自主的な緑化の取り組みを支援することで、学校内の涼環境創出、児童・生徒への環境教育、市民の緑化に対する意識の向上、ヒートアイランド現象の緩和を目指しました。

第一小学校（芝生化面積235㎡）、第三小学校（芝生化面積455㎡）、境南小学校（芝生化面積158㎡）、第三中学校（芝生化面積504㎡）において、昨年度に引き続き、芝生の維持管理を実施しました。また、昨年度に引き続き大野田小学校、千川小学校において校舎屋上の緑化、桜野小学校において校庭壁面の緑化を実施しました。

<環境方針4> 都市環境 ～環境に優しい都市基盤のリニューアルを推進します～

| | | | |
|----|----------------|-----|-------|
| 75 | 公共施設的环境配慮指針の運用 | 担当課 | 環境政策課 |
|----|----------------|-----|-------|

市が模範となり、自ら率先して公共施設の省エネ・創エネの取組を行う必要があるため、現状施設の調査・分析を実施し、ZEBを見据えた今後備えるべき整備水準の検討を行い、令和5年6月に公共施設的环境配慮指針を策定しました。また、竣工後の運用段階におけるエネルギー消費量について評価を行うため、設計時の計算値と実績値の比較方法について検討を行いました。今後は整備水準の適合に向けて確実に検討を進めるため、計画・設計・施工段階において施設の所管課及び設計・施工担当課と環境政策課により適合状況の確認を行っていくとともに、建物の竣工後3年間はエネルギーの使用状況を確認し、フォローを実施していく予定です。

■対象とする公共施設

○対象施設：市有施設（整備水準の適合に向けた手法を検討）

○対象建築行為：

【新築】非住宅部分の床面積が300㎡以上の場合

【増改築】床面積300㎡以上の増改築を行い、増改築後に非住宅部分の床面積が300㎡以上となる場合

※ただし、平成29（2017）年3月31日までに現存する建築物で、非住宅部分の増改築部分の床面積が増改築後の非住宅部分の床面積の2分の1以下である場合を除く。

■施設整備水準

○公共施設のエネルギー性能水準：

第一水準：ZEB Ready

創エネ設備による削減量を除いて一次エネルギー消費量を50%以上削減

第二水準：①と②のいずれの条件も満たすこと

①：ZEB Oriented相当（一次エネルギー消費量を30～40%以上削減）

②：未評価技術を導入し、更なる省エネを図ること

○創エネ設備：原則設置

| | | | |
|----|--------------------|-----|---|
| 76 | 公共施設の建築・工事における環境配慮 | 担当課 | 施設課、下水道課、 緑のまち推進課、交通企画課、 道路管理課、水道部工務課 |
|----|--------------------|-----|---|

市の関連施設の建築・工事のうち、一定規模（契約金額130万円以上）の建築・工事については、下記の「環境配慮事項」の中から、実施可能なものを導入し、環境への配慮を行いました。

環境配慮事項

| | |
|-------------|-----------|
| ①緑化及び生態系の保護 | ⑥再生資源の利用 |
| ②公害の防止 | ⑦施設等の長期利用 |
| ③省資源、省エネルギー | ⑧良好な景観の確保 |
| ④新エネルギー等の利用 | ⑨地球環境の保全 |
| ⑤雨水の利用 | ⑩耐震性の確保 |

| 該当課 | 一件130万円以上の工事件数 | 環境に配慮した件数 | | | | | | | | | |
|---------|----------------|-------------|--------|-------------|-------------|--------|----------|-----------|-----------|----------|---------|
| | | ①緑化及び生態系の保護 | ②公害の防止 | ③省資源、省エネルギー | ④新エネルギー等の利用 | ⑤雨水の利用 | ⑥再生資源の利用 | ⑦施設等の長期利用 | ⑧良好な景観の確保 | ⑨地球環境の保全 | ⑩耐震性の確保 |
| 施設課 | 52 | - | 6 | 8 | 1 | 2 | 52 | 8 | - | 1 | - |
| 下水道課 | 12 | - | 12 | - | - | - | - | 3 | - | 12 | 2 |
| 緑のまち推進課 | 17 | 11 | 17 | 14 | - | - | 14 | - | - | 11 | - |
| 交通企画課 | 11 | - | 11 | - | - | 3 | 10 | - | - | 11 | - |
| 道路管理課 | 7 | 1 | 7 | - | - | - | 7 | - | - | - | - |
| 水道部工務課 | 14 | - | - | - | - | - | - | 9 | - | - | 5 |

1件の中で複数の環境配慮項目が該当する工事案件があるため、①～⑩の合計値と工事件数は必ずしも一致しない。

| | | | |
|----|-----------------------|-----|-------|
| 77 | 違法広告物のパトロール・撤去、落書きの消去 | 担当課 | 環境政策課 |
|----|-----------------------|-----|-------|

○屋外広告物の指導

無秩序に出された屋外広告物は、まちの良好な景観を損なうため、申請受付事務や苦情相談対応を通じて業者への指導を行いました。また市内の屋外広告物の状況をパトロールし、違反となっているはり紙・はり札・立看板等の撤去を行いました。

屋外広告物の許可申請受理

| 種別 | 元 (31) | | 2 | | 3 | | 4 | | 5 | | |
|------------------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|------|-----|
| | 件数 | 基数 | 件数 | 基数 | 件数 | 基数 | 件数 | 基数 | 件数 | 基数 | |
| 市 許 可 分 | 広告板・塔 | 103 | 455 | 111 | 598 | 111 | 499 | 124 | 568 | 115 | 472 |
| | はり紙・はり札 | 1 | / | - | / | - | / | - | / | - | / |
| | 広告幕 | 2 | / | - | / | 1 | / | 1 | / | 1 | / |
| | 計 | 106 | 455 | 111 | 598 | 112 | 499 | 125 | 568 | 116 | 473 |
| 都 許 可 分 | 広告塔 | 11 | 12 | 7 | 7 | 11 | 12 | 7 | 7 | 10 | 11 |
| | 広告板 | 84 | 157 | 99 | 215 | 95 | 195 | 106 | 230 | 92 | 207 |
| | 計 | 95 | 169 | 106 | 222 | 106 | 207 | 113※ | 237 | 102※ | 218 |

※別に小型広告板1件あり。

違反広告物の処理状況 (令和4年4月から外部委託にて実施)

| 年度 | 元 (31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| はり紙・はり札 (件) | 8,440 | 4,389 | 6,085 | 4,062 | 3,879 |
| 立 看 板 (件) | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 計 | 8,440 | 4,389 | 6,086 | 4,063 | 3,879 |

○落書き消去等

まちの環境美化のため、公共物への落書きを消去しました (令和4年4月から外部委託にて実施)。

| 年度 | 元 (31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------------------------|--------|-----|-----|-----|-----|
| 公共物の落書き消去件数 (電柱、標識、案内板等) | 150 | 359 | 206 | 501 | 408 |

| | | | |
|----|----------|-----|-------|
| 78 | あき地の適正管理 | 担当課 | 環境政策課 |
|----|----------|-----|-------|

あき地の適正管理のため、市内調査及びあき地所有者への除草等の依頼を行いました。

あき地の適正管理通知件数 (件)

| | | | | | |
|----------|--------|----|----|----|----|
| 年度 | 元 (31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 適正管理通知件数 | 32 | 10 | 17 | 13 | 12 |

あき地把握件数 (件)

| | | | | | |
|---------|--------|-----|---|-----|---|
| 年度 | 元 (31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
| あき地把握件数 | 259 | 261 | - | 227 | - |

※令和3年度に見直しを行い、令和4年度以降、あき地調査は4年に1回実施予定

| | | | |
|----|-----------|-----|---------|
| 79 | 三駅周辺清掃の実施 | 担当課 | ごみ総合対策課 |
|----|-----------|-----|---------|

市の玄関口ともいえる吉祥寺駅・三鷹駅北口・武蔵境駅周辺について、日曜日・祝日を除く毎日、清掃活動を実施することで、安全で清潔な美しいまちづくりに取り組みました。

駅周辺清掃

| 名 称 | 場 所 | 内 容 |
|-------|-----------------------------|---|
| 駅周辺清掃 | 吉祥寺駅周辺 三鷹駅北口周辺 武蔵境駅周辺 | 日曜日、祝日及び1月2日、3日を除く 毎日1回（各駅前広場は1日2回または3回） |

| | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 80 | 市内美化の推進 | 担当課 | ごみ総合対策課 |
|----|---------|-----|---------|

市内一斉清掃の実施

ごみの散乱防止・地域環境美化の意識の普及・高揚を図るために、11月の最終日曜日に市内全域で、市民・事業者・団体等と協力しながら清掃を実施しています。

| 実施日 | 清掃場所 | 参加者 | ごみ回収量 |
|------------|-------------------------------|--------|----------------------|
| 令和5年11月26日 | 吉祥寺駅・三鷹駅・武蔵境駅周辺、主要道路、公園、遊歩道ほか | 2,161人 | 可燃 190kg 不燃 100kg |

| | | | |
|----|----------------|-----|---------|
| 81 | 迷惑喫煙、ポイ捨て防止の推進 | 担当課 | ごみ総合対策課 |
|----|----------------|-----|---------|

路上禁煙地区内での迷惑喫煙を防止することを目的にマナー推進員2名が1チームとなり、当該地区内を巡回し、路上禁煙地区の周知と、喫煙している人に対しては中止要請を行っています。また路上には、路上喫煙禁止シールやポイ捨て禁止シールを貼付し、さらに三鷹駅北口地区、武蔵境駅地区の各商店街の街路灯にマナー啓発フラッグを掲示することによって、マナー啓発を行っています。

令和2年4月の改正健康増進法と都の受動喫煙防止条例の全面施行に伴い、受動喫煙を防止するとともに街の環境美化を図るため、三鷹駅北口に閉鎖型の喫煙所（喫煙トレーラーハウス）を設置し、令和2年7月から利用開始しました。吉祥寺駅と武蔵境駅周辺についても、令和3年4月から同様の閉鎖型喫煙所の利用を開始しています。

来街者の多い吉祥寺駅周辺の店舗においては、閉鎖型喫煙所を案内するためのチラシを配布しています。

| | | | |
|----|-----------------|-----|----------|
| 82 | まちづくり条例に基づく開発指導 | 担当課 | まちづくり推進課 |
|----|-----------------|-----|----------|

事業主が開発行為または中高層建築物の建築を行う際、「武蔵野市まちづくり条例」に基づき、①中高層建築物（高さ10mを超える等）、②特定集合住宅（15戸以上）、③集客施設（500㎡以上）、④開発行為等の開発事業に対して、事業区域内の緑化の推進や保全、公園・公共用地の確保、駐輪施設、清掃施設の設置等、居住環境に配慮した事業計画となるよう指導及び誘導を行いました。

各種届出（「武蔵野市まちづくり条例」に基づく）

| 年度 | 元 (31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------------|--------|----|----|----|----|
| 大規模土地取引の手続き (件) | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 大規模開発事業 (件) | 0 | 3 | 7 | 4 | 7 |
| 一般開発事業 (件) | 21 | 19 | 22 | 29 | 24 |

| | | | |
|----|-----------|-----|----------|
| 83 | 都市計画道路の整備 | 担当課 | まちづくり推進課 |
|----|-----------|-----|----------|

道路は、人や車が移動するための交通機能のほか、公共空間として都市に潤いを与える緑化や上下水道など供給処理施設の収容、さらに通風、採光等の機能を有する都市の骨格をなす施設です。

本市の都市計画道路は、昭和16年に当初の計画決定がなされ、その後、急激な都市化による交通量の増大等により、昭和37年に大幅な見直しを行い、現在の都市計画道路網の骨格となっています。

| | 計画延長 (m) | 施行済延長 (m) | 施行率 (%) |
|-----|----------|-----------|---------|
| 市施行 | 16,090 | 13,010 | 80.9 |
| 都施行 | 23,380 | 11,635 | 49.8 |
| 合計 | 39,470 | 24,645 | 62.4 |

(令和5年度末現在)

| | | | |
|----|---------------|-----|-------------|
| 84 | 吉祥寺駅周辺の荷さばき対策 | 担当課 | 吉祥寺まちづくり事務所 |
|----|---------------|-----|-------------|

吉祥寺のまちづくりの一環として、地元事業者、運送・駐車場事業者、行政などの関係者と連携し、荷さばきルールの啓発、共同集配送事業、荷さばきカード事業などの荷さばき対策に取り組みました。

荷さばきルール徹底週間の実施（平成22年から開始）

| | 期 間 | 内 容 |
|------|----------------|--|
| 第27回 | 令和5年6月19日～23日 | 吉祥寺活性化協議会と連携し、地元事業者等に荷さばき対策への参加要請などを行うと共に、各運送事業者に対し荷さばき対策の必要性やルールの徹底をPRした。 |
| 第28回 | 令和5年11月20日～24日 | |

| | | | |
|----|---------------------|-----|-------|
| 85 | 自転車駐車場の整備及び利用体系の見直し | 担当課 | 交通企画課 |
|----|---------------------|-----|-------|

自転車は環境にやさしい乗り物であり、その駐車スペースを確保し、また、必要な方が必要な時に利用できるよう、自転車駐車場を利用しやすい環境を作るとともに、自転車の放置防止を進めるため、令和3年4月から自転車駐車場の利用方法などを一体的に変更しました。

市内3駅周辺自転車駐車場 収容台数 (台) (令和5年度末現在)

| | 吉祥寺駅 | 三鷹駅北口 | 武蔵境駅 | 合計 |
|------|--------|-------|-------|--------|
| 定期利用 | 5,163 | 1,459 | 4,814 | 11,436 |
| 一時利用 | 6,117 | 6,118 | 3,859 | 16,094 |
| 合計 | 11,280 | 7,577 | 8,673 | 27,530 |

| | | | |
|----|----------|-----|-------|
| 86 | 放置自転車の撤去 | 担当課 | 交通企画課 |
|----|----------|-----|-------|

環境保全と、快適な歩行空間確保のため、放置自転車の撤去を行いました。(原付の撤去台数は除く)

| 年度 | 元(31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 撤去日数(日) | 808 | 709 | 727 | 727 | 720 |
| 撤去台数(台) | 2,885 | 1,860 | 1,703 | 1,667 | 1,616 |

| | | | |
|----|---------|-----|-------|
| 87 | ムーバスの運行 | 担当課 | 交通企画課 |
|----|---------|-----|-------|

自家用車から、ムーバス等公共交通機関への乗り換えを促すことにより、交通渋滞を緩和し、排気ガスの削減を目指しました。

ムーバス乗客数

(単位:人)

| 年度 | 1号路線 | 2号路線 | 3号路線 | | 4号路線 | 5号路線 | | 6号路線 | 7号路線 |
|-------|----------|-----------|---------|---------|-----------|---------|-----------|------------|----------|
| | (吉祥寺東循環) | (吉祥寺北西循環) | (境南東循環) | (境南西循環) | (三鷹駅北西循環) | (境西循環) | (境・東小金井線) | (三鷹・吉祥寺循環) | (境・三鷹循環) |
| 元(31) | 381,187 | 602,739 | 225,849 | 218,755 | 273,946 | 288,568 | 213,718 | 307,547 | 158,079 |
| 2 | 233,407 | 423,319 | 130,347 | 164,208 | 178,539 | 169,666 | 136,573 | 194,874 | 103,909 |
| 3 | 239,449 | 468,806 | 130,639 | 190,713 | 177,903 | 190,744 | 147,045 | 195,055 | 103,265 |
| 4 | 298,473 | 548,787 | 148,685 | 228,787 | 233,646 | 257,262 | 189,375 | 239,790 | 121,203 |
| 5 | 327,612 | 574,218 | 168,938 | 256,510 | 251,024 | 289,789 | 210,864 | 267,551 | 129,968 |

| | | | |
|----|-------------------|-----|-------|
| 88 | パーク・アンド・バスライドシステム | 担当課 | 交通企画課 |
|----|-------------------|-----|-------|

自家用車等での吉祥寺駅周辺部への乗り入れを抑制することにより、総乗り入れ台数の軽減と、駐車場探しで回遊する車の交通渋滞と排気ガス放出を緩和します。

ムーパーク利用台数(ムーバス6号路線三鷹・吉祥寺循環 6番武蔵野税務署南バス停隣接 収容台数38台)

| 年度 | 元(31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用台数(台) | 17,094 | 17,326 | 20,477 | 21,163 | 22,383 |
| 1日当たり利用台数(台) | 46.7 | 47.5 | 56.1 | 58.0 | 61.2 |

| | | | |
|----|--------------|-----|-------|
| 89 | 駐車場案内・誘導システム | 担当課 | 交通企画課 |
|----|--------------|-----|-------|

吉祥寺駅周辺の駐車場の満空情報を、インターネット等を通してリアルタイムで提供し、空き駐車場に適切に誘導することにより、駐車場探しや順番待ちを緩和して交通を円滑化し、排気ガスの排出抑制を図りました。

| 情報提供駐車場 | 車両 | |
|---------|----|------|
| | 2場 | 374台 |

| | | | |
|----|---------|-----|-------|
| 90 | 生活道路の整備 | 担当課 | 交通企画課 |
|----|---------|-----|-------|

生活道路等の整備により、歩行環境の向上を図りました。
令和5年度は、2路線(施工延長174.7m)について工事を実施しました。

| | | | |
|----|------------|-----|-------|
| 91 | 電線類の地中化の推進 | 担当課 | 交通企画課 |
|----|------------|-----|-------|

電線類の地中化により、歩行空間を確保し、バリアフリー化・防災対策等に対応した良好な道路景観の創出を目指しました。令和5年度は、市道第16・177号線の企業者の工事進捗により、電柱の撤去が完了しました。

| | | | |
|----|----------|-----|-------|
| 92 | 透水性舗装の整備 | 担当課 | 交通企画課 |
|----|----------|-----|-------|

雨水流出抑制や地下水涵養を図るため、透水性舗装を施工しました。

| 年度 | 元(31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-------|-------|-----|-------|---------|
| 舗装面積 (㎡) | 3,291 | 1,638 | 442 | 1,387 | 1,270.5 |

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 93 | 歩道の整備 | 担当課 | 交通企画課 |
|----|-------|-----|-------|

歩道を改修して、透水性舗装を施工しました。
令和5年度は、1路線（歩道面積715.9㎡）について工事を実施しました。

| | | | |
|----|----------|-----|-------|
| 94 | 空き家の適正管理 | 担当課 | 住宅対策課 |
|----|----------|-----|-------|

空き家の適正管理のため、現地調査に基づき、所有者等に対して樹木繁茂による道路への越境解消等の依頼を行いました。

空き家相談・適正管理通知件数

| 年度 | 元(31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------------|-------|----|----|----|----|
| 相談件数(件) | 55 | 45 | 65 | 67 | 63 |
| 空き家の適正管理通知件数(件) | 32 | 32 | 37 | 35 | 35 |

| | | | |
|----|---------------|-----|-------|
| 95 | 既存住宅の耐震性能向上施策 | 担当課 | 住宅対策課 |
|----|---------------|-----|-------|

既存住宅の耐震性向上は、耐用年数を延伸させ、エネルギー・資源の有効活用、廃棄物削減や自然環境の保全等につながります。耐震診断及び耐震改修を対象とした助成制度や耐震アドバイザー派遣により、耐震診断・改修を促進し、既存住宅の耐震性能の向上を図りました。

耐震助成件数

| 年度 | 診断助成件数 | 改修助成件数 |
|-------|---------------------|---------------------|
| 元(31) | 4件(木造2/非木造1/マンション1) | 9件(木造8/非木造0/マンション1) |
| 2 | 7件(木造2/非木造3/マンション2) | 5件(木造5/非木造0/マンション0) |
| 3 | 9件(木造7/非木造0/マンション2) | 8件(木造6/非木造1/マンション1) |
| 4 | 4件(木造1/非木造2/マンション1) | 3件(木造3/非木造0/マンション0) |
| 5 | 6件(木造3/非木造2/マンション1) | 2件(木造2/非木造0/マンション0) |

耐震アドバイザー派遣事業

| 派遣件数 | 受付期間 |
|--|---------------------|
| 49件(相談：非木造7/マンション3、簡易診断：木造27/非木造3/マンション0、安心パック：木造9) | 平成31年4月1日～令和2年3月31日 |
| 37件(相談：非木造1/マンション0、簡易診断：木造28/非木造1/マンション2、安心パック：木造5) | 令和2年4月1日～令和3年3月31日 |
| 33件(相談：木造1/非木造2/マンション1、簡易診断：木造19/非木造2、マンション0、安心パック：木造8) | 令和3年4月1日～令和4年3月31日 |
| 45件(相談：木造0/非木造10/マンション0、簡易診断：木造29/非木造0、マンション0、安心パック：木造6) | 令和4年4月1日～令和5年3月31日 |
| 42件(相談：木造0/非木造8/マンション2、簡易診断：木造25/非木造0、マンション0、安心パック：木造7) | 令和5年4月1日～令和6年3月31日 |

※安心パックとは、耐震診断、補強計画、工事費概算費用算出をまとめて行う事業のこと。

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 96 | 舗装の補修 | 担当課 | 道路管理課 |
|----|-------|-----|-------|

劣化の進んだ舗装を調査し、順次補修しました。

| 年度 | 元(31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 件数(件) | 25 | 36 | 27 | 39 | 44 |
| 面積(m ²) | 4,274 | 4,816 | 4,138 | 6,181 | 4,161 |

| | | | |
|----|------------|-----|-------|
| 97 | 狭あい道路の拡幅整備 | 担当課 | 道路管理課 |
|----|------------|-----|-------|

建築確認行政と連携し、建築行為を行う際に建築主の協力を得て、4m未満の「狭あい道路」を拡幅整備し、日照・通風・採光・居住空間等の生活環境の向上と、災害・緊急時の地域の防災機能の向上を図りました。

狭あい道路拡幅整備 協議及び拡幅整備

| 年度 | 協議件数 | 整備件数 | 整備延長(m) |
|-------|------|------|---------|
| 元(31) | 174 | 172 | 2,330 |
| 2 | 165 | 128 | 1,789 |
| 3 | 161 | 116 | 1,595 |
| 4 | 145 | 154 | 2,119 |
| 5 | 142 | 133 | 2,127 |

| | | | |
|----|--------------|-----|-----|
| 98 | 公共用地取得後の適正管理 | 担当課 | 用地課 |
|----|--------------|-----|-----|

武蔵野市土地開発公社が取得した公共用地の適正管理のため、ごみの収集及び除草の依頼を行いました。

| 年度 | 元(31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------|-------|----|----|----|----|
| ごみ収集処理(回) | 24 | 24 | 39 | 51 | 53 |
| 除草依頼(※)(件) | 4 | 8 | 6 | 6 | 4 |

※枝等の剪定も含む。

<環境方針5> 公害・災害 ～安全・安心で快適なまちづくりのために、公害・災害対策を推進します～

| | | | |
|----|---------|-----|-------|
| 99 | 大気環境の測定 | 担当課 | 環境政策課 |
|----|---------|-----|-------|

A. 大気汚染の概要

本市は、東京都23区に隣接して位置し、市内には大規模な工場はほとんど存在せず、また道路も国道等の主要幹線道路は通っていません。しかし、東京湾岸の工業地帯や都心への交通の集中等による影響を受け、昭和30年代の後半から大気環境は悪化しました。また、昭和40年代半ばからは、光化学スモッグが発生し、被害が多発しました。

昭和40年代後半、ようやく公害対策基本法を中心とした法体系が整備され、大規模な工場に起因する二酸化硫黄等の汚染は改善され、産業公害は沈静化しました。しかし、光化学スモッグの原因物質である光化学オキシダントに関しては、環境基準の未達成の状況が続いています。主な要因は、自動車排気ガスや事業所等から発生する炭化水素系の化合物（揮発性有機化合物・VOC）です。

環境問題は複雑化かつ広域化しており、二酸化炭素等の温室効果ガスによる温暖化や酸性雨、フロンガスによるオゾン層の破壊等、地球規模での大気汚染が進行しています。

その他、大気汚染問題の動向として、平成9年にベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが、平成13年にはジクロロメタンが、有害大気汚染物質に指定され、これらを使用する施設に対して排出抑制基準が定められました。また、平成11年には、ダイオキシン類対策特別措置法が公布され、廃棄物焼却炉等の発生源に対する規制が定められ、環境基準の設定、総量規制等、対策の充実強化が図られました。

また、石綿（アスベスト）による健康被害がクローズアップされ、平成18年3月からは、大気汚染防止法に係る、特定粉じん排出等作業実施の届出等が改正され、令和4年4月以降、一定規模以上の工事を行う場合は、石綿の有無に関わらず、事前調査結果の都や市への報告と掲示が義務づけられるとともに、令和5年10月1日以降は着工する解体工事等には、有資格者による事前調査が義務づけられる等、飛散防止対策が強化されています。

さらに、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、平成21年に環境基準値が定められ、都環境局による常時監視体制の整備が図られています。

B. 大気汚染物質

大気中に排出される主な汚染物質は、以下のとおりです。

| 汚染物質名 | 説明 |
|--------------------------------|--|
| 硫黄酸化物 (SO _x) | 重油等の燃料中に含まれる硫黄分が燃えて発生します。代表的なものは二酸化硫黄(SO ₂)で、無色、刺激性が強く、慢性気管支炎等、呼吸器系疾患を引き起こします。 |
| 一酸化炭素 (CO) | 燃料の不完全燃焼により発生する無色無臭のガスで、主に自動車から排出されます。吸い込むと血液中で酸素を運ぶヘモグロビンと結びつくため酸素欠乏を起こし、頭痛、吐き気、めまい、全身倦怠等の症状があらわれます。 |
| 炭化水素 (HC) | 自動車や燃料、有機溶剤を取り扱う事業所等から排出されます。炭化水素にはいろいろな種類がありますが、窒素酸化物(NO _x)とともに、光化学スモッグの原因物質とされています。 |
| 浮遊粒子状物質 (SPM) | 大気中に長期間浮いている微粒子で、気道や肺に入り込む大きさ10マイクロメートル(1マイクロメートル=1/1000mm)以下のものです。視程を阻害する原因となるほか、他の汚染物質と結びついて呼吸器系の疾患を引き起こします。 |
| 窒素酸化物 (NO _x) | 自動車や工場、事業所、家庭での燃料の燃焼により、燃料中の窒素分や、空気中の窒素が酸化されて発生します。発生時のほとんどは無色無臭の一酸化窒素(NO)ですが、これが空気中で酸化されてできる二酸化窒素(NO ₂)は、赤褐色で刺激臭をもち、慢性気管支炎や肺気腫を引き起こします。 |
| 光化学オキシダント (O _x) | 大気中の炭化水素と窒素酸化物が、太陽光線を受けて反応してできる汚染物質の総称で、目やのどを刺激し、植物にも被害を及ぼす光化学スモッグを引き起こします。 |

C. 大気環境の評価

a. 大気の汚染に係る環境基準

大気については、次の汚染物質について環境基準が定められています。本市ではそのうち、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントについて常時測定を行っています。

| 物質名 | 環境上の条件 | 評価の仕方 |
|------------------------------|--|----------------|
| 二酸化硫黄 (SO ₂) | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 | 短期的評価 長期的評価 |
| 一酸化炭素 (CO) | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 | 短期的評価 長期的評価 |
| 浮遊粒子状物質 (SPM) | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。 | 短期的評価 長期的評価 |
| 二酸化窒素 (NO ₂) | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。 | 長期的評価 |
| 光化学オキシダント (Ox) | 1時間値が0.06ppm以下であること。 | 短期的評価 |
| ダイオキシン類 | 1年平均値が0.6ピコグラム(pg-TEQ/m ³)以下であること。 | 長期的評価 |
| ベンゼン | 1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。 | 長期的評価 |
| トリクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 | 長期的評価 |
| テトラクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 | 長期的評価 |
| ジクロロメタン | 1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。 | 長期的評価 |
| 微小粒子状物質 (PM _{2.5}) | 1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。 | 長期的評価 |

※ppm…百万分の一（気体の場合、1m³中に1cm³含まれる濃度）を指す。

b. 環境基準とは

環境基本法に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい環境上の条件として、現在、大気の汚染のほか、水質の汚濁、騒音、土壌の汚染についてそれぞれ定められています。

環境基準は、受忍の限度あるいは許容限度ではなく、環境改善あるいは環境維持のための行政上の目標としての基準とされています。

一方、工場や事業所を設置している者等が、公害防止上守らなければならないものとして、規制基準や排出基準等があります。

c. 環境基準の評価

大気環境基準の評価方法には、短期的評価と長期的評価があります。一般に、健康に慢性影響を及ぼす物質については長期的評価、急性影響を及ぼす物質については短期的評価が主に用いられます。

| | |
|-------|--|
| 長期的評価 | 年間の測定値のうち、一定の値について、環境基準と比較して評価を行います。 |
| 短期的評価 | 測定を行った日についての1日平均値、各1時間値等を環境基準と比較して評価を行います。 |

(長期的評価)

| 物質名 | 評価方法 |
|--------------------------|---|
| 二酸化硫黄 (SO ₂) | 年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合には、7日分の測定値)を除外した後の最高値である「2%除外値」を、環境基準と比較して評価します。 ただし、環境基準を超える日が2日以上連続する場合には不適合と評価します。 |
| 一酸化炭素 (CO) | |
| 浮遊粒子状物質 (SPM) | |
| 二酸化窒素 (NO ₂) | 年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する「98%値」を、環境基準と比較して評価します。 |

| 月 | 二酸化硫黄 (ppm) | | | 一酸化炭素 (ppm) | | | 浮遊粒子状物質 (mg/m ³) | | | 二酸化窒素 (ppm) | | | オキシダント (ppm) | | |
|--------|------------------|-------|-------|----------------|-----|-----|------------------------------|-------|-------|-----------------|-------|-------|--------------|-------|-------|
| | 最高 | 最低 | 平均 | 最高 | 最低 | 平均 | 最高 | 最低 | 平均 | 最高 | 最低 | 平均 | 最高 | 最低 | 平均 |
| R5.4 | 0.001 | 0.000 | 0.001 | 0.2 | 0.0 | 0.1 | 0.025 | 0.006 | 0.014 | 0.013 | 0.002 | 0.006 | 0.051 | 0.018 | 0.040 |
| 5 | 0.002 | 0.000 | 0.000 | 0.2 | 0.0 | 0.1 | 0.027 | 0.003 | 0.013 | 0.010 | 0.002 | 0.006 | 0.061 | 0.017 | 0.039 |
| 6 | 0.001 | 0.000 | 0.000 | 0.3 | 0.0 | 0.1 | 0.035 | 0.003 | 0.017 | 0.014 | 0.004 | 0.008 | 0.064 | 0.015 | 0.041 |
| 7 | 0.001 | 0.000 | 0.000 | 0.2 | 0.0 | 0.1 | 0.028 | 0.006 | 0.017 | 0.011 | 0.004 | 0.006 | 0.071 | 0.020 | 0.040 |
| 8 | 0.001 | 0.000 | 0.000 | 0.1 | 0.0 | 0.1 | 0.030 | 0.006 | 0.015 | 0.010 | 0.003 | 0.005 | 0.046 | 0.007 | 0.020 |
| 9 | 0.001 | 0.000 | 0.000 | 0.2 | 0.0 | 0.1 | 0.025 | 0.002 | 0.011 | 0.013 | 0.003 | 0.007 | 0.045 | 0.011 | 0.026 |
| 10 | 0.001 | 0.000 | 0.001 | 0.3 | 0.1 | 0.2 | 0.016 | 0.004 | 0.009 | 0.022 | 0.003 | 0.009 | 0.044 | 0.021 | 0.032 |
| 11 | 0.002 | 0.000 | 0.001 | 0.4 | 0.1 | 0.2 | 0.030 | 0.003 | 0.012 | 0.031 | 0.005 | 0.014 | 0.052 | 0.009 | 0.025 |
| 12 | 0.002 | 0.000 | 0.001 | 0.3 | 0.1 | 0.2 | 0.020 | 0.004 | 0.011 | 0.032 | 0.004 | 0.019 | 0.031 | 0.007 | 0.020 |
| R6.1 | 0.002 | 0.000 | 0.001 | 0.3 | 0.1 | 0.2 | 0.016 | 0.003 | 0.008 | 0.042 | 0.004 | 0.015 | 0.031 | 0.006 | 0.021 |
| 2 | 0.001 | 0.000 | 0.000 | 0.3 | 0.1 | 0.1 | 0.014 | 0.004 | 0.008 | 0.034 | 0.003 | 0.012 | 0.039 | 0.018 | 0.027 |
| 3 | 0.001 | 0.000 | 0.000 | 0.3 | 0.0 | 0.1 | 0.024 | 0.003 | 0.010 | 0.021 | 0.003 | 0.010 | 0.053 | 0.012 | 0.034 |
| 長期的評価値 | 0.001 (2%除外値) | | | 0.3 (2%除外値) | | | 0.026 (2%除外値) | | | 0.029 (98%値) | | | | | |

市役所西棟2階に大気汚染自動測定機を設置し、環境基準に定められた5物質のほか、気象条件等を常時測定しました。

※平均値…日平均の月平均値

D. これまでの大気環境

a. 長期的評価による環境基準適合状況

| 年度 | 二酸化硫黄 | | 浮遊粒子状物質 | | 二酸化窒素 | |
|--------|----------|----|--------------------------|----|----------|----|
| | 評価値(ppm) | 評価 | 評価値 (mg/m ³) | 評価 | 評価値(ppm) | 評価 |
| 元 (31) | 0.003 | ◎ | 0.034 | ◎ | 0.027 | ◎ |
| 2 | 0.001 | ◎ | 0.037 | ◎ | 0.031 | ◎ |
| 3 | 0.001 | ◎ | 0.020 | ◎ | 0.027 | ◎ |
| 4 | 0.002 | ◎ | 0.023 | ◎ | 0.024 | ◎ |
| 5 | 0.001 | ◎ | 0.026 | ◎ | 0.029 | ◎ |

※◎は適合、×は不適合

※二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素は、一般的に長期的評価により評価されます。

b. 短期的評価による環境基準適合状況

| 物質名 | 一酸化炭素 | | | | | 光化学オキシダント | | | | | | |
|--------|------------------------|--------|-------------------------|--------|----|---------------------|--------|--------------------|--------|----|-----------|----------------|
| | 1時間値の1日平均値が10ppmを超えた日数 | 割合 (%) | 1時間値の8時間平均値が20ppmを超えた回数 | 割合 (%) | 評価 | 1時間値が0.06ppmを超えた時間数 | 割合 (%) | 1時間値が0.12ppmを超えた日数 | 割合 (%) | 評価 | 最大値 (ppm) | 光化学スモッグ注意報発令回数 |
| 元 (31) | 0 | 0 | 0 | 0 | ◎ | 266 | 3.0 | 2 | 0.5 | × | 0.122 | 5 |
| 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | ◎ | 211 | 3.9 | 0 | 0 | × | 0.117 | 2 |
| 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | ◎ | 247 | 4.5 | 2 | 0.5 | × | 0.076 | 3 |
| 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | ◎ | 243 | 2.8 | 3 | 0.3 | × | 0.072 | 4 |
| 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | ◎ | 233 | 2.7 | 2 | 0.3 | × | 0.139 | 3 |

※◎は適合、×は不適合

※一酸化炭素と光化学オキシダントは、一般的に短期的評価により評価されます。

E. 光化学スモッグ

大気汚染に伴う現象のひとつに光化学スモッグがあります。光化学スモッグは、自動車や工場等から大気中に排出された窒素酸化物と炭化水素等の汚染物質が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし、その結果、光化学オキシダント等が高い濃度で発生する現象です。目がチカチカする、喉が痛む等の症状を起こすほか、植物の葉が枯れる等の被害をもたらします。

光化学スモッグは、天気、気温、風速等の気象条件によって左右されることが多く、特によく晴れた風の弱い日や、もやのかかったような視界の悪い日に発生しやすくなっています。

光化学スモッグに対処するため、東京都より下表に示す基準が設けられ、緊急時における住民への注意喚起と、工場・事業場との協力体制がとられています。

光化学スモッグの緊急時発令基準及び措置

| 段 階 | 発令の基準 | 措 置 | | |
|-------|----------------------|---------------------|-----------------------|--|
| | | 緊急時協力工場 | 自動車等 | 一 般 |
| 予報 | 高濃度汚染が予想される時(気象条件から) | 燃料使用量の削減協力要請 | 不要不急の自動車等を使用しないよう協力要請 | ①ばい煙排出者に対し自主規制を協力要請 |
| 注意報 | オキシダント濃度0.12ppm以上で継続 | 通常の燃料使用量より20%程度削減勧告 | 当該地域を通過しないよう協力要請 | ①の他、 ②屋外になるべく出ない ③屋外運動はさし控える ④被害にあった時は保健所に届け出る旨協力要請 |
| 警報 | オキシダント濃度0.24ppm以上で継続 | 通常の燃料使用量より40%以上削減勧告 | | |
| 重大緊急報 | オキシダント濃度0.40ppm以上で継続 | 通常の燃料使用量より40%以上削減命令 | 都公安委員会に対し、措置をとるべく要請 | |
| 学校情報 | オキシダント濃度が0.10ppm以上 | | | 上記②～④について周知 |

多摩北部地区における光化学スモッグ注意報年・月別発令回数

多摩北部地区＝武蔵野・小平・東村山・東大和・清瀬・東久留米・武蔵村山・西東京

| 年度 月 | 元 (31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---------|-----------|---|---|---|---|
| 4月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 5月 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 6月 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 |
| 7月 | 0 | 0 | 1 | 1 | 3 |
| 8月 | 2 | 2 | 1 | 1 | 0 |
| 9月 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 10月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 5 | 2 | 3 | 4 | 3 |

F. 微小粒子状物質 (PM2.5) 調査

a. 微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の粒子です。ばい煙等の人為起源と黄砂や植物等の自然起源があります。肺の奥深くまで入りやすいことから、呼吸器疾患等の影響が懸念されています。

b. 基準値及び指針値

| | |
|---------------|--|
| 環境基準 | 1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 1年平均値を環境基準と比較及び1日平均値については、年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(98%値)を環境基準と比較し両方を満足した場合に達成と評価。 |
| 注意喚起のための暫定指針値 | 健康に影響が出る可能性が高くなる濃度基準であり、1日平均 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ |

c. 東京都の調査結果

東京都は、平成23年度より微小粒子状物質の測定を行っています。測定を開始してから注意喚起のための暫定指針値である1日平均70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日はありません。

測定結果

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

| 年度 | 元(31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-------|------|------|------|------------|
| 年平均値 | 9.5 | 9.4 | 8.5 | 8.9 | R6.7 現在未発表 |
| 98%値 | 21.6 | 23.8 | 20.3 | 19.3 | R6.7 現在未発表 |
| 環境基準達成状況 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | R6.7 現在未発表 |

※東京都環境局発行「大気汚染常時測定結果のまとめ」武蔵野市関前局の値

G. アスベスト調査

大気中のアスベスト濃度を毎年調査しています。昨今、取扱者や作業員、工場周辺住民への被害が顕在化し、関連法と解体時等の規制が強化されています（大気汚染防止法基準：敷地境界10本/L）。

大気中のアスベスト調査結果

単位：本/L

| 採取月日 | R5. 5. 31 | R5. 8. 29 | R5. 11. 21 | R6. 2. 20 |
|------|-----------|-----------|------------|-----------|
| 石綿 | 0.1 未満 | 0.1 未満 | 0.1 未満 | 0.1 未満 |

採取場所 市役所 百葉箱前

吸引時間4時間 吸引ガス量2,400L

| | | | |
|-----|----------------------------|-----|-------|
| 100 | 工場・指定作業所・特定建設作業に関する届出受理・指導 | 担当課 | 環境政策課 |
|-----|----------------------------|-----|-------|

東京都都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「都環境確保条例」という。）に基づき、工場、指定作業場の設置等の届出を受理し、同時に公害防止の取り組みに関して指導を行いました。

都環境確保条例に基づく工場認可件数

| 設置申請 | 設置認可 | 設置未認可 | 設置取下げ | 設置不認可 | 廃止申請 |
|------|------|-------|-------|-------|------|
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 変更申請 | 変更認可 | 変更不認可 | 変更取下げ | 現況届 | 職権廃止 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※認可工場数=110

都環境確保条例に基づく指定作業場関係届出書受理件数

| 種別 | 設置 | 変更 | 承継 | 廃止 | 計 |
|--------------|----|----|----|----|----|
| 自動車駐車場 | 1 | 2 | 0 | 4 | 7 |
| ボイラーを有する事業場他 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 地下水揚水施設 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 洗濯施設を有する事業場 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| 計 | 3 | 2 | 0 | 6 | 11 |

※指定作業場数=515

騒音規制法に基づく届出書受理件数

| | | |
|-----------|----|----|
| 特定施設 | 設置 | 1 |
| | 変更 | 4 |
| | 廃止 | 0 |
| 特定建設作業実施届 | | 67 |

※騒音規制法に基づく特定工場等の数=109

振動規制法に基づく届出書受理件数

| | | |
|-----------|-----|----|
| 特定施設 | 設置届 | 0 |
| | 変更届 | 0 |
| | 廃止届 | 0 |
| 特定建設作業実施届 | | 49 |

※振動規制法に基づく特定工場等の数=24

| | | | |
|-----|-------------|-----|-------|
| 101 | 道路交通騒音・振動調査 | 担当課 | 環境政策課 |
|-----|-------------|-----|-------|

A. 騒音・振動の概要

a. 騒音・振動とは

騒音とは、「好ましくない音」「不必要な音」の総称です。同じ音でも好ましくないという人もいれば、快く感じる人もいます。また同一の人でも、その時の心理状態や環境により感じ方も変わってきます。

騒音は、会話や睡眠を妨害する等の影響を与えるほか、不快感が増したり気分を不安定にする等、精神面への影響が大きいと考えられます。

一方、振動は、建設工事・大型車の通行・大型機械の稼働等による地盤の振動が建物に伝わることによって影響が発生します。騒音と同じように、建物の中にいる人に対する精神面への影響が主体となっています。

b. 騒音の大きさ

音の強弱は物理的な量として測定されますが、同じ強さの音でも音の高低によって、人の耳の感じ方が違います。このため騒音を測定する際の単位は、人の耳の感じ方に合わせて補正をした「騒音レベル」が使われ、「デシベル」で示されます。

c. 振動の大きさ

振動の大きさは、その振れ幅などで測定されますが、騒音の場合と同じように人体の感じ方に合うように補正された「振動レベル」が使われ、「デシベル」で示されます。

騒音のめやす

| デシベル | 目 安 |
|------|---------------------|
| 120 | 飛行機のエンジンのそば |
| 110 | ヘリコプターのそば |
| 100 | 電車が通るガード下 |
| 90 | 大声 犬の鳴き声 |
| 80 | 地下鉄の車内 ピアノの音 |
| 70 | 掃除機 騒々しい街頭 |
| 60 | 普通の会話 チャイム |
| 50 | 静かな事務所 エアコン室外機 |
| 40 | 深夜の街 小鳥のさえずり 静かな住宅街 |
| 30 | 郊外の深夜 ささやき声 |
| 20 | 木の葉のふれあう音 蛍光灯 |

振動のめやす

| デシベル | 目 安 |
|-------|---|
| 85～95 | 吊り下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音をたてる。座りの悪い置物が倒れることがある。 |
| 75～85 | 棚にある食器類が、音をたてることもある。 |
| 65～75 | 電灯などの吊り下げ物がわずかに揺れる。 |
| 55～65 | 屋内に居る人の一部がわずかな揺れを感じる。 |
| 55 以下 | 無感 |

出典 「騒音 - 振動基準集」(東京都環境局)

d. 環境基準等

環境基本法に基づき、騒音については環境基準が定められています。さらに都環境確保条例第136条では「日常生活等に適用する規制基準」を、騒音・振動それぞれに対して設けています。

日常生活等における騒音の規制基準 (敷地の境界における騒音の大きさ (デシベル))

| 時間別 区域 | 朝 | 昼 | 夕 | 夜 |
|---|---------------|---------------|----------------|-----------------|
| | 午前6時 ～午前8時 | 午前8時 ～午後7時 | 午後7時 ～午後11時 | 午後11時 ～翌午前6時 |
| 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域、田園住居地域 | 40 | 45 | 40 | 40 |
| 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、 準住居地域 | 45 | 50 | 45 | 45 |
| 近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域 | 55 | 午前8時～午後8時 | 午後8時～午後11時 | 50 |
| | | 60 | 55 | |

※ 学校・病院等の近接地は特例あり

日常生活等における振動の規制基準 (敷地の境界における振動の大きさ (デシベル))

| 時間別 区域 | 昼間 | 夜間 |
|--|-----------|-------------|
| | 午前8時～午後7時 | 午後7時～翌日午前8時 |
| 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域、田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 | 60 | 55 |
| 近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域 | 午前8時～午後8時 | 午後8時～翌日午前8時 |
| | 65 | 60 |

※ 学校・病院等の近接地は特例あり

自動車騒音要請限度

単位：デシベル

| 区域の区分 | 当てはめ地域 | 車線等 | 時間の区分 | |
|-------|---|----------------------|--------------------|---------------------|
| | | | 昼間 (午前6時～午後10時) | 夜間 (午後10時～翌午前6時) |
| A区域 | 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 | 1車線 | 65 | 55 |
| | | 2車線以上 | 70 | 65 |
| | | 近接区域 | 75 | 70 |
| B区域 | 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域 | 1車線 | 65 | 55 |
| | | 2車線以上 近接区域 | 75 | 70 |
| C区域 | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 | 1車線 2車線以上 近接区域 | 75 | 70 |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> 車線とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。 近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15メートル、2車線を超える車線を有する道路は20メートルの範囲とする。 | | | |

(騒音規制法第17条第1項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令)

(騒音規制法の規定に基づく自動車騒音の限度を定める区域等)

道路交通振動要請限度

単位：デシベル

| 区域の区分 | | 時間の区分 | | | |
|--------|---|-------|------|------|--|
| | | 午前8時 | 午後7時 | 午前8時 | |
| あてはめ地域 | | 昼間 | | 夜間 | |
| 第1種区域 | 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域 | 65 | | 60 | |
| | | | | 午後8時 | |
| 第2種区域 | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 | 70 | | 65 | |

第2種区域に該当する地域に接する地先は、第2種区域の基準が適用される。

(振動規制法第16条及び同施行規則第12条)

(振動規制法施行規則の規定に基づく道路交通振動の限度の区域区分等)

e. 騒音・振動の現状と対策

[公害に関する苦情処理] (P72 参照) を見ると、特に「騒音」に関する問題が突出しています。これは騒音や振動が、各種公害の中でも日常生活との関わりが深く、住宅の密集度・道路の交通量・建物の解体や建設工事等が起因しているものと考えられます。

(工場・事業場)

騒音規制法・振動規制法・都環境確保条例に基づき、それぞれの規制基準を守るよう、公害防止対策の実施や施設の改善等の指導を行っています。

(建設作業)

建設作業のうち解体・杭打ち・掘削等、建設重機を使用して著しい騒音・振動を発生する特定の建設作業に対し、騒音規制法・振動規制法に基づく事前の届出を義務付けるとともに、作業時間の規制、作業の方法・近隣説明の徹底等の指導を行っています。

(道路交通)

騒音規制法・振動規制法では、「自動車騒音要請限度」「道路交通振動要請限度」が定められ、これを超えて周辺住民に著しい被害が生じている場合には、公安委員会に対しては交通規制上の措置を、道路管理者に対しては道路補修等の措置を講じるよう、要請できることとなっています。

また、交通量の多い道路に面する地域の、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルを調査することで、環境基準の面的評価を行っています。

(近隣騒音)

住宅の密集や生活様式の変化により、一般家庭での音響機器や楽器、あるいは空調機器等から発生する、日常生活に伴う騒音や、飲食店等の深夜営業に伴う騒音が市内でも問題となることがあります。

都環境確保条例により、商業宣伝を目的とする拡声器の使用、飲食店等の深夜営業及びカラオケ装置等の使用については規制を行っていますが、一般家庭から発生する日常生活に伴う騒音については、一律的な規制はなじみにくい側面があります。静穏な環境を維持するために、お互いの隣人に対する配慮はもちろんのこと、状況に応じて外に音が漏れないような対策を施すなど、必要以上の音を出さないことが大切です。

B. 道路交通騒音振動調査

a. 自動車交通騒音振動測定結果 (要請限度)

<測定方法>

- ・騒音……各調査地点の道路端（公私境界）、地上1.5mの高さで10分ごとに測定
- ・振動……各調査地点の道路端（公私境界）で1時間ごとに測定

<調査結果>

全調査地点で、騒音・振動ともに、昼・夜間すべて騒音規制法・振動規制法に係る要請限度を下回る測定結果となりました。

単位：デシベル

| 調査地点 (地域区分) | 測定年月日 | 区分 | 騒音レベル (デシベル) | | 振動レベル (デシベル) | |
|--|----------------|----|-----------------|------|-----------------|------|
| | | | 等価騒音 レベル | 要請限度 | 80%レンジ 上端値 | 要請限度 |
| 1：市立第三中学校前 女子大通り 吉祥寺東町1-23 (第2種中高層住専) | 令和5年 11月27日 | 昼 | 67 | 75 | 39 | 65 |
| | | 夜 | 62 | 70 | 31 | 60 |
| 2：井之頭自然文化園前 吉祥寺通り 御殿山1-19 (第1種低層住専) | 令和5年 10月19日 | 昼 | 64 | 75 | 52 | 65 |
| | | 夜 | 61 | 70 | 45 | 60 |
| 3：南町苗木畑公園前 井の頭通り 吉祥寺南町4-16 (近隣商業) | 令和5年 11月27日 | 昼 | 63 | 75 | 43 | 70 |
| | | 夜 | 61 | 70 | 41 | 65 |
| 4：中央通り公園前 三鷹通り 中町3-4 (近隣商業) | 令和5年 11月27日 | 昼 | 67 | 75 | 52 | 70 |
| | | 夜 | 61 | 70 | 44 | 65 |
| 5：第一小学校前 五日市街道 吉祥寺本町4-17 (近隣商業) | 令和5年 11月27日 | 昼 | 66 | 75 | 42 | 70 |
| | | 夜 | 65 | 70 | 38 | 65 |
| 6：障害者福祉センター前 都道7号線 八幡町4-28-13 (第1種住居) | 令和5年 11月27日 | 昼 | 67 | 75 | 44 | 65 |
| | | 夜 | 63 | 70 | 37 | 60 |
| 7：境浄水場前 武蔵境通り 関前1-9 (近隣商業) | 令和5年 11月27日 | 昼 | 65 | 75 | 47 | 70 |
| | | 夜 | 60 | 70 | 38 | 65 |
| 8：井口新田バス停前 天文台通り 境南町5-11 (第1種住居) | 令和5年 11月27日 | 昼 | 65 | 75 | 44 | 65 |
| | | 夜 | 60 | 70 | 38 | 60 |
| 9：グリーンパーク遊歩道 新武蔵境通り 関前1-5 (第1種低層住専) | 令和5年 11月27日 | 昼 | 60 | 75 | 46 | 65 |
| | | 夜 | 56 | 70 | 42 | 60 |

b. 自動車騒音常時監視（面的評価）

自動車騒音の常時監視は、都道府県が自動車騒音対策を計画的に行うために、地域の騒音を経年的に監視することが必要であるとして、平成12年度から実施されてきました。平成24年4月より都から市へ権限が委譲されたため、

市が測定を行っています。測定結果をもとに評価対象道路の道路端各50mの範囲について、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルの環境基準達成率の評価を行いました。

<調査結果>

評価区間における近接空間・非近接空間別の環境基準達成率

| | 昼夜とも基準値以下 | | 昼のみ基準値以下 | | 夜のみ基準値以下 | | 昼夜とも基準値超過 | |
|-------------------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|
| | 戸数 (戸) | 割合 (%) |
| 全戸数 (16,195戸) | 16,098 | 99.4 | 45 | 0.3 | 41 | 0.3 | 11 | 0.1 |
| 近接空間 (7,472戸) | 7,409 | 99.2 | 22 | 0.5 | 41 | 0.5 | 0 | 0.0 |
| 非近接空間 (8,723戸) | 8,689 | 99.6 | 23 | 0.3 | 0 | 0.0 | 11 | 0.1 |

※令和5年度評価区間

杉並あさきの線（主要地方道7号線 吉祥寺本町4丁目付近 計4.3km）

杉並あさきの線（主要地方道7号線 関前4丁目付近 計1.2km）

杉並あさきの線（主要地方道7号線 桜堤3丁目付近 計0.9km）

| | | | |
|-----|------------|-----|-------|
| 102 | 地下水汚染調査・対策 | 担当課 | 環境政策課 |
|-----|------------|-----|-------|

A. 地下水汚染

本市では、水道水源の約8割を市内27本の深井戸から汲み上げた地下水でまかっています。また、市内には民間井戸があり、飲料水や生活用水、業務用水（公衆浴場・研究所・病院など）として広く利用されています。さらに、市内の井戸のうち27か所は災害対策用井戸に指定されています。阪神大震災以来、特に緊急時の水源として井戸の価値が見直されています。このように、本市では地下水は貴重な水資源となっており、その水質の確保は切実な問題です。

昭和57年に東京都の水道水源井戸の一部から、世界保健機関（WHO）の飲料水のガイドラインを超えるトリクロロエチレンが検出されたのをはじめ、各地で有機塩素系溶剤による地下水の汚染が明らかになってきました。トリクロロエチレン等の有機塩素系溶剤は、優れた脱脂作用があるため、半導体や金属部品の洗浄・ドライクリーニングの溶剤等に広く用いられていますが、発ガン性の疑いがあることから、昭和59年に水道水及び使用事業所に対する暫定指導基準が設けられ、地下水汚染対策がスタートしました。そして平成元年10月に水質汚濁防止法が改正され、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンの2物質が新たに「有害物質」に追加され、排水基準が定められると同時に地下浸透に対する規制（地下浸透の禁止）が法的に行われるようになりました。

その後の全国的な定期モニタリング調査で地下水汚染は増加傾向にあり、一度汚染された地下水の回復は困難であることから、平成8年6月に「汚染された地下水の浄化制度」が水質汚濁防止法に取り込まれました。これにより、“人に健康被害を生じる（可能性のある）場合、都道府県知事は汚染原因者である特定施設事業場の設置者に汚染された地下水の浄化を命じることができる”こととなりました。平成9年3月には「地下水環境基準」が水質環境基準と同じ23項目について同一の基準値で設定されました。項目・基準値は検出状況等により追加・見直しされ、令和3年度末で28項目となっています。

地下水環境基準<健康項目>のうち有機塩素系化合物の基準値

| 項目 | 基準値 | 項目 | 基準値 |
|----------------|-----------|----------------|-----------|
| トリクロロエチレン | 0.01mg/L | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/L | 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L | 1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L | 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L | クロロエチレン | 0.002mg/L |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L | | |

B. トリクロロエチレン等の有機塩素系溶剤

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、ジクロロメタン等の有機塩素系溶剤は自然界に存在せず、人体に対しては麻酔作用のほか肝臓・腎臓への障害や発ガン性が指摘されています。いずれも無色透明の液体で、揮発性・不燃性で比重が大きく粘性が小さく流れやすいため、一度土壌に浸透すると汚染が広がり、長期間汚染が継続します。

したがって、これらの物質が基準を超えた井戸水を長期間にわたって継続的に飲むことは好ましくありません。ただし、比較的揮発性が高いため、飲む場合は曝気（空気によるかき混ぜ）や水を5分以上沸騰させれば90%以上取り除くことができます。

| 物質名 | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | 1,1,1-トリクロロエタン | ジクロロメタン |
|-----|---------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|
| 別名 | トリクレン | パークレン | メチルクロロホルム | 塩化メチレン |
| 示性式 | CHCl=CCl ₂ | CCl ₂ =CCl ₂ | CH ₃ -CCl ₃ | CH ₂ -Cl ₂ |
| 性状 | クロロホルム臭 水に難溶 比重1.46 沸点88℃ | エーテル様臭気 水に難溶 比重1.62 沸点121℃ | 甘い臭気 水に難溶 比重1.35 沸点74℃ | 芳香性の臭気 水に難溶 比重1.32 沸点40℃ |
| 用途 | ・金属部品の脱脂洗浄 ・抽出溶剤 | ・ドライクリーニング ・金属表面の脱脂洗浄 | ・金属部品の脱脂洗浄 ・ドライクリーニング | ・左3物質の代替物質 ・抽出溶剤 |

C. 武蔵野市地下水汚染状況の調査

市では、井戸使用状況調査・水質調査を行い、地下水汚染の実態把握に努めています。

地下水モニタリング調査結果（調査地点数 43 か所）

| 物質名 | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | 1,1,1-トリクロロエタン |
|---------------------|--------------|-------------|----------------|
| 基準を超過した井戸 | 0 | 0 | 0 |
| 0.1mg/L 以上 | 0 | 0 | 0 |
| 0.01 超～0.1mg/L | 0 | 0 | 0 |
| 定量下限値 (0.01mg/L) 未満 | 43 | 43 | 43 |
| 最大値 | 0.001mg/L 未満 | 0.008mg/L | 0.001mg/L 未満 |
| 地下水環境基準 | 0.01mg/L 以下 | 0.01mg/L 以下 | 1 mg/L 以下 |

上記のように、当年度は基準を超過した井戸はありませんでした。過去7年間の調査では、環境基準を超過した井戸の割合や数値は地下水の流れ等により毎年増減しています。汚染の原因は過去に管理上の問題で、地下に浸透した影響が考えられます。

地下水調査結果経年変化（東京都及び武蔵野市実施）

| 年度 | 調査地点数 | 地下水環境基準超過地点数（超過率） | | |
|--------|-------|-------------------|------------|----------------|
| | | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | 1,1,1-トリクロロエタン |
| 元 (31) | 54 | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| 2 | 50 | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| 3 | 51 | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| 4 | 48 | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| 5 | 43 | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |

市内の浅井戸については、有機溶剤中のテトラクロロエチレンによる地下水汚染の悪化は見受けられませんが、定期モニタリング調査を継続して、地下水質の監視を続けるとともに、有機塩素系溶剤を使用している事業場の指導を通し、地下水汚染の拡大防止に努めます。

| | | | |
|-----|----------|-----|-------|
| 103 | 地下水揚水の管理 | 担当課 | 環境政策課 |
|-----|----------|-----|-------|

地下水揚水施設関係届出書受理

(件)

| | | | | | |
|-------|--------|---|---|---|---|
| 年 度 | 元 (31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 設 置 届 | 1 | 1 | — | — | — |
| 変 更 届 | — | — | — | — | — |
| 廃 止 届 | — | — | — | — | 1 |

—都民の健康と安全を確保する環境に関する条例—

| | | | |
|-----|-----------------|-----|-------|
| 104 | 玉川上水及び千川上水の水質調査 | 担当課 | 環境政策課 |
|-----|-----------------|-----|-------|

A. 水の汚濁の指標

水環境の保全を目指し、水の汚濁を防止するための目標として、河川などの公共用水域については、人の健康の保護に関する基準<健康項目>と、生活環境の保全に関する基準<生活環境項目>の2種類の環境基準が定められています。市内河川では、仙川がD類型指定です。

B. 人の健康の保護に関する環境基準<健康項目>

急性あるいは慢性毒性が強く、人の健康を障害する重金属や農薬、有機塩素系化合物等28項目が定められています。基準値は一律です。

| 項 目 | 基準値 | 項 目 | 基準値 |
|---------------|---------------|------------------|--------------|
| カドミウム | 0.003mg/L 以下 | 1, 1, 1-トリクロロエタン | 1mg/L 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと | 1, 1, 2-トリクロロエタン | 0.006mg/L 以下 |
| 鉛 | 0.01mg/L 以下 | トリクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| 六価クロム | 0.05mg/L 以下 | テトラクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| ヒ素 | 0.01mg/L 以下 | 1, 3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L 以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L 以下 | チウラム | 0.006mg/L 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと | シマジン | 0.003mg/L 以下 |
| PCB | 検出されないこと | チオベンカルブ | 0.02mg/L 以下 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L 以下 | ベンゼン | 0.01mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L 以下 | セレン | 0.01mg/L 以下 |
| クロロエチレン | 0.002mg/L 以下 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L 以下 |
| 1, 2-ジクロロエタン | 0.004mg/L 以下 | ふっ素 | 0.8mg/L 以下 |
| 1, 1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L 以下 | ほう素 | 1mg/L 以下 |
| 1, 2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下 | 1, 4-ジオキサン | 0.05 mg/L 以下 |

C. 生活環境の保全に関する環境基準<生活環境項目>

pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数等、水の「よごれ」の状態を示す項目について、河川や湖沼、海域ごとに区分を設け、その区分水域ごとに、それぞれの利水目的、水質の現状に応じて定められています。

河川はAA類型～E類型まで、6種類の類型があります。仙川はD類型に指定されています。

水の汚れを示す主な指標

| 指 標 名 | 説 明 |
|---------------------|---|
| pH (水素イオン濃度) | 水が酸性かアルカリ性であるかを示す数値で7が中性、それより数値が小さければ酸性、大きければアルカリ性を示し、D類型は6.0～8.5の間にあることが望まれます。 |
| BOD (生物化学的酸素要求量) | 水中の有機物を微生物が分解するために必要とする酸素の量で、この数値が高いほど水は汚れています。D類型は8mg/L以下であることが望まれます。 |
| COD (化学的酸素要求量) | 水中の有機物を薬品を使って分解するために必要とする酸素の量です。BODが河川を対象として用いられるのに対し、こちらは湖沼や海域に対して用いられます。(河川である仙川に対してはCODの基準はありません。) |

| | |
|---------------|---|
| SS (浮遊物質量) | 水中に浮遊している水に溶けない成分で、川底に溜まったり、魚介類に付着したりします。D類型は100mg/L以下であることが望まれます。 |
| DO (溶存酸素量) | 水中に溶けている酸素の量で、この量が少なくなると魚介類は生きられません。生命力の強いコイ、フナなどでも5mg/L以上必要とされています。D類型は2mg/L以上であることが望まれます。 |

D. 玉川上水、千川上水水質調査

玉川上水、千川上水では下水処理場（東京都多摩川上流水再生センター）の3次処理水が放流されています。流れる水の状態（汚れ具合）を把握するために、生活環境項目の水質調査を行いました。

今年度は、計3地点で4回にわたり調査を実施しました。特に著しい汚れの数値はありません。

調査月日 ①令和5年5月31日 ②8月28日 ③11月21日 ④令和6年2月20日

| | 玉川上水上流側 桜堤 2-15 | | | | 玉川上水下流側 御殿山 1-19 | | | | 千川上水下流側 吉祥寺北町 3-16 | | | |
|-----|--------------------|-----|-----|-----|---------------------|-----|-------|------|-----------------------|-----|-----|-----|
| | ① | ② | ③ | ④ | ① | ② | ③ | ④ | ① | ② | ③ | ④ |
| pH | 7.5 | 7.5 | 7.4 | 7.7 | 7.6 | 7.6 | 7.5 | 7.8 | 7.6 | 7.6 | 7.5 | 7.8 |
| BOD | 1.4 | 1.5 | 0.7 | 1.0 | 1.1 | 1.5 | 0.5未満 | 1.1 | 0.9 | 0.8 | 0.6 | 2.4 |
| COD | 7.2 | 6.0 | 6.4 | 7.0 | 12 | 6.4 | 4.8 | 4.4 | 8.0 | 5.7 | 5.4 | 9.1 |
| SS | 18 | 11 | 8 | 14 | 67 | 19 | 10 | 10 | 11 | 8 | 1 | 41 |
| DO | 8.4 | 7.4 | 9.6 | 8.6 | 8.3 | 7.4 | 9.8 | 10.7 | 8.7 | 7.8 | 9.8 | 9.4 |

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 105 | 酸性雨調査 | 担当課 | 環境政策課 |
|-----|-------|-----|-------|

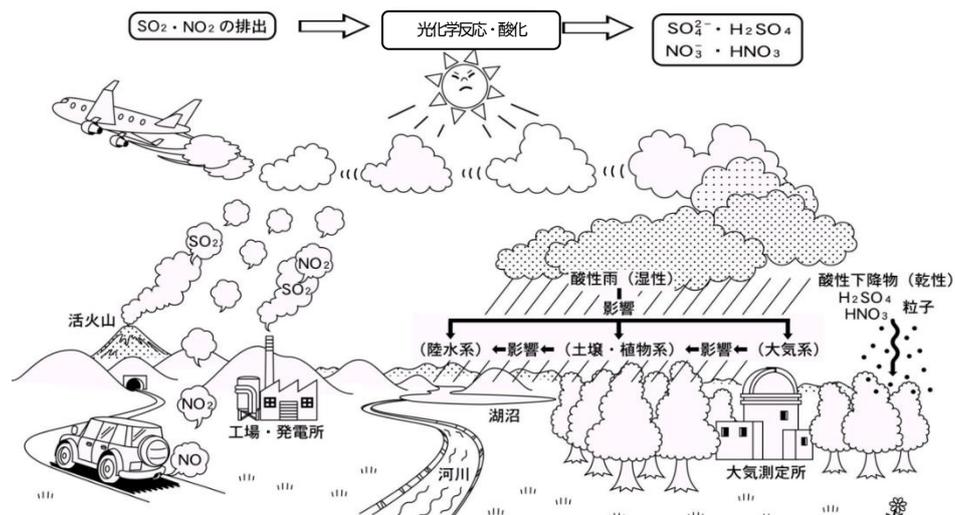
A. 酸性雨生成のメカニズム

欧米で森林被害など顕著な環境影響を及ぼし、国境を越えた環境問題となった酸性雨は、日本でもその影響が懸念されるようになってきました。

酸性雨は、雨雲ができる際に酸性物質が取り込まれ、水滴中で酸性物質が生成して生ずるものです。酸性雨の主な原因物質は、硫酸イオン・硝酸イオンですが、これらは、石油や石炭などの化石燃料を燃焼すると発生する硫黄酸化物(SO_x)・窒素酸化物(NO_x)から生じています。硫黄酸化物の発生源は、工場、重油ボイラー、発電所、火山等であり、窒素酸化物の発生源は、自動車（特に大型貨物車）、発電所、焼却炉等です。都内では窒素酸化物の大半が自動車排気ガスから発生しています。

大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物は、大気中を輸送され拡散している間に、太陽光線や炭化水素、酸素、水による光化学反応等を受けて酸化され、硫酸塩、硝酸塩の粒子や酸性ガスに変化します。これらの酸性の粒子やガスが雨や霧に取り込まれ、粒子の状態では地上に降り注ぐことによって発生するのが酸性雨です。

酸性雨発生のメカニズム



環境省は昭和 58 年以来、酸性雨対策調査を行っており、ほぼ全国的に、pH 4 程度の酸性の強い降雨が観測されています。その後のモニタリング結果でも降水は引き続き酸性化の状態にあることが確認されています。

B. 武蔵野市における酸性雨の実態

市では、酸性雨の実態把握のため、昭和63年より市庁舎屋上において自動測定による降水のpHの測定を行っています。

市設置の自動測定機の雨量計は酸性雨測定のパックデータとして降水量を記録しているものであり、欠測もあるため正確な降水量データとは言えません。あくまで参考データとして見る必要があります。降水の pH は 0.5mm 降水毎に自動測定されています。

月ごとの降水の pH 及び降水量

| 年月 | 降水量(mm) | pH | | | 導電率 ($\mu\text{S}/\text{cm}$) | | |
|------|---------|------|------|------|---------------------------------|-----|-----|
| | | 最小 | 最大 | 平均 | 最小 | 最大 | 平均 |
| R5.4 | 66.5 | 4.10 | 6.20 | 5.09 | 1 | 116 | 12 |
| 5 | 115.5 | 4.00 | 6.20 | 4.81 | 0 | 134 | 16 |
| 6 | 380.0 | 3.80 | 5.80 | 4.92 | 0 | 99 | 7 |
| 7 | 12.0 | 4.20 | 5.80 | 4.78 | 1 | 52 | 22 |
| 8 | 176.5 | 4.40 | 7.10 | 5.33 | 1 | 64 | 10 |
| 9 | 296.0 | 3.00 | 6.60 | 4.72 | 0 | 160 | 11 |
| 10 | *** | *** | *** | *** | *** | *** | *** |
| 11 | 49.5 | 5.00 | 6.10 | 5.25 | 0 | 130 | 16 |
| 12 | 14.0 | 5.10 | 6.20 | 5.32 | 4 | 52 | 15 |
| R6.1 | 31.5 | 5.30 | 6.50 | 5.57 | 0 | 57 | 6 |
| 2 | 68.0 | 4.80 | 6.40 | 5.37 | 0 | 107 | 9 |
| 3 | 167.5 | 4.80 | 6.50 | 5.29 | 2 | 66 | 15 |
| 年間 | 1377.0 | 3.00 | 7.10 | 4.96 | 0 | 160 | 11 |

導電率…単位距離あたりの電気抵抗の逆数を表します、数値が大きいほど電気がとおりやすい(雨の中に不純物が多い)ため汚れていると考えられます (S=ジーメンズ 電気抵抗 Ω の逆数)

降雨測定項目の経年変化

| 年度 | 降水量 (mm) | pH | | | 導電率 ($\mu\text{S}/\text{cm}$) | | |
|--------|----------|------|------|------|---------------------------------|-----|----|
| | | 最小 | 最大 | 平均 | 最小 | 最大 | 平均 |
| 元 (31) | 1326.0 | 4.1 | 8.4 | 5.07 | 0 | 204 | 12 |
| 2 | 1345.0 | 3.8 | 6.8 | 4.98 | 0 | 145 | 12 |
| 3 | 1683.0 | 3.8 | 7.2 | 5.03 | 0 | 138 | 10 |
| 4 | 1171.0 | 4.0 | 7.0 | 5.10 | 0 | 132 | 8 |
| 5 | 1377.0 | 3.00 | 7.10 | 4.96 | 0 | 160 | 11 |

C. 酸性雨と酸性降下物

酸性雨とは、工場や自動車から排出された硫黄酸化物、窒素酸化物などの大気汚染物質が大気中で反応して生ずる酸性の降下物です。雨・霧などの湿った降下物（湿性降下物）のみでなく、雨などに取り込まれない降下物（乾性降下物）も含めて、酸性降下物（＝広義の酸性雨）といいます。水の酸性の度合いは、「pH」と呼ばれる0から14の間の数値で示され、7が中性、7から小さくなるほど酸性が強く、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなります。一般的に内陸の清浄な状態での大気中の降水は炭酸ガスの影響でpH5.6前後といわれており、これよりpHが低い場合を酸性雨と呼んでいます。雨の酸性が強まると、土壌を徐々に酸性化させ、やがて有害な金属を溶け出させ、河川や湖沼、地下水を汚染させ、樹木にも大きなダメージを与えることになります。

| | | | |
|-----|------------|-----|-------|
| 106 | 公害に関する苦情処理 | 担当課 | 環境政策課 |
|-----|------------|-----|-------|

令和5年度に環境政策課で受け付け、現場確認等をして処理した公害関係の苦情等は677件でした。令和2年度の新型コロナウイルス感染症拡大以降、苦情件数の増加が顕著であるほか、引き続き建設解体等工事関連の苦情は多く、また、一般家庭等を発生源とする苦情相談の比重も高くなっています。

典型7公害に分類されない「その他」の件数は、全体の約7割を占めています。内訳としては、空き地の管理の不徹底による雑草の繁茂や樹木枝葉の越境・衛生問題、ハクビシンやカラス、ハト等の野生鳥獣に関する苦情・相談となっています。

東日本大震災後の東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線に関する苦情・相談は、平成25年度から平成28年度までは0件、平成29、30年度はそれぞれ1件、令和元年度以降は0件でした。

家庭生活あるいは自然環境から発生するものは、法や条例等の基準による規制になじまない側面があります。街の中では隣同士が近接しており、一般家庭で使用する機器類の取り扱い方や使用時間、設置場所等が思わぬところで隣人に迷惑をかけているかもしれません。相手の立場を理解し、近隣との良好な人間関係が保たれていれば、未然に防げる問題は多いと思われます。

発生源別公害等苦情受付状況

(同一場所で複数の案件が発生した場合は1案件で表示)

| 年度 | 典型7公害 | | | | | | その他 | | 計 |
|-------|-------|-------|------|-------|---------|---------|--------|-----|-----|
| | 工場 | 指定作業場 | 建設作業 | 一般家庭等 | 飲食店・喫茶店 | 商店・デパート | 空地・害虫他 | 放射線 | |
| 元(31) | 1 | 8 | 58 | 78 | 13 | 1 | 382 | 0 | 541 |
| 2 | 2 | 6 | 68 | 99 | 22 | 5 | 455 | 0 | 657 |
| 3 | 7 | 5 | 89 | 96 | 18 | 3 | 476 | 0 | 694 |
| 4 | 1 | 7 | 75 | 80 | 19 | 4 | 360 | 0 | 546 |
| 5 | 3 | 6 | 86 | 18 | 5 | 68 | 491 | 0 | 677 |

現象別公害等苦情受付状況

| 年度 | 典型7公害 | | | | | その他 | | 計 |
|-------|-------|----|-----|----|-----|-----|-----|-----|
| | 大気 | 悪臭 | 騒音 | 振動 | その他 | 放射線 | その他 | |
| 元(31) | 33 | 25 | 90 | 9 | 2 | 0 | 382 | 541 |
| 2 | 47 | 17 | 122 | 14 | 2 | 0 | 455 | 657 |
| 3 | 41 | 20 | 130 | 24 | 3 | 0 | 476 | 694 |
| 4 | 28 | 14 | 127 | 17 | 0 | 0 | 360 | 546 |
| 5 | 35 | 20 | 114 | 17 | 2 | 0 | 489 | 677 |

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 107 | 放射線対策 | 担当課 | 環境政策課 |
|-----|-------|-----|-------|

市では、原発事故に伴い、平成23年度より様々な放射線等の測定を実施してきました。
 本市の放射線量測定結果については、平成24年度以降は全て基準値を下回っています。測定結果はホームページで公表し、市民の不安解消を図っています。また、小型簡易線量計の市民への貸出も実施しています。
 なお、本市は福島第一原子力発電所から約230キロ離れており、市内及び東京都健康安全センター（新宿）測定の放射線量測定結果が減衰・安定してきているため、平成27年度以降は、法令等の義務による測定、モニタリング測定、ホットスポット測定のうち市民の不安解消が難しいものの測定は継続し、その他の測定については、段階的に休止しました。

| | 名称 | 頻度・時期 | 場所 | 測定方法 | 結果 |
|-----------|---|------------------|-----------------------|--|---------|
| モニタリング測定 | 市内1カ所の空間放射線量測定 【基準値:0.23μSv/h】 | 月1回 | 五小校庭 | 地表面から5cm、100cm | すべて基準値内 |
| | 水道水 【基準値:10Bq/kg】 | 浄水:月1回 原水:月1回 | 第1・第2浄水場 | 市内に給水する直前の水道水を各浄水場内で採取 | すべて基準値内 |
| | 給食食材 【基準値:牛乳50Bq/kg 一般食品100Bq/kg 乳児用食品50Bq/kg】 | 月～金曜日 | 市立小・中学校、市内認可保育所 | 学校給食施設6施設、認可保育所38園(公立保育園4園含む)の1週間分を丸ごと、地域を限定した食材、使用量が多い食品、影響の大きい食材 | すべて基準値内 |
| ホットスポット測定 | 市内17カ所の空間放射線量詳細測定 【基準値:0.23μSv/h】 | 年1回/10月 | 市立小・中学校公設の子ども関連施設、公園等 | 地表面から5cm、砂場、放射性物質がたまりやすい場所 | すべて基準値内 |
| 義務による測定 | 武蔵野クリーンセンターの焼却灰等の放射線物質測定 【基準値:灰8000Bq/kg】 | 月1回 | 焼却施設内 | 主灰、飛灰 | すべて基準値内 |
| | 落ち葉たい肥 【基準値:400Bq/kg】 | 配布時等 | 落ち葉たい肥 | - | 実績なし |

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 108 | 害虫の駆除等 | 担当課 | 環境政策課 |
|-----|--------|-----|-------|

○スズメバチ類の駆除
 スズメバチ類は、植物につく害虫を旺盛に食べる生態系の中で重要な生物です。しかし、人に対する攻撃性も強いいため、その駆除費用に対する助成を行いました。

助成実績 (件)

| 年度 | 元(31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------|-------|----|-----|----|----|
| スズメバチ | 90 | 83 | 105 | 74 | 77 |
| その他のハチ | 66 | 54 | 75 | 77 | 74 |

○カラスの駆除
 カラスは、春先から初夏にかけて庭木や公園の樹木などに巣を作り繁殖します。この時期(特にヒナが巣立つ時期)は、親鳥が攻撃的になるため、居住者や通行人に対して威嚇攻撃が見られる場合には、市で巣等の撤去を行いました。

巣の撤去等・処理実績 (件)

| 年 度 | 元 (31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------|--------|---|---|---|---|
| 巣の撤去 | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 |
| 卵の回収 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 雛の捕獲 | 2 | 9 | 7 | 7 | 4 |

○ねずみ侵入防止対策支援

ねずみは、人間の生活圏に住み着き、都市環境に巧みに適応・増加して衛生面等の問題を引き起こしています。市では一定の要件（市民税非課税かつ65歳以上世帯等）を満たす世帯に対し、専門業者に委託して対策指導や簡易なねずみ侵入防止対策を実施しました。

業者派遣実績

| 年度 | 元 (31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----|--------|----|----|----|----|
| 件数 | 5 | 14 | 14 | 12 | 11 |

○ハクビシン・アライグマ対策事業

ハクビシン（*1）及びアライグマ（*2）は、建物内に住み着くと衛生面等の問題を引き起こすことから、市内に生息するハクビシン及びアライグマの防除等を目的に、令和2年度から事業を開始しました。

（*1）：「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」（生態系被害防止外来種リスト）における重点対策外来種

（*2）：「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）に基づく特定外来生物

対策実施件数・捕獲頭数

| 年度 | | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--------|-------|----|----|----|----|
| 対策実施件数 | | 35 | 23 | 28 | 27 |
| 捕獲頭数 | ハクビシン | 1 | 2 | 1 | 4 |
| | アライグマ | 1 | 2 | 1 | 4 |

| | | | |
|-----|---------------------|-----|---------|
| 109 | 武蔵野クリーンセンターの汚染・公害対策 | 担当課 | ごみ総合対策課 |
|-----|---------------------|-----|---------|

武蔵野クリーンセンターに隣接する地域住民（3地域4団体）と締結している「武蔵野クリーンセンター操業に関する協定書」及び環境に関する法令等を遵守し、武蔵野クリーンセンターでのごみ処理を適切に行いました。ばい煙、ダイオキシン、騒音、振動、悪臭、水質汚濁等について、いずれも異常はありませんでした。

| | | | |
|-----|-------------------|-----|------|
| 110 | 学校等への雨水貯留浸透施設等の設置 | 担当課 | 下水道課 |
|-----|-------------------|-----|------|

○雨水貯留浸透施設

下水道管への負担を軽減するため、大雨の際に敷地内に降った雨水を一時的に貯留して地下に浸透させています。また、地下水のかん養、河川や海の水質保全など「水の循環システム」の改善効果もあります。

本市では、平成17年度にみやび青葉公園、平成18年度に第四小学校へ雨水貯留浸透施設を設置したことに始まり、令和4年度に下水道事業による学校等における浸水対策は、「武蔵野市下水道総合計画2023」に位置付けた将来像9,403立法メートルを達成しました。

下水道事業による市内雨水貯留浸透施設設置状況

| 年度 | 設置場所 | 貯留量（立方メートル） |
|----|---------------------|-------------|
| 17 | みやび青葉公園 | 200 |
| 18 | 第四小学校 | 500 |
| 18 | 市道第122号線（吉祥寺北町一丁目） | 30 |
| 18 | 末広通り第三駐輪場（吉祥寺南町二丁目） | 22 |

| 年度 | 設置場所 | 貯留量 (立方メートル) |
|------------|---------------------|--------------|
| 19 | 井之頭小学校 | 500 |
| 19 | 第四中学校 | 600 |
| 19 | 市道第 194 号線 (境南町五丁目) | 17 |
| 20 | 本宿小学校 | 500 |
| 20 | 大野田小学校 | 450 |
| 20 | 関前南小学校 | 500 |
| 21 | 第三中学校 | 600 |
| 21 | 第五中学校 | 800 |
| 22 | 第五小学校 | 500 |
| 23 | 第一小学校 | 500 |
| 24 | 第三小学校 | 500 |
| 25 | 第一中学校 | 600 |
| 27 | 第二小学校 | 500 |
| 28 | うさぎ山公園 | 99 |
| 28 | 第六中学校 | 400 |
| 28, 29 | 市道第 135 号線 (桜堤三丁目) | 35 |
| 29 | 千川小学校 | 400 |
| 元 (31) | 境南小学校 | 400 |
| 3 | 桜野小学校 | 550 |
| 4 | わんぱく公園 | 200 |
| H17 からの累積値 | | 9, 403 |

○雨水貯留施設

特に浸水被害の多い吉祥寺北町1丁目及び2丁目地区の浸水被害を軽減するため、北町保育園園庭地下に雨水貯留施設を設置しました。ホームページでは、リアルタイムで降雨強度、貯留量、貯留水位を公開しています。

北町保育園園庭地下雨水貯留槽

- ・設置箇所 吉祥寺北町1丁目23番地内 (北町保育園園庭地下)
- ・設置年月 平成27年3月
- ・貯留容量 4,500立方メートル

| 年度 | 元 (31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|--------|---|---|---|---|
| 流入回数 (回) | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 |

| | | | |
|-----|---------|-----|------|
| 111 | まちの臭気対策 | 担当課 | 下水道課 |
|-----|---------|-----|------|

まちの臭気抑制対策として、ビルピット改善費用助成等を通じて臭気の改善を図りました。

臭気対策改善施設設置助成金

| 年度 | 項目 | 申請件数 (件) | 申請内容 (件) | | | | 助成金 (円) | |
|--------|----|----------|-------------|--------------|-------------|--------------|---------|-----------------|
| | | | 水位計 設定変更 | タイマー 運転制御 | 補助ポンプ 設置 | 攪拌曝気装置 設置 | | 構造変更 (容量縮小等) |
| 元 (31) | | 4 | 2 | - | - | 2 | - | 1,708,000 |
| 2 | | 0 | - | - | - | - | - | 0 |
| 3 | | 0 | - | - | - | - | - | 0 |
| 4 | | 1 | 1 | - | - | - | - | 121,000 |
| 5 | | 1 | - | - | - | 1 | - | 560,000 |

| | | | |
|-----|---------------|-----|------|
| 112 | 合流式下水道改善施設の運用 | 担当課 | 下水道課 |
|-----|---------------|-----|------|

本市の大半で採用している合流式下水道は、汚水と雨水の排除を同時にできる反面、雨天時に大量の雨水が流れ込むと、施設の能力を超えて未処理のまま公共用水域へ放流されてしまいます。合流式下水道における水域汚染等が社会問題化したことを受け、国では合流式下水道の改善のため、下水道法施行令の改正を行いました。本市では、平成17年度、平成21年度に「合流式下水道緊急改善計画」を策定し、雨水吐室へのきょう雑物除去施設の設置、合流改善施設の設置、雨水浸透施設の設置等を行い、平成25年度までに①汚濁負荷量の削減、②公衆衛生上の安全確保（未処理放流回数の半減）、③きょう雑物の削減の3つの改善目標を達成しました（平成27年度に第三者委員会による評価済）。以降は雨水浸透施設の設置を促進することにより、更なる改善に努めています。

【実績】

雨天時放流水水質検査

総降雨量が10mm以上30mm以下の範囲の降雨において、市雨水吐室の水質（BOD）を測定

（下水道法施行令、雨水放流水質基準 40 mg/L 以下）

| 年度 | BOD 平均放流水質 (mg/L) |
|--------|-------------------|
| 元 (31) | 14.7 |
| 2 | 30.9 |
| 3 | 20.1 |
| 4 | 16.1 |
| 5 | 21.0 |

| | | | |
|-----|------------|-----|------|
| 113 | 事業場排水の水質規制 | 担当課 | 下水道課 |
|-----|------------|-----|------|

公共下水道への排水については、公共用水域の水質保全と下水道施設の維持管理等の観点から水質規制を行います。

水質検査

| 年度 | 公共下水道接続点水質検査 | | 特定事業場排水水質検査 | |
|--------|--------------|-----------|-------------|-----------|
| | 検査箇所 | 延べ検査回数(回) | 検査箇所 | 延べ検査回数(回) |
| 元 (31) | 4 | 12 | 22 | 77 |
| 2 | 4 | 11 | 25 | 60 |
| 3 | 4 | 14 | 22 | 66 |
| 4 | 4 | 10 | 26 | 68 |
| 5 | 4 | 10 | 23 | 57 |

※1箇所につき、年4回検査を基本とし、水質結果や事業場立入計画等に基づき減ずることができる。

| | | | |
|-----|------------------|-----|------|
| 114 | 【再掲】雨水浸透施設の設置・指導 | 担当課 | 下水道課 |
|-----|------------------|-----|------|

P46 「66 雨水浸透施設の設置・指導」を参照

| | | | |
|-----|------------------------|-----|------|
| 115 | 【再掲】雨水貯留槽（雨水タンク）購入助成制度 | 担当課 | 下水道課 |
|-----|------------------------|-----|------|

P47 「67 雨水貯留槽（雨水タンク）購入助成制度」を参照

| | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 116 | 直結給水の推進 | 担当課 | 水道部工務課 |
|-----|---------|-----|--------|

直結給水（直圧・増圧）方式の実施可能区域の拡大や貯水槽水道からの切替をPRし、直結給水を促進することで、安全でおいしい水の安定供給を図りました。

貯水槽水道の設置者に対し、定期清掃、施設の管理等について、積極的に指導・助言・勧告の関与を行いました。また、利用者及び設置者に情報提供を行い、直結給水の普及拡大を促進しました。

| 年度 | 元 (31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------------|--------|----|----|----|----|
| 直結給水建物件数 | 82 | 60 | 71 | 75 | 52 |
| 増圧ポンプ設置建物件数 | 58 | 25 | 37 | 33 | 44 |

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 117 | 水の安定供給 | 担当課 | 水道部工務課 |
|-----|--------|-----|--------|

浄水場・水源施設保全計画に基づき、経年劣化した水源井戸を計画的に保全工事を行い、地盤沈下や地下水位の低下に留意しながら揚水量の確保に努めてきました。

取水量（市内の水源井戸からの取水量）及び都受水量（利根川水系及び多摩川水系の水）

| 年度 | 取水量(m ³) | 受水量(m ³) | 合計(m ³) | 給水量(m ³) |
|--------|----------------------|----------------------|---------------------|----------------------|
| 元 (31) | 13,461,951 | 3,453,380 | 16,915,331 | 16,915,331 |
| 2 | 12,478,230 | 4,530,600 | 17,008,830 | 17,008,830 |
| 3 | 12,969,478 | 3,616,700 | 16,586,178 | 16,586,178 |
| 4 | 11,721,515 | 4,669,800 | 16,391,315 | 16,391,315 |
| 5 | 11,466,822 | 4,924,600 | 16,391,422 | 16,391,422 |

市内水源井戸における、地下水位の変動

| 年度 | 元 (31) | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------------|--------|------|------|------|------|
| 水源平均海拔 (m) | 59.6 | 59.6 | 59.6 | 59.6 | 59.6 |
| 平均自然水位 (海拔) | 15.5 | 19.8 | 19.2 | 20.7 | 21.3 |
| 水位 (地下m) | 44.1 | 39.8 | 40.4 | 38.9 | 38.3 |

※地下水揚水規制を行なった昭和47年における平均自然水位 海拔-15.5m

| | | | |
|-----|----------|-----|--------|
| 118 | 配水管網の耐震化 | 担当課 | 水道部工務課 |
|-----|----------|-----|--------|

災害時にも安全でおいしい水の安定供給ができるように、配水管の新設や老朽管の更新などを行い、配水管路の耐震化を推進しました。

| 年度 | 管路延長 (m) | 耐震管路延長 (m) | 耐震化率 (%) |
|--------|-----------|------------|----------|
| 元 (31) | 298,909.6 | 141,726.5 | 47.4 |
| 2 | 299,047.3 | 142,633.9 | 47.7 |
| 3 | 298,922.6 | 144,082.9 | 48.2 |
| 4 | 298,922.6 | 145,502.4 | 48.7 |
| 5 | 298,943.0 | 146,947.7 | 49.2 |

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 119 | 漏水防止対策 | 担当課 | 水道部工務課 |
|-----|--------|-----|--------|

給水管及び配水管の漏水調査(宅地内・道路上)を行い、発見した漏水箇所を早急に修繕していくことにより、漏水による事故防止及び有収率の向上を図りました。

| 年度 | 漏水調査件数 | 漏水発見件数 | 箇所別漏水件数 | |
|--------|---------|--------|---------|-----|
| | | | 宅地内 | 道路上 |
| 元 (31) | 69, 297 | 365 | 336 | 29 |
| 2 | 69, 272 | 369 | 337 | 32 |
| 3 | 52, 146 | 364 | 341 | 23 |
| 4 | 52, 145 | 360 | 338 | 22 |
| 5 | 52, 150 | 366 | 320 | 46 |

| | | | |
|-----|-------------|-----|--------|
| 120 | 浄水場の汚染・公害対策 | 担当課 | 水道部工務課 |
|-----|-------------|-----|--------|

環境に配慮しながら浄水場の運営を適切に行いました。
騒音、水質汚濁等について、いずれも異常はありませんでした。

| | | | |
|-----|-------|-----|------------------------------------|
| 121 | 薬品の管理 | 担当課 | ごみ総合対策課、 生涯学習スポーツ課、 各公立小・中学校 |
|-----|-------|-----|------------------------------------|

武蔵野クリーンセンターの運営や理科の実験で使用する毒劇物等について、適切に管理を行いました。
このことに関する事故等はありませんでした。

| | | | |
|-----|-----------------|-----|------|
| 122 | 庁舎管理における汚染・公害対策 | 担当課 | 関係各課 |
|-----|-----------------|-----|------|

以下の項目について、法令等に基づく適正管理・点検等を行いました。いずれも異常や事故はありませんでした。

- ハロゲン化物消防設備の管理 (管財課、健康課)
- ボイラー設備の管理 (管財課)
- 空気圧縮機・送風機の管理 (管財課)
- 貯油設備の管理 (管財課、健康課)
- 非常用発電設備の管理 (管財課、健康課)
- 駐車場の管理 (管財課)
- PCB含有物の管理 (環境政策課)
- フロン類の管理 (環境政策課【総括】、管財課、資産税課、産業振興課、市民活動推進課、中央市政センター、防災課、ごみ総合対策課、高齢者支援課、障害者福祉課、子ども子育て支援課、子ども育成課、児童青少年課、水道部総務課、水道部工務課、教育企画課、教育支援課、生涯学習スポーツ課、図書館)

第2章 事業所としての実績

1 武蔵野市 EMS に基づく事業所としてのエネルギー使用量やごみ排出実績

環境マネジメントシステム（EMS）に基づき、事業所としての本市の紙・ごみ・電気等のエネルギー・資源の使用量及び排出量をまとめました。詳細は、下表のとおりです。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止・縮小の対応を取っていた事業が令和4年度から再開され、令和5年度においては、定員数を増加させ拡大している事業や参加者が増加している事業も見られました。また、工事の影響や車両入替等により増加した項目もありますが、ほとんどの項目について前年度と比較してほぼ横ばいとなっています。

[4] ガソリンは、ホワイトイーグルのパトロールによる立ち寄り個所を増加させたことにより、使用料が増加しています。

[5] 軽油は、新型コロナウイルス感染症対策により中止していた訓練が再開され、消防団ポンプ車を活用する機会が多かったため、使用量が増加しております。

[8] 天然ガスは、給食配送車の買い替えにより天然ガス車が1台減少したことにより、使用量が減少しています。

| | R3 年度 実績 | R4 年度 実績 | R5 年度 実績 | R4 年度と R5 年度の比較 | |
|---------------------------|-------------|-------------|-------------|-----------------|--------------|
| | | | | 増減 | 対前年度比 (%) |
| 1 電気 (kWh) | 31,440,554 | 31,874,280 | 31,588,915 | -285,365 | 99.1% |
| 2 コピー用紙 (枚) | 15,694,178 | 15,992,659 | 15,254,888 | -737,771 | 95.4% |
| 3 ガス (m ³) | 1,122,972 | 1,078,917 | 1,047,915 | -31,002 | 97.1% |
| 4 ガソリン (ℓ) | 16,911 | 14,259 | 17,170 | 2,911 | 120.4% |
| 5 軽油 (ℓ) | 5,881 | 5,838 | 7,766 | 1,928 | 133.0% |
| 6 重油 (ℓ) | 3,120 | 3,585 | 3,130 | -455 | 87.3% |
| 7 灯油 (ℓ) | 865 | 640 | 678 | 38 | 105.9% |
| 8 天然ガス (Nm ³) | 3,851 | 3,604 | 2,376 | -1,228 | 65.9% |
| 9 水道 (m ³) | 261,467 | 308,266 | 333,875 | 25,609 | 108.3% |
| 10 廃棄物 (袋) | 17,753 | 19,179 | 19,252 | 73 | 100.4% |
| 11 資源物 (袋) | 7,411 | 7,283 | 7,022 | -261 | 96.4% |

2 武蔵野市地球温暖化対策実行計画 2021（事務事業編）2022 改定版の推進の成果

市の組織全体から排出する温室効果ガスを抑制し、地球温暖化の防止を図るため、武蔵野市地球温暖化対策実行計画 2021（事務事業編）2022 改定版（令和4年4月改定）に基づき、温室効果ガスの排出削減に取り組んだ。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第15項に基づき、これを公表する。

(1) 武蔵野市地球温暖化対策実行計画 2021（事務事業編）2022 改定版の概要

① 計画の位置付け

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく、「地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画〔事務事業編〕）」

② 計画の期間

2021（令和3）年度から2030（令和12）年度まで

③ 対象とする事務及び事業の範囲

市が行うすべての事務及び事業（対象となる施設は表1のとおり）。

委託や指定管理により実施する事務及び事業についても、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」に基づくエネルギー使用量の削減や報告の対象であることを考慮し、本計画の対象とする。

④ 削減対象とする温室効果ガス

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン

⑤ 削減目標の基準となる年度と排出量

2013（平成25）年度 30,389t-CO₂

⑥ 削減目標

2050（令和32）年までに温室効果ガス排出実質ゼロ

2030（令和12）年度までに温室効果ガス排出量を40%削減（▲12,156t-CO₂）

※電気の消費に由来する温室効果ガス総排出量は調整後排出係数を用いて算定する。

⑦ 削減のための取組内容

(A) 庁内のルールづくりと職員の環境向上

エコオフィスむさしの活動や武蔵野市環境マネジメントシステムといった庁内のルールや仕組みを継続的に運用。これらの運用を通じた職員の意識の向上。

- ・空調、照明、OA機器等の適正な運用による省エネ化の推進
- ・次世代自動車の導入や公共交通機関の利用の推進
- ・マイボトル・マイバッグ利用の推進によるプラスチック製品の削減

(B) 公共施設における効率的なエネルギー活用

- ・武蔵野クリーンセンターのごみ発電を核としたエネルギー地産地消事業におけるCEMSや蓄電池等の導入や市立小中学校への自己託送制度を活用した効率的なエネルギー利用の推進
- ・公共施設における環境負荷の少ない電力の調達
- ・ZEBを見据えた公共施設の環境配慮指針の策定に向けた検討

(C) エネルギー分野以外の地球温暖化対策

- ・バイオプラスチック類製品の利用促進によるプラスチック対策の推進
- ・業務用エアコンや冷凍冷蔵機器等の適正管理による代替フロン削減
- ・公共施設における緑の保全・創出

表1 武蔵野市地球温暖化対策実行計画 2021（事務事業編）2022 改定版の対象施設

| | | | | |
|---------|--------------------------------------|------------|-----------------------|------------------------|
| 行政施設 | 市庁舎 | コミュニティセンター | 吉祥寺東コミュニティセンター | |
| | 武蔵境市政センター | | 本宿コミュニティセンター | |
| | 中央市政センター | | 吉祥寺南町コミュニティセンター | |
| | 商工会館市使用分 （吉祥寺市政センター・吉祥寺まちづくり事務所等） | | 御殿山コミュニティセンター | |
| 健康・福祉施設 | 健康福祉部分館 （シルバー人材センター） | コミュニティセンター | 本町コミュニティセンター | |
| | 高齢者総合センター | | 吉祥寺西コミュニティセンター | |
| | 桜堤ケアハウス | | 吉祥寺北コミュニティセンター | |
| | 北町高齢者センター | | けやきコミュニティセンター | |
| | 障害者福祉センター | | 中央コミュニティセンター | |
| | みどりのこども館 | | 中央コミュニティセンター 中町集会所 | |
| 保健センター | 西久保コミュニティセンター | | | |
| 学校教育施設 | 第一小学校 | | 劇場・ホール・文化集会施設 | 緑町コミュニティセンター |
| | 第二小学校 | | | 八幡町コミュニティセンター |
| | 第三小学校 | | | 関前コミュニティセンター |
| | 第四小学校 | | | 西部コミュニティセンター |
| | 第五小学校 | | | 境南コミュニティセンター |
| | 大野田小学校 | | | 桜堤コミュニティセンター |
| | 境南小学校 | | | 武蔵野公会堂 |
| | 本宿小学校 | 吉祥寺美術館 | | |
| | 千川小学校 | 武蔵野芸能劇場 | | |
| | 井之頭小学校 | 武蔵野市民文化会館 | | |
| | 関前南小学校 | 武蔵野スイングホール | | |
| | 桜野小学校 | 吉祥寺シアター | | |
| | 第一中学校 | 松露庵 | | |
| | 第二中学校 | 武蔵野ふるさと歴史館 | | |
| | 第三中学校 | 生涯学習施設 | | 市民会館 （男女平等推進センター含む） |
| | 第四中学校 | 武蔵野プレイス | | |
| 第五中学校 | 中央図書館 | | | |
| 第六中学校 | 吉祥寺図書館 | | | |
| 上下水道施設 | 北町調理場 | スポーツ施設 | 陸上競技場・総合体育館 | |
| | 桜堤調理場 | | 市営運動場クラブハウス | |
| | 水道部庁舎 | | 市営プール（温水、屋外） | |
| | 第一浄水場 | 子育て支援施設 | 緑町スポーツ広場 | |
| | 第二浄水場 | | 0123 吉祥寺 | |
| | 水道部水源(27 か所) | | 0123 はらっぱ | |
| | 吉祥寺東町一丁目合流式下水道改善施設 | | 南保育園 | |
| | 吉祥寺東町四丁目合流式下水道改善施設 | | 境保育園 | |
| | 神田川排水区合流式下水道改善施設 （東部公園） | | 境南保育園 | |
| | 神田川排水区合流式下水道改善施設 （井の頭2丁目下水道用地） | | 吉祥寺保育園 | |
| | 北町雨水貯留施設 | | 桜堤児童館 | |
| | 北町ポンプ場 | | ごみ処理 環境啓発施設 | 武蔵野クリーンセンター |
| | 大野田ポンプ場 | | | むさしのエコreゾート |
| | 桜堤ポンプ場 | | | |
| 流量計・水位計 | | | | |

表2 エコオフィスむさしの活動

「エコオフィスむさしの活動」は、省エネを推進し、温室効果ガス排出量を削減するために、職員一人ひとりが日々の業務の中で取り組むべき活動です。

エコオフィスむさしの活動

| 項目 | 取組内容 | |
|--------|-----------------------------------|---|
| 省エネルギー | 照明設備 | 不要時は消灯し、昼休みは来庁者へ配慮しつつ、支障のない範囲で消灯する。 |
| | | 窓際では自然光を活用する。 |
| | | 共用部等の間引き点灯を行う。 |
| | OA機器（パソコン、プリンタ、コピー機等） | 昼休みや未使用時等に、こまめに電源を切る。 |
| | | 長時間使用しない場合には、コンセントからプラグを抜き、待機電力を削減する。 |
| | | パソコンのディスプレイを適切な明るさにする。 |
| | | 退庁時に主電源を切り、最終退庁者は確認する。 |
| | 冷房等 | 毎年6月1日から9月30日を夏季省エネ月間とする。 |
| | | 空調の設定温度を原則26℃とする。 |
| | | 空調の運転時間を原則水・金曜日は午前7時30分～午後5時、その他の平日は午前7時30分～午後7時30分とする。 |
| | 暖房等 | 適度に換気を行い、湿度を下げる。 |
| | | ブラインドやカーテン、グリーンカーテンを活用し、光と熱の量を調節する。 |
| | | 毎年12月1日から翌3月31日を冬季省エネ月間とする。 |
| | エレベータ | 空調の設定温度を原則20℃とする。 |
| | | 空調の運転時間を原則水・金曜日は午前7時30分～午後5時、その他の平日は午前7時30分～午後8時15分とする。 |
| | | 電気ストーブの個別使用を控える。 |
| 車両 | できるだけ階段を使い、エレベータの使用を控える。 | |
| | 自転車や公共交通機関を利用し、できるだけ車両を使わない。 | |
| | 業務の目的にあわせて、台数や車種、走行ルートを選択する。 | |
| | エコドライブを心掛ける。 | |
| その他 | 車両に不要な荷物を載せない。 | |
| | 車内のエアコンの使用をできるだけ控える。 | |
| | 一斉定時退庁日を徹底する。 | |
| | 省エネに配慮し、業務や会議運営を効率的に行う。 | |
| 省資源 | 廃棄物 | むさしの“ジブン”スタイルにより、季節・気温等を考慮しながら、適切な服装を選択する。 |
| | | 冷蔵庫や給湯機器を適正に使用する。 |
| | | ごみの発生抑制に努め、分別を徹底する。 |
| | | プリンタやコピー機のトナーカートリッジの回収を徹底する。 |
| | グリーン購入の推進 | 物品の修繕利用に努め、長期間使用する。 |
| | | 給食の調理くず、生ごみを減量化する。 |
| | | マイボトル、マイバッグを利用し、必要性の低い使い捨てプラスチック製品や容器包装の受け取りを控える。 |
| | | 環境ラベリング製品を購入する。 |
| | | 再利用が可能な製品を購入する。 |
| | | 再資源化が可能な製品を購入する。 |
| 紙 | リサイクル製品を購入する。 | |
| | 詰め替え可能な製品を購入する。 | |
| | 簡易包装製品を購入する。 | |
| | 物品を購入する際には、数量を精査する。 | |
| | 会議における飲料の提供に、極力ペットボトルを使用しない。 | |
| 水 | 両面コピーや裏紙の使用を徹底する。 | |
| | 会議資料や冊子等の簡素化に努め、必要最小限の頁数、部数を作成する。 | |
| | 使用済み封筒等の紙製品を再利用する。 | |
| | 古紙配合率が高い用紙を購入する。 | |
| | リサイクル適性の高い用紙を使用して印刷を行う。 | |
| | ペーパーレス化を図るため、電子メール・庁内LANの活用を図る。 | |
| | トイレや給湯室における節水に努める。 | |

市の事務事業に係る温室効果ガス排出量【2023（令和5）年度】

※電気の消費に由来する温室効果ガス排出量は調整後排出係数を用いて算出

| 温室効果ガス | 項目 | 合計 | 排出係数 (kg-CO2) | 排出量(t) | 地球温暖化係数 | 温室効果ガス排出量 (t-CO2) | 前年度排出量 (t-CO2) | 前年度からの増減 | |
|----------------------|-----------------------------|------------|---------------|---------------|----------|-------------------|----------------|---------------|---------------|
| 二酸化炭素 (CO2) | ガソリン(ℓ) | 48,664 | 2.32 | 112.90 | 1 | 112 | 77 | 35 | |
| | 灯油(ℓ) | 678 | 2.49 | 1.69 | 1 | 1 | 1 | 0 | |
| | 軽油(ℓ) | 7,749 | 2.58 | 19.99 | 1 | 19 | 15 | 4 | |
| | A重油(ℓ) | 3,130 | 2.71 | 8.48 | 1 | 8 | 9 | -1 | |
| | 都市ガス(m³) | 1,074,607 | 2.23 | 2,396.37 | 1 | 2,396 | 2,470 | -74 | |
| | 圧縮天然ガス(m³) | 2,326 | 2.23 | 5.19 | 1 | 5 | 9 | -4 | |
| | 電気 東京電力EP㈱グリーンベーシックプラン(kWh) | 6,159,878 | 0 | 0.00 | 1 | 0 | | | |
| | 電気 東京電力EP㈱標準メニュー(kWh) | 11,089,780 | 0.39 | 4,325.01 | 1 | 4,325 | 7,731 | -3,406 | |
| | 電気 荏原環境プラント㈱(kWh) | 6,665,602 | 0 | 0.00 | 1 | 0 | 1,450 | -1,450 | |
| | 電気 大和ハウス工業㈱(kWh) | | | | | | 76 | | |
| | 電気 クリーンセンター(kWh) | 9,618,492 | 0 | 0.00 | 1 | 0 | 0 | 0 | |
| | 電気の消費に由来する二酸化炭素 | | | | | 4,325 | 9,257 | -4,932 | |
| | エネルギーの消費に由来する二酸化炭素 | | | | | 6,866 | 11,838 | -4,972 | |
| | 廃プラ焼却量 (合成繊維) (t) | 1,193 | 2,287.99 | 2,729.57 | 1 | 2,729 | 3,812 | -1,083 | |
| 廃プラ焼却量 (合成繊維を除く) (t) | 2,869 | 2,764.66 | 7,931.81 | 1 | 7,931 | 9,986 | -2,055 | | |
| 廃プラスチック類の焼却に伴う二酸化炭素 | | | | | 10,660 | 13,798 | -3,138 | | |
| | | | | 17,526 | 1 | 17,526 | 25,636 | -8,110 | |
| メタン (CH4) | ガソリン・CNG・ディーゼル自動車の走行、廃棄物の焼却 | | | 0.033 | 28 | 0 | 0 | 0 | |
| 一酸化二窒素 (N2O) | ガソリン・CNG・ディーゼル自動車の走行、廃棄物の焼却 | | | 1.587 | 265 | 420 | 476 | -56 | |
| ハイドロフルオロカーボン (HFC) | カーエアコンの使用 | | | 0.001 | 1,300 | 1 | 1 | 0 | |
| | 業務用冷凍空調機器の使用 | | | 0.02 | 1,920 | 38 | 50 | -12 | |
| | | | | | | 合計 | 17,985 | 26,163 | -8,178 |

※排出係数は「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第三条」（最終改正令和6年4月1日）による。

※温暖化係数は、各ガスの温室効果をもたらす程度を、二酸化炭素を1として数字で示した係数。地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条による。なお、ハイドロフルオロカーボン類には様々な種類があり、係数もガスの種類により異なるが、カーエアコンはHFC-134a、業務用冷凍空調はHFC-410Aとみなす。

※温室効果ガス排出量 (t-CO₂) は、温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル (令和6年2月) に基づき、小数点以下の数字を切り捨てた数値。

※令和4年度実績を修正

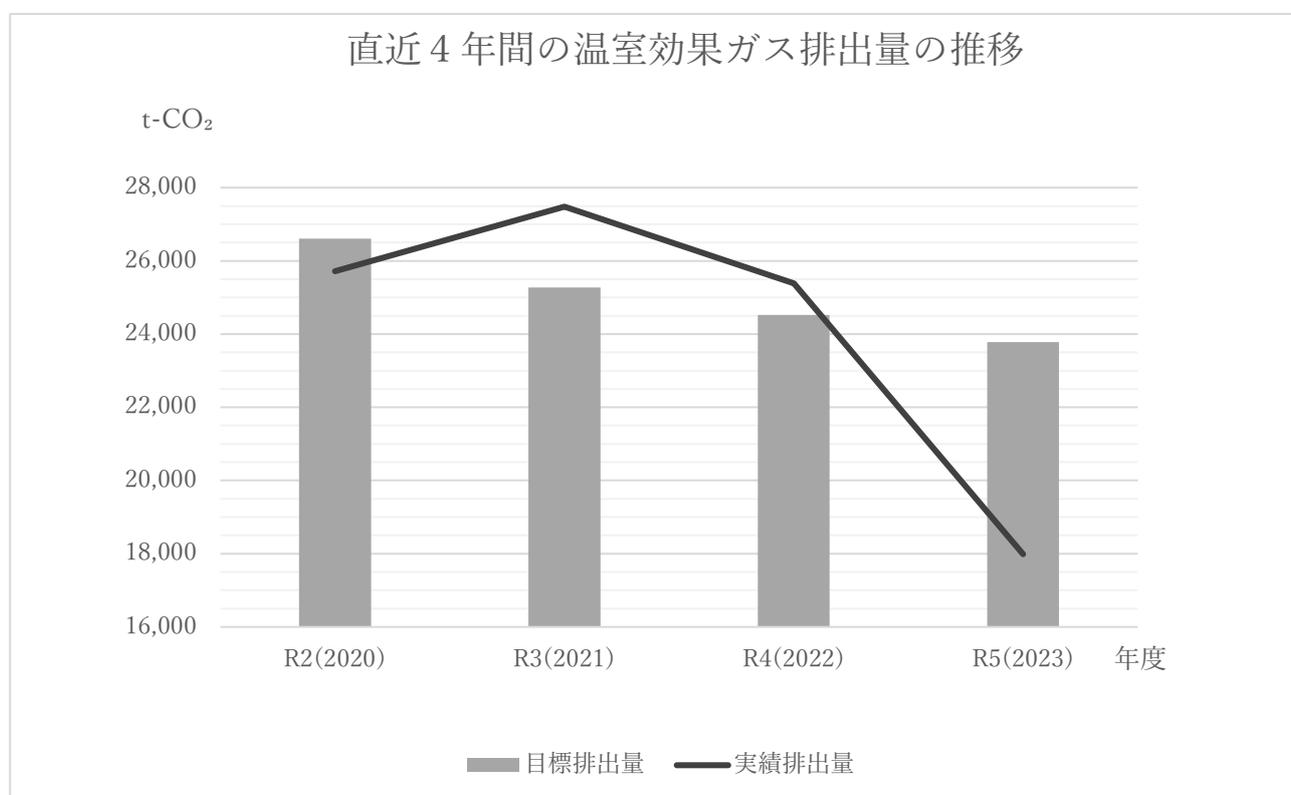
<参考> ※電気の消費に由来する温室効果ガス排出量は基礎排出係数を用いて算出

| 温室効果ガス | 項目 | 合計 | 排出係数 (kg-CO2) | 排出量(t) | 地球温暖化係数 | 温室効果ガス排出量 (t-CO2) | 前年度排出量 (t-CO2) | 前年度からの増減 | |
|---------------------|-----------------------------|------------|---------------|---------------|----------|-------------------|----------------|---------------|--------|
| 二酸化炭素 (CO2) | ガソリン(ℓ) | 48,664 | 2.32 | 112.90 | 1 | 112 | 77 | 35 | |
| | 灯油(ℓ) | 678 | 2.49 | 1.69 | 1 | 1 | 1 | 0 | |
| | 軽油(ℓ) | 7,749 | 2.58 | 19.99 | 1 | 19 | 15 | 4 | |
| | A重油(ℓ) | 3,130 | 2.71 | 8.48 | 1 | 8 | 9 | -1 | |
| | 都市ガス(m³) | 1,074,607 | 2.23 | 2,396.37 | 1 | 2,396 | 2,470 | -74 | |
| | 圧縮天然ガス(m³) | 2,326 | 2.23 | 5.19 | 1 | 5 | 11 | -6 | |
| | 電気 東京電力EP緑グリーンベーシックプラン(kWh) | 6,159,878 | 0.457 | 2,815.06 | 1 | 2,815 | | | |
| | 電気 東京電力EP(株)標準メニュー(kWh) | 11,089,780 | 0.457 | 5,068.03 | 1 | 5,068 | 7,748 | -2,680 | |
| | 電気 荏原環境プラント(株)(kWh) | 6,665,602 | 0.18 | 1,199.81 | 1 | 1,199 | 943 | 256 | |
| | 電気 大和ハウス工業(株)(kWh) | | | | | | 124 | | |
| | 電気 クリーンセンター(kWh) | 9,618,492 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | |
| | 電気の消費に由来する二酸化炭素 | | | | | | 9,082 | 8,815 | 267 |
| | エネルギーの消費に由来する二酸化炭素 | | | | | | 11,623 | 11,398 | 225 |
| | 廃プラ焼却量 (合成繊維) (t) | 1,193 | 2,287.99 | 2,729.57 | 1 | 2,729 | 3,812 | -1,083 | |
| | 廃プラ焼却量 (合成繊維を除く) (t) | 2,869 | 2,764.66 | 7,931.81 | 1 | 7,931 | 9,986 | -2,055 | |
| 廃プラスチック類の焼却に伴う二酸化炭素 | | | | | | 10,660 | 13,798 | -3,138 | |
| | | | | 22,283 | 1 | 22,283 | 25,196 | -2,913 | |
| メタン (CH4) | ガソリン・CNG・ディーゼル自動車の走行、廃棄物の焼却 | | | 0.033 | 28 | 0 | 0 | 0 | |
| 一酸化二窒素 (N2O) | ガソリン・CNG・ディーゼル自動車の走行、廃棄物の焼却 | | | 1.587 | 265 | 420 | 476 | -56 | |
| ハイドロフルオロカーボン (HFC) | カーエアコンの使用 | | | 0.001 | 1,300 | 1 | 1 | -0 | |
| | 業務用冷凍空調機器の使用 | | | 0.02 | 1,920 | 38 | 50 | -12 | |
| | | | | | | 合計 | 22,742 | 25,723 | -2,981 |

直近4年間の温室効果ガス排出量の推移

| 年度 | 基準年 2013 (平成25) | 2020 (令和2) | 2021 (令和3) | 2022 (令和4) | 2023 (令和5) |
|-----------------------------------|-----------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 目標排出量 (t-CO ₂) | | 26,607 | 25,274 | 24,526 | 23,778 |
| 実績排出量 (t-CO ₂) | 30,389 | 25,714 | 27,480 | 26,163 | 17,985 |
| 基準年からの 削減量(t-CO ₂) | | ▲4,675 | ▲2,909 | ▲4,226 | ▲12,404 |
| 実質排出量の 前年度比 (%) | | 95.1 | 106.9 | 95.2 | 68.7 |

※2021（令和3）年度以降の目標値は、2030年度の目標値から年数で案分して算出



(2) 2023（令和5）年度温室効果ガス排出量

国の地球温暖化対策計画が令和3年10月に改定されたことを踏まえ、高みを目指し2030（令和12）年度の中間目標値を上方修正する形で令和4年4月に武蔵野市地球温暖化対策実行計画2021（事務事業編）の改定を行った。同計画内では積極的な温室効果ガス削減目標を掲げていることから、より戦略的な取組を進めていく。

温室効果ガス排出量については、前年度と比較して約31.3%減少しており、基準年度（平成25年度）との比較では、約40.8%減となった。

減少となった主な要因としては、令和5年度から、市庁舎や小中学校などの高圧受電の公共施設49施設について、実質再エネ100%電力を導入したことが挙げられる。これにより、電力の使用に伴い発生する二酸化炭素の排出量が大きく削減された。

また、武蔵野クリーンセンターの廃プラスチック類の焼却に伴う二酸化炭素排出量が減少している。一般廃棄物全体の焼却量が減少しているほか、一般廃棄物中の廃プラスチック類の比率も減少しており、次年度以降

の推移を踏まえ、要因を分析する必要がある。

プラスチック対策については、令和4年度に策定した武蔵野市一般廃棄物処理基本計画に基づき、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律等を踏まえたプラスチック製品の分別収集・資源化（再商品化）に向けて、基礎データを収集するため、次年度のごみ組成分析調査における手法及び頻度の見直しを行った。

参 考 資 料

武蔵野市環境基本条例（平成 11 年 3 月 19 日条例第 9 号 最終改正 令和 2 年 6 月 25 日条例第 35 号）

私たちは、科学技術の進歩と社会経済の発展により人類史上かつてない豊かな生活を享受している。

しかし、今日の豊かな生活は、環境への負荷が大きい大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムによって成り立っており、廃棄物の著しい増大や緑の減少などの地域問題とともに、地球温暖化、オゾン層の破壊など地球規模の環境問題を引き起こしている。

今や私たちは、人類の存続にかかわる重大な課題に直面している。物質的豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え方や社会経済システムを転換し、環境への負荷の少ない、循環を基調とした社会を築いていかなければならない。とりわけ武蔵野市に暮らす私たちは、日々必要とする資源・エネルギー、食糧、工業製品などの確保や、その廃棄又は処理を他の地域や国々に依存していることを忘れてはならない。

私たちは、これまで受け継いできた環境を守り育み、将来の世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、武蔵野市（以下「市」という。）、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 環境の保全は、持続的な発展が可能な、環境と共生する都市を構築し、良好な環境を将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、すべての日常生活及び事業活動において推進されるとともに、市民、事業者及び市が協働することによって取り組まれなければならない。

（市、事業者及び市民の責務）

第 3 条 市は、環境の保全を図るため、市民及び事業者との連携に努めるとともに、環境の保全に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 事業者は、その事業活動において、環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

3 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（基本的施策）

第 4 条 市は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

(i) 公害を防止し、健康で安全な生活の確保を推進すること。

(2) 自然環境を保全し、人と自然との触れ合いの確保を推進すること。

(3) 資源の循環的利用及びエネルギーの効率的利用を推進すること。

(4) 廃棄物の減量及び再利用を推進すること。

(5) 環境に関する情報を提供するとともに、環境の保全に関する学習を推進すること。

(6) 環境への負荷の低減に資するまちづくりを推進すること。

(7) 環境への負荷の低減に資する人と物の移動手段の整備及び利用を推進すること。

(8) 日常生活及び事業活動における環境への配慮に関する取組を推進すること。

(9) 良好な景観の確保及び歴史的文化的遺産の保全を推進すること。

(10) 環境の保全に関する広域的な協力を推進すること。

(11) 地球環境の保全を推進すること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関すること。

（環境基本計画）

第 5 条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、武蔵野市自治基本条例（令和 2 年 3 月武蔵野市条例第 2 号）第 23 条第 1 項の規定により策定する武蔵野市長期計画を踏まえ、武蔵野市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全について、目標及び施策の方向を定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ第 16 条の武蔵野市環境市民会議の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の実施にあたっての義務)

第6条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を実施するにあたっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 市は、施策を実施するにあたっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 市は、市の環境の保全に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告書)

第7条 市長は、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(緑豊かな環境の確保の推進)

第8条 市は、緑（樹林、樹木、農地、草花等をいう。）が有する環境の保全における機能を重視し、人と自然との豊かな触れ合いを確保するため、緑の保護育成及び緑化推進に必要な措置を講ずるものとする。

(資源の消費抑制等の推進)

第9条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の消費抑制及び循環的利用、エネルギーの消費抑制及び効率的利用並びに廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境学習の推進)

第10条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深め、これらの者による自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講じ、家庭、学校、地域及び職場における環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

(環境影響評価)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について環境の保全に適正な配慮がなされるように、その事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に評価するために必要な措置を講ずることができるものとする。

(情報の収集及び提供)

第12条 市は、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を適切な方法により提供するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、研究機関等との連携を図ることにより、環境の保全に必要な科学的知見の集積に努めるものとする。

(市民等の活動の促進)

第13条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する民間の団体が行う自発的な環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の環境管理の促進)

第14条 市は、事業者が行う事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減を図るため、環境管理に関する取組が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(広域協力等の推進)

第15条 市は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、国内及び国際交流において、環境の保全に関する協力の推進に努めるものとする。

(環境市民会議)

第16条 市の環境の保全に関する基本的事項について調査し、及び審議するため、市長の付属機関として、市民、事業者等により構成する武蔵野市環境市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

2 市民会議は、次の各号に掲げる事項を調査し、及び審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 年次報告書に関すること。

(3) その他環境の保全についての基本的事項に関すること。

3 市民会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

令和5年度版 武蔵野市の環境保全

—環境施策に関する年次報告書—

令和6年9月 発行

武蔵野市 環境部 環境政策課

〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28

TEL0422-60-1841 Fax0422-51-9197

E-mail sec-kankyou@city.musashino.lg.jp

